

第七十五回
国会

参議院社会労働委員会會議録第十四号

昭和五十年五月二十七日(火曜日)
午後三時二分開会

委員の異動

五月十三日

齋藤 十朗君

補欠選任
鳩山威一郎君

五月十五日

齋藤 十朗君

補欠選任
齋藤 十朗君

五月十七日

辭任
鳩山威一郎君

補欠選任
齋藤 十朗君

五月二十七日

辭任
野坂 参三君

補欠選任
星野 力君

辭任
柏原 ヤス君

補欠選任
藤原 房雄君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

村田 秀三君

委員

玉置 和郎君

丸茂 重貞君

山崎 昇君

小平 芳平君

石本 茂君

上原 正吉君

鹿島 俊雄君

神田 博君

齋藤 十朗君

高田 浩運君

徳永 正利君

森下 泰君

片山 甚市君

委員以外の議員

議長

國務大臣

厚生 大臣

政府委員

厚生大臣官房長

厚生省公衆衛生局長

厚生省環境衛生局長

厚生省医務局長

厚生省社会局長

厚生省児童家庭局長

厚生省保険局長

厚生省年金局長

事務局側

常任委員会専門員

中原 武夫君

浜本 万三君

目黒今朝次郎君

藤原 房雄君

香取タケ子君

星野 力君

柄谷 道一君

中沢伊登子君

田中 正巳君

石野 清治君

佐分利輝彦君

石丸 隆治君

滝沢 正君

翁 久次郎君

上村 一君

北川 力夫君

曾根田都夫君

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

母性保障基本法案(中沢伊登子君発議)

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村田秀三君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五月十七日、野坂参三君が委員を辞任され、その補欠として星野力君が選任されました。

○委員長(村田秀三君) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○目黒今朝次郎君 目黒ですけれども、与えられた時間が三十分というところでありますが、その三十分の時間の範囲内で一つだけ緊急な問題について、大臣なり関係者の考え方を聞きたいと、こう思っています。

それは五月に入ってから、サッカリンの使用緩和の問題についていろいろ新聞に出ておるわけでありまして、ある新聞は、完全に業者寄りの問題であるとか、一体厚生省はどっちを向いているんだと、こういう批判の新聞記事も二つ三つあるわけがあります。

きょうは時間がありませんから、その詳しいことについてはまた次回に譲るとして、まず冒頭、食品衛生調査会の添加物部会——この調査会の委員の構成について、昭和四十七年六月十二日、衆議院の社会労働委員会におきまして、当時の斎藤厚生大臣とわが党の山本委員が議論をやりまして、一定の方向づけが出た。同時に附帯決議も含めてこの調査会のあり方について、大臣答弁並びに社会労働委員会の附帯決議があるわけですが、この内容について大臣御存じでしょうか。

○國務大臣(田中正巳君) 率直に言うて、ただいまの問題について存じ上げておりません。

○目黒今朝次郎君 厚生行政を預かる厚生大臣が、この衆議院の社労委なりあるいは参議院の社労委の附帯決議について存じていないというのは不届き千万だと思んですが、一口で言いますと、この調査会については従来学識経験者の代表が入っておるわけでありまして、消費者の代表が入っていない。したがって、消費者の代表を入れるように、次の委員の改選までに考えないといふのが四十七年六月十二日の社労委における当時の齋藤厚生大臣とわが党の山本委員のやりとりで、結論的に次の改選の際に三ないし五ぐらいの委員が入るように配慮したいという大臣答弁でけりになっているというのが第一点です。

第二点は、いろんな食品の添加物については安全性もさることながら、できるだけ添加物は使わないような方向で今後指導しよう、努力しよう、と、そういう点の一つあるわけなんです、この二つが私が質問したことでありまして、この件について関係局長、大臣が知らないようでありまして、関係局でこの二つの件について確認して結構ですか。

○政府委員(石丸隆治君) 食品衛生法でございますが、この食品衛生法は本来食品から消費者の健康を守るという、いわゆる消費者保護の見地に立つてこの法律が制定されておるものでございまして、したがって、ただいま先生御質問の食品衛生調査会の機能につきまして当然この趣旨に沿ってこれが運営されているものと考えておるところでございます。

しかしながら、この食品衛生調査会の委員の構成について申し上げますと、これは非常に専門的な事項について御検討、御審議願っている委員会でございますので、そういった意味合いから、従来この食品衛生法第二十五条にその委員の構成の要件が書いてあるわけでございますが、これにやはり学識経験者をもってこの委員に充てるといふこ

とになっておるわけでございます。しかしながら、従来からこの委員会等におきまして、この食品衛生調査会の委員の構成についていろいろ御質疑あるはその御意見等も承っておりますわけでございます。われわれといたしましては従来からこの学識経験者の範囲内において、しかも消費者の意見を代表するような立場にある人々をできるだけこの委員として発令したいというようなことで従来から対処してまいっておるわけでございます。

この委員の人数等でございますが、先生、もうすでに御案内と思ひますけれども、消費者的な立場に立つての委員といたしましては、これは薬剤師の先生でございますけれども、主婦連の高田ユリ先生、あるいはこれは医者でございますけれども、国民生活センターの宗像委員、そういったふうにして、できるだけ消費者の立場に立つての御発言ができるようないわゆる学識経験の人々を委員として任命するよう努力いたしておるところでございます。

○目黒今朝次郎君 局長ね、そういうことを全部前提の上に、いまあなたが言ったことを、学識経験者であるとか衛生法の第何条であるとか専門家であるとか、そういうことを全部前提の上に議論されているんですよ。いまあなたが言ったようなことも齋藤大臣が答弁をして、それを追い打ちをかけて話をされた結果として、やはり消費者の代表を入れようと、そういうような結論になったという、まあ私、時間がなから、時間があれば議事録を全部読むんですがね、時間がありませんから、局長が言ったことを、前提を全部百も承知の上でさらに消費者の代表を入れようと、考えましよう、次の改選期にやりましよう、こうなっているんですよ。ですから、その点を全部卒業した上で厚生大臣が言っているということを考えた際に、四十九年二月、改選期がありましたね、去年の二月が改選期だそうでありましたが、その改選期の際にこの齋藤厚生大臣の国会答弁が実施されていらないということについては確認していいで

すか。

○政府委員(石丸隆治君) この人数の点につきましては、前齋藤厚生大臣がたしか四、五名というような表現をされておられるわけでございますが、必ずしも四、五名までにはいっておりませんけれども、先ほど申し上げましたように、この四十七年当時高田委員だけであつたものをさらに国民生活センターの理事の先生にもお入りいただいているというふうな方向で、できるだけ消費者の立場に立つての御発言を期待できるような先生に委員におなりになっていただいている次第でございます。

○目黒今朝次郎君 私はどうせ詭弁を使われたつて、いま先ほど何回も言うとおりの、そういう学識経験者という前提を踏まえた上で答弁している、いわゆる消費者代表、消費者の団体の皆さんから推薦を受けた消費者代表という性格の方は遺憾ながら入っていないということで私は断定せざるを得ない。高田ユリさんとか何とか話がありますがね、それは従来学識経験者で入っておった方であつて、そういうことを踏まえた上の議論です。それから、したがって現在の調査会にはいわゆる消費者代表が入っていない、こういう認識を私は崩すわけにはまいらぬ、こう思うのです。これは私は時間があればとことんまで追及します。われわれは入っていないと思つてゐる。従来調査会をやつた、その従来調査会が今回、四月三十日でしたか、従来のを一キロ、一ミリグラムですか、緩和するということであるという作業をやられたわけですが、その作業の中で二つくらいだけね、ちよつと時間があつたら聞いておきたいのですよ。サッカーそのものにはいわゆる発がん性がないけれども、不純物にあるらしい、こういうおたくの見解で会が進められたと、ところが不純物については、日本の研究機関が全然研究しないで、外国の三つの何か資料があつたそうですね。その外国の資料によつて不純物については問題ないという形で委員会が押し切られたという新聞記事並びに関係者からの話があるわけですが、不純物がど

うも臭いと言つておる不純物について、外国の資料で日本自体が究明しないまま、安全だという断定を下すことができるかどうか。なぜ不純物について日本側として調査をしようとする努力がないのか、この件について一点お聞きしたい、こう思ふのです。

○政府委員(石丸隆治君) サッカーの不純物、特にその不純物の中で、オルトトルエンスルホン酸アミドと、それに基づきます膀胱腫瘍との関係につきましては、いろいろな意見があるわけでございます。それで、今回そういったいろいろな各国のデータ等を参考にいたしました決定がなされたわけでございますが、その際が国のデータとして、そういったものがないではないかということでございますが、これはまあ、いろいろたいてい先生の御指摘の、外国の三つのデータというのがどれかちよつと明らかでございませぬけれども、確かにそういった外国のデータも使つておりますし、またわが国におきまして、今回調査会において一番の大きなデータとして、重要なデータとして採用されましたデータが国立衛生試験所の池田博士の行いました実験でございまして、この池田実験が一つのいわゆる不純物と申し上げましようか、そういったわが国で使われるサッカーに使つたものでは膀胱腫瘍を発生しないという一番のよりどころになつたわけでございます。なおそのほかに、先生御指摘のように外国のいろいろなデータもこれに採用いたしております。

○目黒今朝次郎君 それから突然変異の究明が行われなかつたという新聞記事があるのですが、これはどうですか。

○政府委員(石丸隆治君) 先ほど先生おっしゃいました三つのデータというのが、恐らく突然変異のことを先生御指摘になつたと思つたわけでございますが、外国にこの三つのデータがあつたわけでございます。さらに今回わが国におきまして、国立のがんセンターの、これは杉村研究所長でございしますが、その杉村所長に急遽実験を行つていただきます、これに基づいてこの突然変異性が認め

られないという実験データがあるわけでございます。ただこの食品衛生調査会におきましては、従来から公表されたデータのみを資料として採用するといふ一つの取り決めがあるわけでございます。そして、そういう意味におきまして、今回国立がんセンターで実施いたしましたデータにつきましては、これはまだ公にされたデータではないわけでございます。まあ個人的にわれわれが手に入れたデータでございしますが、審議の際にも参考にさせていただきます。

○目黒今朝次郎君 委員長にお願ひしたいのですが、今後この問題で六、七点は疑問の点があるのですが、時間がないので不十分ですが、ただ言えることは、冒頭申し上げた非常にこの消費者運動の問題のあるこれらの問題について、四十七年以来議論になっておる、調査会に消費者の代表が入っていないということ、それからいまま不純物であるとか突然変異の問題について国内的な問題が行われていないという問題、それからもう一つは、これも時間があれば一問一答で聞きたいのですが、四月三十日のいろいろな委員会の運営について、きわめて厚生省サイドで一方的にリードをされたという、委員の中から私に対してそういう申し出があるわけなんです。それから委員会の資料が十分に議論されないままやられた。それから東京のつけもの売りの業者の方々の動向が、一部新聞にあるような非常に国民に疑惑を与える問題がある、こういう点から考えますと、私は本委員会でもう少し時間をかけて議論をして、国民が納得する段階でこのサッカーの問題について厚生省の告示をする、そういう慎重な配慮をしてほしい。また一部聞くとところによりますと、ある政治勢力が厚生省に圧力をかけている。これは私はこんなことないと思うのですが、あつたら大変なので、そういうこともいろいろ言われているわけでありまして、それから、そういう疑惑を解いてからこの問題について告示という方向に、私は慎重に扱つてほしいというところを社会党を代表して申し入れたというところ、これに対する見解を聞いて、この問

（和名）一葉　　ネリイロコト　　二級と
一級は大体問題なく適用される、二級は常時介護
を必要とする者、しからざる者が混在をする、
したがって二級の中から該当するものを拾い上げ
る、こういう結果になると思うわけでありませう。
そのことは非常にこの基準を複雑にしているとい

見もおおいかと存じますが、繰り返し申し上げますように、重度の障害者に対する福祉の措置といふことを出発としたしましたものでございまして、これと同じような他の制度につきましても所得制限の措置は講じられているわけでございします。ただ所得制限の額そのものにつきましては毎年改善を見ているわけでございまして、ただいま御指摘がございましたように、おおむね一〇〇%に近い人が保障されております関係もありますので、額の改善につきましては今後とも努力をしてまいるといたしまして、所得制限そのものの撤廃ということについてはいかがであらうか、かように考えている次第でございします。

○柄谷道一君　まあ、いろいろ異論、意見のあるところでございますけれども、私は横に形式上並べるといふことも必要でございしますけれども、そ

れぞれの金額なりそのものの持つ性格というものによって、これはやはりそう、四角四面な基準ではなくて、やはり配慮を要するべきものとしからざるものという温かみのある配慮が今後は必要ではないか、制限緩和ということも必要でございませうけれども、今後の一つの課題として厚生当局においても御検討を願いたい、こう思います。

それから時間の関係で次へ移りますけれども、わが国のこの医療施策の中で、在宅の施策というのが立ちおかれている、これは一般に指摘されて

いるところでございます。その意味で、今回の法改正は一歩前進したことを評価するものでありますけれども、在宅の重度身障者を抱える家庭の精神的、経済的な負担というものはこれははっきり知れるものではありません。介護をする人はパートで働くこともできないければ内職も十分にできない、付添介護人をつけようと思えばこれは高額でその利用も意に任せない。山下政務次官も、これは大臣不在の委員会でごさいましたけれども、衆議院で、老齢福祉年金が発足の趣旨と違つて生活費の一部となっているように、この制度も小さく産んで大きく育てたいと、こう答弁されております。したがひまして、私、大臣に率直にお伺いす

るんでありますけれども、明年度この金額についてはやはり飛躍的といえますか、増額について大臣としての積極的な御努力をされるという趣旨にこの答弁を理解してよろしくうございませうか。

○國務大臣(田中正巳君) 福祉手当は何分にもことし創設された制度でございますので、いろいろ今後改善の余地があるというふうなことを考えております。ただいまのところまだこれについて確定的な御答弁を申し上げるところまで検討は進んでおりませんが、これについては範囲、所得制限等々いま柄谷先生御指摘の問題がいろいろあります。もし許すならば私は金額の点についてこれを積極的な姿勢を——全部やればけっこうですけれども、なかなかさういふふうな場合については、金額の点について今後歩を進めていくという方向をとりたいたいのだというふうに考えておるわけでございますが、いま幾らにするとかあるいは必ずこうするとかいうふうに申し上げられませんが、気持ちだけを吐露しておきたいと思ひます。

○柄谷道一君 大臣のせっかくの御努力を期待をいたします。

在宅の問題になりますと、さらに家庭奉仕員、ホームヘルパーという問題が浮かび上がってくるわけですね。現在、身障者に対する家庭奉仕員は全国で千二百名、重度身障児に対して千二百名と、余りにもその数が少ない、これは指摘するまでもないと思ひます。さらにこういう点を考えますと、今後老人、身障者、重度身障児等を包括いたします総合的ヘルパー制度というものを確立をいたしまして、総合運用によってその密度を濃くしていくという配慮が今後の厚生行政の中に必要ではないか、こう思ふのであります。その点に対する大臣の所見と、もう一点、私は一昨日、大臣ともどもに重症身障児を守る会の大会に出まして、私自身も非常に感ずるところが多かつたわけでございますけれども、緊急一時保護制度の創設について大臣から非常に心温まるごあいさつを受けまして、私も意を強くしている一人でございます。これからの問題にならうと思ひますけれども、

も、これらの点を含めまして、総合した在宅医療体制の確立について大臣として今後前向きに積極的に御検討願ひ意欲であると、こう理解するんでございませうか、よろしくうございませうか。

○政府委員(久次郎君) 前段のホームヘルパーの点につきましてお答え申し上げます。

御指摘のように、身障並びに重症心身障害児、それから老人ヘルパー、合計いたしまして一万二、三千になるかと思ひますが、御承知のとおり、身体障害者あるいは重症の障害児をお持ちの御家庭は市町村の場合きわめて散在しておられます。したがって、数の拡充もさることながら、彼此融通した総合的なヘルパー制度ということとをわれわれも考えていかなければならぬと存じております。

きょうあたかも神戸でヘルパーの研修会をいたしております。ただいま御指摘のような線に沿った検討を今後の課題といたしたいと、かように考えております。

○國務大臣(田中正巳君) 在宅対策というのは、この種のものについておこなわれていることは御指摘のとおりで、今後伸ばしていく方向として十分私どもは考えにやならぬ分野だらうと思つております。

ヘルパー等々につきましてもいろいろ具体的な御提案がございましたが、検討をいたしていききたいと思つております。

それから、いまの一時保護制度につきましては非常に体験のある、現実の御家庭から出た一つのニードだらうと私も受けとめておりますが、実際問題としてこれを一遍に全国各地にやるといふことについてはなかなか実はずな問題だけではないか、こう思ふので、あの種のお子さんをどういう形で一時的にお受けしていいか、中にはまた、あの節に私ちょっと申しましたけれども、手がわりのそのお子さんについて経験のない方々にお預けすることがなかなかむずかしいという声も聞きますが、しかしそんなことばかり言つても仕方がございませうから、私は明年ひとつテストケースで

これについてやってみたいというふうに実は思つていられるわけでございますが、これらについてももう少し具体的な点について詰めて、また皆さんの御協力を仰ぎたい、かように考えております。

○柄谷道一君 これまた本当に御努力を期待をいたします。

次に、政府は今国会でILO百二号条約を批准する予定であるということを聞いていられるわけでございますが、これは厚生大臣というよりもむしろ國務大臣として批准案を一体いつごろ提出をされる御予定であるのかお伺いします。

○國務大臣(田中正巳君) たしか三月七日の日の閣議で批准案を決めまして国会にお願いをしているところだといふふうに思つておりますので、この後はひとつ国会でできるだけ早く御審議を賜りたいというふうに思つております。

○柄谷道一君 そうしますと、このわが国の現状を見ますと、ILO百二号条約の中で家族給付部門が要件から遠く離れていることはもう御承知のとおりであります。特に四十四条関係の給付内容は四十八年所定給付総額三千四百三十六億円必要なのに對して七百五十億、昭和五十年年度でも千五百億程度でございます。金額の上積みとともに、その支給の對象にいたしまして第三子からの支給對象というのは世界的にもきわめて少ない、大部分は第一子及び第二子より支給されていることも御承知のとおりであります。国際的にこのILO百二号条約の中の家族給付部門の立ちおくれといふのはあらゆる面をながめてもこれは事実でございます。大臣は四月十五日の本委員会におきまして日本におきましては給付体系の問題もあり、いま一度踏み込んだ検討が必要ではないか、こういふ御答弁をされていられるわけでございます。しかし、私は社会保障制度審議会が昭和三十七年八月二十二日、次のように答申をいたしております。

「児童手当の問題は、人口問題としても、家族制度の問題としても、きわめて重要な問題であり、慎重な考慮を要する点が多い。詳細についてはなお検討を期した

いが、雇用構造の変化からみて、まず被用者に対する社会保険として充足させる。全国民に実施するのは下記の段階であるが、被用者以外の国民のうち一定所得以下の者については被用者と同時に実施すべきである。支給対象とする子はこれらの者の扶養する子女で義務教育終了前のものとし、なるべく第一子からすべきである。」「こう出されているわけでありませう。多々ますます弁士という意味ではございませうが、この趣旨に沿うために将来展望としては第一子より支給をしない、しかしそれが一挙にできないとするならば、財源との関連、給付体系との関連等を考慮して、当面保険制度としてでも一子、二子はこれを拾い上げていくべきではないかというのがこの制度審議の答申の意味であらうと、こう思ひます。自來これ十三年経過しているわけでございます。給付体系上の問題、財源の問題というその理由でこの十三年間これらの問題が今日に放置されているということ、私は、政府のこれは怠慢ではないかとすら指摘せざるを得ないのであります。今後の家族給付、いわゆる児童手当の発展というものの對する厚生省としての方針を承りたい。

○政府委員(上村一君) 三十七年に社会保障制度審議会が答申を出されたときの内容はいまお話をいたしましたとおりでございますが、四十六年に私どもが児童手当法を制定いたしましたときには、被用者あるいは被用者でない者を区別することなく全国民にまで一応広げたというふうに考えられます。三十七年当時の答申よりも、範圍の点においては進んでおるのじゃないかというふうな考へておられるわけでございます。ただ、その後児童手当法を制定いたしました際の制度審議会の答申、それから今回の制度審議会にお諮りいたしました際の答申の際には、そのいろいろ今後の根本的な検討について私どもの方に宿題を投げかけられておるわけでございます。ただ、児童手当の問題と申しますのは、前からもいろいろお話を聞いておりますように、児童福祉の分野でいろいろ緊急を要するような事項等もございまして、根本的にどう

こうするところまではまだ私も考え方を
まとめおける段階にはなっていないという状況
でございます。

○柄谷道一君 私はこの児童手当を社会保険制度
にすることの適否を言っているわけではないので
す。いま局長言われましたけれども、被用者のみ
でなく、全国民を対象とした児童手当制度の必
要、これはもう問題はないんです。しかしそれは
三子からしかできないとするならば、全国民を網
羅するものは三子、二子と漸次長期的に行くに
しても、その経過的なプロセスとして一時的に低
所得者及び被用者については保険制度でこれをカ
バーするという、これは現実的なプロセスを一つ示
唆したのがこの制度審の答申ではないかと、こう
私は理解するわけでありまして。これ以上の議論は
もうあと残された質問時間五分しかございませ
んで、きょうは問題指摘だけにとどめますけれ
ども、やはりいつまでたってもこれでやむを得な
いのという、そういう姿勢ではなくて、やはり国
際的水準に到達するために、どういうプロセスと
どういう手法というものがあろうか、このことに
対してはもう少し積極的に前向きな検討という
ものがなされるということでないかと、私百十年
待っている、これは国際水準に達するということができ
ないのではなからうかと、こう思いますので、この
点もひとつ大臣としての意欲的な検討をお願い
いたします。

それからあわせて、私はILO百二号条約
と言いますと、母性給付も要件から外れている
とはこれまで明らかでございます。この問題につ
いて同じく制度審が答申いたしておりますけれど
も、この答申内容は時間の関係で朗読すること
は省略します。よくこの問題を指摘しますと、政府
は出産は疾病のカテゴリーに入っていない、それ
から慣行料金を診療報酬体系に組み入れるとい
うことになりまして、他の体系にも非常に大きな影
響を与えるので技術的にも非常に問題がある、こ
の二つの理由をもちまして現物給付化の困難性を
主張されているのであります。私はこれらについ

てはぜひ今後ともの検討が必要でございませう
けれども、一步譲って現行の現金給付という制度を踏
襲するにしても、その六万円という最低基準は、
ちょっと現実からず離れているのではないかと
、こう思います。これは民間の病院ではありま
せん。国立相模原病院での一例でございませう
けれども、本年の二月二十五日出産をいたしました
私の知人から、いろいろ資料を取りまして、通院
料七千七百七十円、十回分でありまして。入院十一
日分、十四万三千円でありまして。産後一カ月間
の健診が千五百円、それから入院中のリース代千
五百円、その他胎盤処理料等の雑費が約七千七百
円、合計いたしますと、十六万二千四百三十円と
いうのが出ております。これは現実に本年二月、
国立の相模原病院で分娩した場合の分娩の実態で
ございまして。一時、私も社会保険審議会の委員を
しておりますときに、六万円によりましておおよ
ね現物給付に近い線に到達できたと言ったわけで
あります。その後の諸物価の高騰、その他の要
因から、現在の六万円では、実態を要する分娩諸経
費の三分の一程度しかカバーできていない。この
問題は、診療報酬体系の検討とも何とも別個で
ございまして、それらの抜本的な検討は引き続き
行いまして、現金給付のひとつ見直しというも
のが必要な時期ではないかと、こう私は思います
が、これに対する大臣の所信をお伺いします。

○国務大臣(田中正巳君) ILO百二号条約は、
必ずしも現物給付にしろとは言っておらないわけ
で、本人負担のないようにしなさいと、こういう
ことを言っておるわけでありまして、そうやって
まいりまして、現物給付には言うべくして実はい
ろいろな問題があるわけでございます。私もい
ろいろ検討しておりますけれども、一朝一夕には
簡単にはいかないんじゃないかというところをお
それているわけですね。そうならば、先生がおっしゃ
るように、現金給付の面において改善を加えなけ
ればならぬ。せっかく一遍アプローチしたものが
が、また先に行ってしまったというのが現下に置
かれてある実情のようでございまして、これは

ひとつでできるだけ早い機会に現金給付で実勢から
余り乖離しないように改善を加えなければいか
ぬ、とりあえずはそういう方向でいきたい、か
うに思っております。

○柄谷道一君 ILO百二号条約批准というものが
が、九部門中四部門を満たしているから批准要件
はいんだというだけにとどまらずに、特にいま
言いました出産、そして家族給付、こういう面
につきましても、この批准を一つの契機として、よ
り積極的な行政の姿勢というものを強く要求を
いたしたいと思っております。

で、最後に、時間が参りましたので、私は、予
算委員会の分科会でも大臣に御質問したのでござ
いますけれども、この種の委員会を開きますと、
老人対策の問題、医療の問題、母性保障の問題、
児童の問題、さらに医療福祉施設の問題など、ま
さにこれは要求といいますが、要望は無限である
と思っております。しかし、これを現実に移して
いくための財源というところになりますと、これは
有限でございまして。時たまたま昭和五十一年から
新経済社会発展計画がスタートをする。これに対
応するものとして社会保障五カ年計画というもの
も厚生省でひとつ検討をしたいということもたび
たび述べられていたところでございまして。私は、
その社会保障五カ年計画に当然中期計画と、これ
らの社会保障拡充に対する諸要望というものを対
応して、そのウエイトと、順序というものを、順
位というものをどのように盛り込んでいくべき
か、これらについてもこの計画の中で明示される
ものと期待いたしておりますけれども、その点に
対する所見をお伺いをいたします。

○国務大臣(田中正巳君) おっしゃるとおり、社
会保障につきましても、計画性を持たなければな
らぬし、政策の選択、プライオリティーというも
のをこの際考えていかにやらねばというところは、
私もかねがね考えているところでありまして。そ
で昭和五十一年から新経済計画というものが策定
されるならば、それとの見合いにおいて、この種
の中期計画というものを立てたいと思っております。

したが、いまのところはつきりいたしません、
どうも現在の経済情勢を踏まえて、五十一年から
発足できるかどうかということについて、経済企
画庁等いろいろな論議が行われているというこ
とを聞いておるわけでございます。もし、向
うが五十一年から発足できなくて、五十一年中に
策定し、五十二年からということになるならば、
と、こう実は思っておるわけですが、基本的な
はいまだ私としては中期計画を立てることにつ
いて崩れておりません。

なお、いま私が最も悩んでいることは、こうし
た激動する経済情勢下にあつて、本質的な一体
経済動向と、一時的な経済動向とをどう見分け、ど
うのようにならざるに社会保険を伸ばしていくか。
短期的に現在の経済情勢、財政状況を見て、下手
にこれに乗ってやったらならば、私は妙に萎縮した
経済計画ができやしないかと、これは先生方皆理
解ができるだろうと思ひますが、もう少し長い目
でやはり見ることしなければならぬ。ここにこ
の種の中期計画、社会保障の長期計画を立てる場
合において一番私はむずかしい段階にいまあるの
ではなからうかと思っておりますが、基本的には
乏しい財源の中でも、できるだけこれを伸ばして
いきたいと思ひますが、財源全体を今後経済成長
の過程において、どのようにこれを長期的に見渡
すか、これがなかなかむずかしいところであらう
というふうにおもっておりますので、基本の方向と
して社会保障を伸ばしていくという場合に、誤り
なきを期したいというふうな思ひで、せっかく腐
心をしているというものが現在の私どもの心境で
ございまして。

○柄谷道一君 時間が参りましたので、これ以上
の質問はまた次回に譲りたいと思ひますけれど
も、よく総論あつて各論なしということが言わ
れているわけでありまして、事社会保険に關して
は、総論もなしというのが現状の率直な実態だろ
うと、こう思ふわけでありまして。そこに社会保
障問題の混迷もありまして、いろいろ迷ひ、前進
しないという大きな障害の要因になっていると思

ますので、これは非常にむずかしいし、かつ重要な問題でございます。各政党の意見も総合しなければならぬと思ひますが、ぜひ厚生当局におきまして、そうした確たる中期計画の策定について、広く意見を徴しながら、一日も早く確立されることを要望して、私の質問を終わります。

○山崎昇君 各委員からかなり細かな質問等もございまして、相当問題点も明らかになったと思うのですが、締めくくりに私の方から二、三お伺いをしたいと思います。

その第一は、先ほど目黒委員からお話がございましたが、この法律案の第一条から「国」という言葉がなくなつて、そうして、その一つの問題点として負担区分が十分の八は国で、十分の二は都道府県で、こうなりました。都道府県でやることの十分の二の財政負担というのは、お聞きをしますという、地方交付税でやるようでありまして、ね。なぜ私は今度の法改正でこの問題だけ都道府県に十分の二負担させるのか、どうしてそれを地方交付税という方式でやらなければならぬのか、なぜ全部国でやれないのだろうか、これが一つ疑問になります。さらに私はこの問題は法定の支給でありますから、自治体で自由裁量権がございせん。自治体である程度自由裁量権がある、上積みをするとか何とかという問題なら、地方自治体の財政である程度やることもあり得ると思う。しかし、今度の問題は全部これ法定ですから、自治体には自由裁量権がないのです。そういうものをなぜ「国」という言葉を削つて、この負担区分をしなければならぬのか、この辺がどうしても先ほどの答弁では理解できないのですから、もう一遍この「国」という言葉を削つたことに関連をして、自治体に一部負担をさせるというやり方をとつたのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(翁久次郎君) 重度の障害者に対する福祉の措置といたしましては、従来施設に入所をさせる、それから在宅につきましては、在宅のいろいろな援護措置を行う。これは御承知のとおり地域に密着した自治体なり、あるいは大きく言えば

ば国の責任でございます。特別児童扶養手当につきましては重度の身体障害、重度の精神障害を持つております特別なダブルハンディの人に着目して、とりあえず国がこれに対して特別児童扶養手当制度として発足したわけでございまして。

今回のこの制度の改正につきましては、先ほど申し上げましたように、福祉の措置として在宅の人と、それから施設に入っている人と、こういった両方を踏まえて、それに対する国並びに都道府県あるいは市町村の福祉に対する姿勢を明らかにするというのがこの制度の一つの基本につながつてくるものと考えているわけでございまして。御承知のとおり、施設につきましては措置費をもちまして国が十分の八、これを入所させております都道府県、市におきましてそれぞれ残りの十分の二を負担しているわけでございまして。したがって、地域に住んでおられてそして入所できない、こういった重度の障害者に対する福祉の措置として施設入所との関連等勘案いたしましたとして、十分の八、十分の二という負担区分を設けたのでございまして、国がやはりこういった重度の障害者に対する福祉の措置に対する一つの新しい姿勢というものを在宅を制度として導き出す、これに対する都道府県なり市町村の応分の責任を明らかにするというのがこの趣旨でございまして。

問題はあと財政問題になるかと存じますけれども、これはただいま御指摘がございましたように、都道府県、市町村全体の交付税という制度でこれをカバーしていこう、こういうこととした次第でございまして。

○山崎昇君 それはおかしくありませんか。たとえば憲法の二十五条から言つたて、国が全部責任を負わなければならぬこれは行政でですね。ただ、実施に当たつて自治体をどう協力させるかということはあり得ると思う。それから、施設の場合、これは運用上の問題が入つてまいりますから、私は多少の幅があると思う。ところが、いまの特別児童扶養手当にいたしましては、法定費用ですと、たとえば四千万と決まれば、自治体でそ

れをどうすることもできませんね。全部国が決めて国が実行する以外にないじゃないですか。だから、どうして負担だけは二割、十分の二を都道府県だけにやらせてそれで姿勢を示したということにはならない。これは、私はどうしても納得できない点なんです。さらにこれはやがて額が大きくなって、あるいは将来社会福祉全体の問題と関連してきて、自治体の財政というものと関連をしていくと思ふのです。そういう意味で言うならば、少し極端ですけれども、国は一体の責任を逃れて自治体におんぶがせしていくという考え方がこの中に入つてきているのじゃないだろうかという疑いすらある。そういう意味ですから、私はやはりこれらの問題をやる際には、実施の段階で自治体に協力させることはあり得るとしても、実際の責任は国が全部持つてすべきではないだろうか。交付税はせいぶん幅があるんですよ、交付税のやり方は御存じのとおり。そういう点からいまして、これは納得できませんから、将来もう一遍この点については考えてもらいたいということをお願いしておきたいと思ひます。

それから、時間がないので、はしょつてまいりますが、特別児童扶養手当の性格は先ほど答弁もございまして、一体これは、性格は私どもどういふふうに理解しておつたらいいのか、これは介護的な手当も入っているのか、見舞い金なのか、あるいは本当に生活が困るから何か国で全部めんどう見るといふ一部の考え方が入っているのか、どうもこの性格がわかりません。あわせて今度つくられた福祉手当というものの性格も一体何なんだろうか、これも。先ほど見舞い金というふうなお話であつたと思うんですけども、これは見舞い金か、そうでないかによつて私はこれからあり方が違つてくると思うので、この二つの性格についてお聞きをしておきたい。

○政府委員(上村一君) まず特別児童扶養手当の方でございますが、三十九年に重度の精神薄弱児を持つたその親御さんに手当を出すということでスタートいたしましたので、その後範囲を広げて今日

の特別児童扶養手当になつたわけでございまして。目的としましては、結局、精神なり身体にハンディキャップのある子供を抱えておられる親御さんというものは、介護ということもあるでしょうし、それからいろいろな経費がかかる、そういった家庭のいろいろな負担に着目をして、そういった家計の援助をすることによつてそのお父さんなりお母さんというものがハンディキャップのある子供を十分養育できるようにと、そういうところにねらいがあるわけでございまして。特別児童扶養手当の性格でございまして。

○山崎昇君 福祉手当は……。

○政府委員(翁久次郎君) 福祉手当につきましては、在宅の重度の障害者に対して、先ほど申し上げましたように福祉の措置の一環として、日常生活に常時介護を必要とするような人々の持つております精神的な、あるいは肉体的な負担に対する何らかの対応ということに着目した手当というふうに考えております。したがって、ある意味におきましては、先ほど御質問がございましたように、見舞い金的な意味もございまして、あるいはある意味におきまして、いわばそういった物質的な負担という意味においては若干の補償的な意味があるわけでございまして、何といたしまして、当初に出発いたしました特別児童扶養手当の三千万というものもある程度額を決定する場合の一つの要素として考えましたので、現在四千万ということを出発しているわけでございまして。

○山崎昇君 実はいま性格をお聞きをしましたのは、いま、あなたの方の説明によると、生活補助の考え方も多少入っている、介護的な意思も多少入っている、福祉手当の場合には見舞い的な要素も多少入っている、こうなりますね。そうすると、どうも一言で言ううと、私どもなかなか理解しにくいんですね。なるほど対象は違ひますよ、対象は違ひますが、一体なぜこんなに複雑にせんきやならぬのかということが一つあるし、もし、いまあなたの方が言われるようなことであるな

らば、なぜこれが、たとえば特別児童扶養手当の場合ならば一月、五月、九月の三回払いなのか、あるいは福祉手当ならば二月、六月、十月の三回払いなのか。これは国民年金のときに私は一括して聞きたいと思っておったんですが、関連をしてお聞きをしておきますが、もし生活補助も一部入る、介護的な要素も入るといふことになれば後払いというものはおかしいのではないかと、思う、それは。なぜかと言うと、いまのようにインフレがどんどん高進したり物価が上がっていくとするならば、当然その月はその月である程度見てやらなきゃならぬ、これが一年三回で後払いにするというところは、性格から言うと私は合わない、なにかあるんじやないだろうか。そういう意味で言うならば、当然行政事務的には私は多少複雑さが入ってくると思うけれども、毎月払いにでもすべきものではないだろうか、こう思うんですが、重ねてこの性格と支払いの方法と関連をしてお聞きをしておきたい。

○政府委員(上村一君) 特別児童扶養手当の性格は、先ほど申し上げましたように障害児を抱えているというところと金がかかる、そういう家計の支出が余分にかかるのでその一部をカバーしようという趣旨で出すものでございます。そして障害児を抱えたという実態に着目をして、そういう実態があれば手当を出すということになりますから、何と申しますか、一定の事情が推移した後で、つまり法律の言葉をかきれば、その四カ月から四カ月たった翌月に過去四カ月分を払うというふうなシステムをとっているわけでございます。現在、年金初めいゝんな所得保障的な給付がございまして、それは、物によりまして年に四回払い、あるいは年に三回払い、あるいは年に二回払いというのがあるわけでございますが、結局は事務が非常に複雑であるというところに尽きるというふうに考えております。

○山崎昇君 いや、それは、ですから事務の複雑性というところは私からぬわけではない。それは支払いをする側の論理であって、いまあなた方が

が性格論として、多少であつても生活の補助というところになっている。介護的という要素になっている。そうすると一番最初に、これは支給すべき対象の人かどうかと決めるときには、多少のおくれはあり得るかもしれない、しかし、一たん認定をされたら、それに対する支払いは当然支払いを今度受ける側からの論理に立つて私は考えてみる必要があるんじゃないか。いまのように、さっきも申し上げましたけれども、これだけ物価がどんどん上がった、インフレの時代に、せっかくのあなたの方のやつは、もったときには、使いたくないようなと言つたら少し言い過ぎになりますけれども、かなり貨幣価値としては急落しているときにもちろむということになる。私は当然これは後払いにすべきものではないんじゃないかと思うんですが、ですから、たとえば特別児童扶養手当の場合は一月、五月、九月に支給期になってい

ますが、なぜ一月、五月、九月にしたのか、これもわかりません。あるいは児童手当の場合は二月、六月、十月になっている。一般の年金の場合は年四回になっている。私は、一番弱者と言うならば、一番その人が精神的にも苦痛があり、ほかの生活とハンディがあると云うならば、前払いにいかぬにしても、もっと、弱者救済という立場から言うならば、毎月でも、多少の複雑さはあつても支給すべきものではないかと思うんです。これは一気にはできないかもしない。私は年金の場合に郵政省呼んで聞いておりますが、なかなかオンラインの設定等もあつて、いまだ困難だといふので、五十三三年ごろをめどに検討していきなさいという話もありました。しかし、いざにしても私は、厚生省という立場から言うならば、本当に弱者の救済をする、こういう困ったところに救済をすると言ふならば、当然支払いを受ける側の論理に立つてもう一遍これは再検討すべき事項じゃないかと思うんですが、どうですか、これは大臣から聞いておきたい。

○政府委員(上村一君) まず、最初のお話しになりましたいろいろな制度によって支払い時期が違

うと申しますのは、お話しになりましたように、郵政官署における窓口のふくそうを避けるというきわめて技術的な点だけでございます。

それから、こういった支払い期日をどうするかと申しますのは、一児童扶養手当あるいは福祉手当だけの問題じゃございまして、各種の年金あるいは恩給等にも関連のある問題でございますから、いま直ちにどうこうするということとは、私の方としましては答えにくい点、御了承いただきたいと思ひます。

○山崎昇君 実務的にはあなた答弁しにくいでしょう。それは関連することは私だって承知してはいますよ。しかし、少なくとも厚生省の態度としては、それぐらいのことを私は考えるべきじゃないかと思うんです。いまここで毎月払いにしますとかどうなんというところは、それは言える問題じゃないかもしない。それは支払いの技術の問題もあれば、実務取り扱いの実情もあるでしょう。あ

るでしようが、先ほど来聞いている性格から言うならば、後払いにすべきものではないと私は思う。そういう意味では、厚生大臣、これはひとつ私は厚生省で、本当にあなた方が弱者を救済すると言ふならば、やっぱり支払いを受ける立場の論理にもう少し立つてもらつてこれは検討してもらいたい。もちろんこれは年金も関連してまいりますから、すぐとは言いませんけれども、少なくともこれに対する熱意だけ私は示してもらいたいと思うんですが、どうですか。

て申し上げることが簡単ではない、あるいはうっかり言うと言言になるといふことになろうと思ひますので、姿勢だけは踏まえて、今後努力の方向を進めたいというふうに思ひます。

○山崎昇君 なかなか歯切れ悪いのだ、よきそうであらう。私だって公務員生活二十五年もやっていますから、実務的なことは承知いたしております。だが、これだけ多くの問題がやっぱり提起をされてきたら、たとえば三回払いを四回払いにするとか、あるいは四回であつたら五回にするとか、少なくともそれぐらいの検討が私はあつてい

んじやないか、それぐらいのことは厚生省みずから検討していいんじゃないだろうかと思つてい

ます。いますぐここであなたが、毎月払いにしますなどということを言えるわけでもないし、またそれだからといって、私は食言としてど

うするといふ意味じゃない。少なくともしかし厚生省の態度としては、もう少し支払いを受ける立場の人の論理に立つてこの問題というのは考えてもらいたいということを強くこれは要望しておきたいと思ひます。

それから関連をしまして、いまこれつくつたばかりでありますから、いままぐどうということにならぬかもしませんが、一体厚生省は、これから特別児童扶養手当というものと福祉手当というものを、どつちを重点を置いてこの重度心身障害の方々の問題というのをやっていくんだらうか。これは福祉手当、今度できたばかりですから、まだお考えがないかもしない。ないならいいけれども、将来の展望として、これをつくるに際して、あなた方はどういうふうになされていこうというのか、もしお考えがあれば一言聞いておきたい。

○政府委員(上村一君) 特別児童扶養手当は、今回の法改正で国民年金の二級相当の障害の者にも支給することにいたしました。したがって、その二級の障害、それから一級の障害、それから一番重い者はその上に福祉手当がつくというところになるわけでございますので、そのどれ

を先にし、どれを後にするかというべき筋合いのものではない、一緒に並んで私自身としては発展すべきものであるというふうに考えております。

○山崎昇君 それから次に、もうはしょって聞きます。

児童手当で二、三お聞きをしておきますが、所得制限はこれは撤廃できませんか。これはたとえば中央児童福祉審議会の答申を見ても、所得制限は制度としてやっぱりこれを行わないようにすべきだと、こうなっておる。なかなかこれがやられてないんですが、撤廃をするという考えがなかろうか、まずお聞きをしておきたいと思うのです。

○政府委員(上村一君) 児童手当でございますが、児童手当の中で、被用者と被用者でない者と両方に出しておるわけでございますが、そのいずれも公費で相当部分をカバーしている。被用者の場合は全額公費でございます。そういうたものについてはやはり一定の所得制限はつけるべきではないかというふうに考えるわけでございますが、ただ、毎年その所得の伸びに比べて従前の支給水準は維持できるよう限度額を引き上げることにしておるわけでございます。児童福祉審議会が所得制限の撤廃について示唆されました一つの考え方として、その児童福祉という観点に立つて、と申しますのは、その所得保障的な観点よりも児童福祉的な観点に立てば、どの子供に出してどの子供に出さないというふうな考え方はおかしいんじゃないかというお気持ちがあったというふうに承っておりますが、現行の制度は、やはり三人以上の子供を抱えて、したがってその家計が余分にかかる者に対し、ほとんど公費でその生計費の一部をカバーする形で出すわけでございますから、やはり所得制限というものは全然撤廃するというわけにはいかないんじゃないかというふうに考えます。

○山崎昇君 しかし、たとえば被用者の場合には、事業主の負担が十分の七ぐらいですね。それから

から国庫負担が十分の二、県、市町村の負担が十分の〇・五ぐらいだ。こういう程度の公費負担の割合には、たとえば社会保険なんかの場合は、所得制限しないというのが大体の通例だとぼくは聞いている。もしそうだとすれば、なぜ児童手当の場合だけこの被用者の場合でも所得制限をやっているのか、これはやっぱり不合理ではないだろうか、だから当然児童手当という性格からいくなれば、所得制限というものは私は撤廃すべきではないだろうか。特にゆうべたまさか「11P M」でスウェーデンの社会福祉の放映をやっていました、私もあれ一時間見ておりました。私も昨年フィンランド、スウェーデン、デンマークに行ってきたから、いずれは私の見た目で皆さんに質問してみたいと思っているんですが、ゆうべのあれ見ても、やっぱり金持ちであろうが貧乏人であろうが、国の制度として支給するものは当然そういう所得に関係なく支給すべきだという考え方は見ておりまして、実はこの所得制限というのは、やっぱり日本の場合でも撤廃すべきじゃないだろうか、こう思うのです。重ねてこれは聞いておきます。

○政府委員(上村一君) お言葉を返すようでございますけれども、結局児童手当をどう考えるかということになるわけでございまして、私もやはり三人以上の子供を抱えた家庭に対する家計費の補助だという点にアクセントを置いて考えるものでございまして、どうしてもそういう必要性の高い家庭、したがって所得制限ということが起きるのではないかというふうに考えるわけでございまして。

○山崎昇君 そういう答弁になるとこれはやはり児童手当の性格論争がまた出てくる。あなたの方言うように、子供さんがたくさんいるから生活が少し困るだろうからめんどくさいという考え方がある。それとも発想として誤りじゃないか。そんなら児童の福祉なんというところにならぬじゃないですか。多少やるから、——そうじゃないのです。

よう、本当に児童というのは、子供というのは将来その国をよって立つ原動力ですから、大事に育てるといふ意味で児童手当ということには第一に考えなければならぬですね、基本的に言うならば。だから、それは改めて私はやりませんが、どうもあなたの方の発想というのは、何か金を幾らか恵んでやります、そうしたら生活が少しくなるでしよう、そのかわりまた回収する分はこれだけ取りますよというやり方であって、本来の意味で言う、児童手当にいたしましては他にいたしません。社会保険的な考え方というのではないんじゃないだろうかという疑問をまた改めて持っています。これは改めてあなたの方長期計画なりあるいは中期計画なり出すでしようから、その際に社会保障の性格をめぐってまた論議になると思うけれども、いづれにいたしましてもいまの考え方をやはり改めてもらって、これもひとつ検討しておいてもらいたいと思うのです。

そこで、先ほどにも柄谷委員のほうから児童手当をなぜ第一子からできないのかと。私は余り勉強しておりませんが、聞いてみますという児童手当の制度をとっているのが世界で大体六十六カ国だといふのです。そのうち第一子が五十五カ国、第二子が六カ国、第三子からやっているのが四カ国、その四カ国というのは何かと言ったら、南アフリカ連邦と北ベトナムとマウリタニウスと日本だけだ。これだけ日本の経済が進んで大変だと言っているときに、余りにもみじめではないだろうか。なるほど制度ができてからまだその日がたっておりません。ですからこれから皆さん方は根本的な制度改正なり長期計画なり立てるのだから、けれども、それにしても余りにも現状はこの児童手当を見るならば世界の水準から言うときとものない、恥ずかしい、こういうことを考えるとき、財政問題あるけれども、なぜもう少し私は踏み込めないのだろうか。そういう意味で、いま第三子ですが、少なくとも第二子にいついつまでにするとか、第一子にいついつまでにするとか、そういう考え方がないかどうか、まず第一点お聞きをして

おきたい。

それから第二は、人口問題研究所の発表を見ますというところ、これから少しの間は日本はなるほど人口は二千万ぐらいふえるようでありますが、いづれにしてもやがて停止人口になってくるというふうには言われております。そうすると、第三子からということは、いまの問題ではありませんが、将来この問題を考えるというとき、児童手当としてはナンセンスになってくるのじゃないか、こう私も考えさせられます。特にいま日本の扶養家族というものは平均一・九ぐらいですね、二までいかない。将来は大体夫婦子供二人というのが一つの原型になってくる。そういうことも等々考えるときに、この児童手当の第一子、第二子という問題は、人口問題と関連して私はきわめて重大じゃないかと思うのですが、きょうはこれに対する見解だけ聞いておきたいと思っております。

○政府委員(上村一君) 児童手当を第一子から支給いたしますと給付費総額が現行の九倍ぐらになるわけでありまして、二子から支給いたしますと四倍ぐらになるというふうなことで、国なり地方団体なり事業主の負担が急激にふえるということもございまして、慎重に考えなければならぬ問題であるというふうに思っております。いまお話しになりました将来人口との関係の問題でございましてけれども、将来人口の動向によって児童手当についても新しい課題が出てくるということは当然だろうと思っておりますが、現行の制度が、先ほど来お話し申し上げたように、増し足しという点に着目しておられますので、平均的な子供よりも余分な子供——余分と言ったら語弊がございましてけれども、よけいな子供を持った家庭に対する援助としてはそれなりの意義は十分あるのじゃないかというふうに考えるわけでございまして。

○山崎昇君 これは児童手当をもちろ最初の子供はよけいな子供じゃね、これはとてもじゃないが、(笑)まあ取り消しますね、いづれにしても、国際水準から言っても余りにも恥ずかしいです。これは大臣、ひとつ早急に御検討をお願いいた

い。

あわせて、もう時間でありまから、もう一点お聞きしておきますが、国民年金あるいは厚生年金等については自動スライド制というものが入ってまいりました。それから共済年金等については、これはいま賃金スライドになっております。ところが児童手当法だけはこの自動スライド制というものが導入されていない。だから去年の場合には、国民年金あるいは厚生年金等の場合には、九月という実施期日が仮に政治的にきまつたとしても、一応対策ができておる。しかし児童手当だけはそういう体制がないのです。なぜこの児童手当法だけは自動スライド制が導入できないのだろうか。先ほど来言われておりますように、第三子でありまして、やっぱり生活費がかかる。一定の所得は制限をして、その範囲内ですから、当然あなた方が考えているのは生活補助的な意味も多少あると思います。そういう意味で言うならば、当然そのときの経済条件に合わせるように法体系も整備をすべきではないか。なぜ児童手当法だけは自動スライド制の導入ができないのか、しなかったのか。この点だけ聞いておきます。

○政府委員(上村一君) まだ現行児童手当法では児童手当の額につきまして、法律で「国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない」という明文の規定があるわけでございます。そして額を決めましたのは、いまお話しになりましたように、自動的なものじゃございませんで、予算編成の際に決めることになるわけでございますが、少なくとも四十九年度、五十年年度につきましては、その年度の前年度との消費物価指数の伸び、五十年年度の場合ですと二・三％というものを乗じまして、少なくとも児童手当の額は現状の実質的な価値が維持できるように努力をしましておるわけでございます。

○山崎昇君 最後にいたしますが、児童手当の場合にはただ当初予算で組んだだけでしよう。とこ

ろが厚生年金とか国民年金は、年度の途中でも変えていっていいのですか、自動スライドという形で。それは政治的な変更かもしれない。そういう意味で言うならば、児童手当についても、生活の一部でありまして補助的な要素があるというなら当然私はすべきではないだろうか。たとえばいまここで幾らと上げていますね、五十年年度で。しかしこれは来年度の予算編成のときにここの物価を考慮してまた上げるでしょう、当然上げなければならぬでしょう。その途中で上げるという考え方はあります。それじゃ、たとえばここの九月です。九月ですか、年金等が一部改定になります。九月か十月ごろにこの児童手当についても変えるという考え方があろうか。そういう意味で言うならば、私は当然児童手当法にも自動スライド制というものを導入すべきではないかと思つて

いる。これは導入する意思があるかどうか、厚生大臣にききようは一遍聞いておきたいと思つた。○國務大臣(田中正巳君) この種のものを自動スライド制にするか、あるいは先を見てフォーキャストの上で上げていくか、いろいろ手法としては議論のあるところだと思つた。いろいろ議論はございますが、福祉年金についても自動スライド制はございませぬ。むしろ自動スライド制よりもっと意欲的に、最近実は上げておるわけでありまして、あれを自動スライド制にしておつたならば、今日の金額は確保できなかったというところを考えると、ある意味でスライド制を置かなかつた方がよかつた、まあ児童手当法についてもかようなことも考えられるわけでございますが、一つの御提案でございますので、私としては検討はいたしますが、これについていづれが一体有利であるかという点については、にわかには判断ができません。これはいかというふうに思ひます。

○委員長(村田秀三君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村田秀三君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○山崎昇君 私は、ただいま可決されました特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党共同提案の附帯決議案を提出いたします。

議案を朗読いたします。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項の実現に努力すべきである。

一、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童手当及び福祉手当の支給額を一層増額する等支給内容の改善充実を図ること。

二、扶養義務者等に対する所得制限を更に緩和すること。

三、児童手当制度はILO第一〇二号条約の基本的事項の一つであることにかんがみ、長期的展望にたつて、積極的に改善を図ること。

右決議する。

○委員長(村田秀三君) ただいま山崎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村田秀三君) 全会一致と認めます。よつて、山崎君提出の附帯決議案は、全会一致をも

つて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田中厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田中厚生大臣。

○國務大臣(田中正巳君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたす所存でございます。

○委員長(村田秀三君) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村田秀三君) 次に、母性保障基本法案を議題とし、発議者中沢伊登子君から趣旨説明を聴取いたします。中沢君。

○中沢伊登子君 それでは、御指名によりまして、母性保障基本法案の提案理由の説明を申し上げます。

母性は、子が心身ともに健やかに生まれ、かつ育つための源として女性に固有な特性であります。

したがって、これを尊重し保障することは、世代を担う健全な子の育成を保障することであり、後代の発展に寄与することはもちろん、わが国の歴史を通して形成された女性べつ視の弊風がいまなお残る現状を改め、民主社会にふさわしい眞の男女平等を実現させる意義がきわめて深いのであります。

日本国憲法の公布以来、女子の権利保障や女性保護の目的のもとに労働基準法、母子福祉法、母子保健法、勤労婦人福祉法及び女性保護と深いかわりを持つ児童福祉法等が制定、実施されてき

ましたが、このうち、労働基準法を除く他の立法は、社会の変化、発展の過程で女性保護に関する社会的欠陥を補完する意味で措置されたものであつて、女性のたたるの尊厳、その尊厳なるべき母性の保障という立場からの立法措置はいまだ行われていないのであります。

したがって、本法案の制定により母性保障にかかわる諸制度の再検討を行うとともに、本来の母性保障にかなう新しい体制を確立し、あわせてわが国民全体の社会生活並びに私的な生活面においても、母性の尊重を軸とする新概念の形成を図ること、わが国社会が健全かつ民主的發展を期す上で必要不可欠と信ずるのであります。

以上申し述べましたことが本法案を提案いたします根本的な理由でありまして、以下法案の内容について簡潔に説明申し上げます。

第一章総則においては、本法案の目的と理念を明らかにするとともに、本法案が、母性保障の総合的な施策を推進する基本法であつて、すべて母性の尊重とその保障の理念のもとに、国、地方公共団体はこれを実現する責務を負ふこととし、また、国会への年次報告、施策の提出を求めること等を規定いたしております。

第二章では、母性保障思想の高揚を図るため、国、地方公共団体が教育その他の手段を通じて健全な母性に関する知識の普及、母性保障思想の高揚に努めねばならないことを規定いたしております。

第三章では、すべての女子が毎年一回以上の健康診査を受ける機会を与えるよう必要な施策を講ずることとしております。

第四章では、妊産婦に対する施策として、無料の保健指導、栄養補給等を行い、助産についてもその無料化を進め出産に伴う物品あるいは手当金を支給しようとするものであります。

第五章では、女子労働者及び労働者たる妊産婦に対する施策を定めたものであります。女子労働者の労働条件として、安全衛生、労働時間、深夜業、危険有害業務、生体休暇等、その安全及び

健康を保持するようしなければならぬこと。また女子労働者が、妊娠、出産、育児の機能を有することを理由に不利益な取り扱いを受けることのないように規定するとともに、さらに妊産婦に対しては勤務時間の変更、通院休暇、つわり休暇、軽易作業への転換、補食時間、産前産後の休暇、育児時間、有給の育児休業等を与え、十分に母性を保護しなければならないこと等を規定いたしております。

第六章では、勤労婦人たる、家庭婦人たる必要知識を正しく得しめるため、国、地方公共団体が保育施設の整備拡充のほか、妊産婦ホームヘルパーの派遣、母子保健センターの設置等によつて、妊産婦世帯の家事手伝い、出産、育児等の相談、指導等を行うよう規定いたしております。

第七章では、母性保障政策を総合的かつ効果的に推進するため、一定数以上の婦人代表を含めた審議会を設け、内閣総理大臣または関係大臣の諮問に答えるとともに必要に応じ意見を具申するよう定めております。

以上きわめて簡単ではありますが、法案内容の説明を申し上げます。

何とぞ慎重審議の上、速やかに御可決くださるようお願いいたします。

○委員長(村田秀三君) 以上をもつて趣旨説明の聴取は終わりました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(村田秀三君) 次に、国民年金法等の一部を改正する法律案、及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。田中厚生大臣。

○国務大臣(田中正巳君) まず、ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

す。

年金制度については、昭和四十八年に厚生年金及び国民年金を中心に、給付水準の引き上げと物価スライド制の導入を柱とする改善充実が行われ、昨年においても福祉年金の引き上げ、物価スライドの繰り上げ実施などの改善が行われたところであり、その後における経済社会情勢の変動にかんがみ、最も受給者の多い福祉年金の内容をさらに充実させるとともに、拠出制年金についても物価上昇に対処した措置を講じていく必要があり。

今回の改正法案は、このような趣旨にかんがみ、福祉年金の引き上げ、厚生年金、拠出制国民年金等の物価スライドの実施時期の繰り上げ等を行うとともに、拠出制国民年金の保険料の適正な改定を行い、年金制度の充実強化を図ろうとするものであります。また、本法案は年金福祉事業団に政府が出資できることとするための所要の改正を行うこととしております。

以下、改正法案の内容について、概略を御説明申し上げます。

第一に、福祉年金の額につきましては、老齢福祉年金の額を月額七千五百円から一万二千円に、障害福祉年金の額を一級障害について月額一万一千三百円から一万八千円に、二級障害について月額七千五百円から一万二千円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を月額九千八百円から一万五千六百円に、それぞれ引き上げることとしております。あわせて老齢特別給付金の額を月額五千五百円から九千円に引き上げることとしております。

第二に、昭和五十年年度における物価スライドの実施時期を、厚生年金及び船員保険については昭和五十年十一月から同年八月に、拠出制国民年金については昭和五十二年一月から昭和五十年九月にそれぞれ繰り上げ、あわせて国民年金の五年年金の額を昭和五十年十月からさらに月額一万三千円に引き上げることとしております。

で、六十歳以上六十五歳未満の低所得者に支給する在職老齢年金につきまして、支給対象者の標準報酬月額限度額を四万八千円から七万二千円に引き上げることとしております。

第四に、拠出制国民年金の保険料につきましては、昨年に引き続き段階的に引き上げを行い、その額を現行の月額千円から三百円引き上げ、千四百円とすることとしております。

第五に、年金福祉事業団につきましては、資本金の規定を設け、政府が予算で定める金額の範囲内において出資できるものといたしております。

なお、福祉年金の額の引き上げは本年十月から、厚生年金及び船員保険の改善は本年八月から、拠出制国民年金の保険料の額の引き上げは昭和五十二年四月から、年金福祉事業団に関する改正は本年九月から、それぞれ実施することとしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十年八月広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者につきましては、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により健康診断及び医療の給付を行うほか、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により特別手当、健康管理手当その他の手当等の支給を行い、被爆者の健康の保持向上によりその生活の安定を図つてまいつたところであります。

今回の改正は、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律についてであり、その内容について御説明申し上げます。

改正の第一点は保健手当の創設であります。爆心地から二キロメートルの区域内で被爆した者は、原子爆弾の放射線を特に多量に浴びておりますので、その健康保持を図るため、特別手当また

は健康管理手当の支給を受けていない場合、新たに、保健手当を支給することとし、その額を月額六千円とするものであります。

なお、保健手当の支給対象者には、原子爆弾投下当時、爆心地から二キロメートルの区域内で被爆した者の胎児であった者をも含めることとしております。

改正の第二点は特別手当の改善であります。特別手当は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき、いわゆる原爆症である旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者に対して支給されるものであります。この特別手当の額について、現に当該認定に係る負傷または疾病の状態にある者に支給する特別手当の額を現行の月額一万五千円から二万四千円に引き上げ、当該認定に係る負傷または疾病の状態にない者に支給する特別手当の額を現行の月額七千五百円から一万二千円に引き上げるものであります。

改正の第三点は健康管理手当の改善であります。健康管理手当は、原子爆弾の放射能の影響に関連があると思われる造血機能障害等の特定の障害を伴う疾病にかかっている被爆者に対して支給されるものであります。現在、その支給要件の一つとして四十五歳以上という年齢制限がありますので、今回の改正においてこの制限を撤廃するとともに、その支給額を現行の月額七千五百円から一万二千円に引き上げるものであります。

改正の第四点は介護手当の改善であります。現行の介護手当は、介護を要する状態にある被爆者が現に介護に要する費用を支払って介護を受けている場合に支給することとなっておりますが、今回、その支給対象者の範囲を拡大し、重度の障害者につきましても、介護に要する費用を支払わずに介護を受けている場合にも介護手当を支給することとしたものであります。

これらの改正を通じて被爆者の福祉を一層増進しようとするものであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。が、何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あ

らんことをお願い申し上げます。

○委員長(村田秀三君) 以上をもって、趣旨説明の聴取は終わりました。

両案の自後の審査は後日に譲ります。

本日の審査は、この程度にとどめます。

これにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

五月九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、五年年金加入等に関する請願(第四一八〇号)(第四一八一号)

第四一八〇号 昭和五十年四月二十五日受理

五年年金加入等に関する請願

請願者 東京都日野市多摩平公住二二二ノ

四 岩崎文男外六名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第四一七六号と同じである。

第四一八一号 昭和五十年四月二十五日受理

五年年金加入等に関する請願

請願者 東京都千代田区九段北四ノ三ノ二

〇 林愛子外六名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第四一七六号と同じである。

五月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

労働基準法の一部を改正する法律案(衆)

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇」を「第四章 労働時間、休憩、休

息、休日、深夜業の制限、交替制労働における就業時転換及び年次有給休暇」に改める。

第十九条第一項中「産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業する期間及びその後三十日間」を「女子が妊娠している期間及び産後一年間に、但し」を「ただし」に改める。

第四章の章名中「休日」を「休息、休日、深夜業の制限、交替制労働における就業時転換」に改める。

第三十二条第一項中「四十八時間」を「四十時間」に改め、同条第二項を次のように改める。

坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務又は命令で定める車両等の運転の業務に従事する労働者については、前項の労働時間は、命令で定めるところにより、一日について七時間以内、一週間について三十五時間以内の時間とする。

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、前二項の規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて、一週間の労働時間が四十時間(前項の労働者については、同項の命令で定める一週間についての労働時間)を超えない範囲内で特定の日に於いて八時間(前項の労働者については、同項の命令で定める一日についての労働時間)を超えて、労働させることができる。ただし、一日において超えて労働させることができる時間は、一時間とする。

第三十三条第一項中「臨時の必要がある場合において」を「公共の利益に著しい損害が生じ、又は事業の運営に重大な支障が生ずる場合において臨時の必要があるとき」に改め、「若しくは第四十条」を削り、「第三十五条の休日」を「第三十五条の休日若しくは第三十五条の二の深夜時間において」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二

項を次のように改め、同条第三項を削る。

使用者は、前項の規定によつて労働時間を延長し、又は休日若しくは深夜時間において労働させた場合においては、命令で定めるところにより、その後その時間に相当する休憩又は休日を与えなければならない。

第三十四条第一項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、休憩時間は、二時間を超えてはならない。

第三十四条第二項中「一せいに」を「一せいに、かつ、四十五分は分割しない」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の二項を加える。

第八号第四号、第五号及び第八号から第十七号までの事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要があるものについては、その必要を避くべからざる限度で、前二項の休憩に関する規定について、命令で別段の定めをすることができ。

前項の規定による別段の定めは、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(休息)

第三十四条の二 使用者は、坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務又は命令で定める車両等の運転の業務に従事する労働者に対して、命令で定めるところにより、労働時間中に一定時間の休息時間を与えなければならない。

前項の規定により与えられる休息時間については、その時間労働したものとみなす。

第三十五条第一項中「少くとも一回の休日」を「少なくとも二日の特定の休日を一せいに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、行政官庁の許可を受けた場合においては、一せいに与えないことができる。

第三十五条第二項を次のように改める。

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で

組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、前項本文の規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて、二週間を通じて四日以上の特定の休日を与えるときは、特定の日において与える休日を一日とすることができる。

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、前二項の規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて、特定の週において前二項の休日を他の日に変更し得て与えることができる。

第三十五条の次に次の二条を加える。

（深夜業の制限）

第三十五条の二 使用者は、労働者を午後十時から午前五時(労働に關する主務大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時)までの間(以下「深夜時間」という。)において労働させてはならない。ただし、第八条第四号、第十一号及び第十三号の事業その他公衆の不便を避けるために必要な事業、生産技術上連続操業を必要とする事業その他事業の性質上深夜時間において労働することを不可避とする事業について行政官庁の許可を受けた場合においては、この限りでない。

前項ただし書の規定により深夜時間において労働させる場合における第三十二条第一項の労働時間は、一日について七時間とする。

(交替制労働における就業時転換)

第三十五条の三 使用者は、労働者を交替制により労働させる場合においては、就業時転換前の勤務の終業時刻から十六時間を経過しない間

は、当該就業時転換後の勤務に就かせてはならない。

第三十六条本文中「使用者は」の下に、「業務の繁忙その他特別の必要がある場合に限り」を加え、「若しくは第四十条」を削り、「前条」を「第三十五条」に改め、同条ただし書を次のように改める。

たし、労働時間の延長は、一日について一時間、四週間について十時間を超えてはならず、休日の労働は、四週間について一日を超えてはならない。

第三十六条に次の一項を加える。

前項に規定する協定は、一箇月を超えて定め
てはならない。

第三十七條第一項中「若しくは」を「又は」に、「又は」は午後十時から午前五時（労働に關する主務大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間において労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上の率」を「においては、その時間の労働については通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率、その日の労働については通常の労働日の賃金の計算額の十割以上の率」に改め、同条第二項中の「前項」を「第一項及び第二項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

使用者が、第三十三条又は第三十五条の二の規定によつて深夜時間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の十割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

第一項の規定は、使用者が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(第三十五条の休日)に当たたる場合を除く。)に労働させた場合においては、その日の労働については、第三十五条の休日に労働させたものとみなして、これを適用する。

第三十九条第一項及び第二項を次のように改

め、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「又は第二項」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第五項を削る。

使用者は、雇入れた日から起算して一箇月以上継続勤務した労働者に対しては、次の各号に掲げる区分に従ひ、それぞれ当該各号に定める労働日の有給休暇を、継続し、又は分割して与えなければならぬ。ただし、第二号に規定する有給休暇のうち十日は、分割して与えることができない。

一 当該一箇月を経過した日の属する年 二十
労働日に、当該一箇月を経過した日の属する年
月から当該一箇月を経過した日の属する年のの
十二月までの月数を十二で除した数を乗じて得
た日数(その日数に一日未満の端数があるとき
は、その端数は、切り捨てゝる。)

二 当該一箇月を経過した日の属する年の翌年以後毎年 二十労働日

第四十条 削除

第四十一条各目

を「休息、休日、深夜業の制限及び交替制労働における就業時転換」に、「左の」を「次の」に、「労働者」を「労働者で使用者が行政官庁の許可を受けた者」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 監視又は断続的労働であつて輕易なものに従事する者

第五十六條第二項中「第六号乃至第十七号」を「第六号から第十七号まで」に、「且つ」を「かつ」に、「満十二才」を「満十三歳」に、「但し」を「ただし」に改める。

第六十条第一項中「第三十二條第二項、第三十六條及び第四十條」を「第三十四條第四項及び第五項並びに第三十六條」に、「十八才」を「十八歳」に改め、同条第二項中「四十二時間」を「三十五時間」に改め、同条第三項を削る。

第六十一条中「十八才」を「十八歳」に改め、

「一日について二時間、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は」及び同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

使用者は、満十八歳以上の女子であつて妊娠中の者又は産後一年を経過しない者については、第三十六条の協定による場合においても、第三十二条の労働時間を超えて時間外労働をさせてはならない。

第六十二条を次のように改める。

（深夜時間の特例）

第六十二条 満十八歳に満たない者又は女子に對する第三十五条の二の規定の適用については、同条第一項中「午後十時から午前五時」とあるのは「午後十時から午前七時」と、「午後十一時から午前六時」とあるのは「午後十一時から午前八時」とする。

第六十五條第一項中「六週間以内」を「十週間以内（二以上の胎児に係る妊娠の場合には、十二週間以内）」に改め、「が休業を請求した場合に於いては、その者」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、出産が予定される日の八週間前の日以前にその女子が請求した場合において、当該八週間前の日以前の期間に限り、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

第六十五條第二項中「六週間」を「十週間（二十人以上の子を出産した場合には、十二週間）」に、「但し」を「ただし」に、「五週間」を「八週間」に改め、同条第三項中「場合においては、」の下に「その者の労働時間を短縮し、又はその者を」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第六十五条の二 使用者は、つわりその他妊娠に起因する疾病により就業が困難な女子が休業を請求した場合には、その者の就業が困難な期間は、その者を就業させてはならない。

第三十九条第三項の規定は、前項の規定による休業の期間について準用する。この場合にお

いて、同条第三項中「第一項の規定による有給
休暇の期間」とあるのは、「第六十五條の二第
一項の規定による休業の期間（当該休業の期間
が二週間を超える場合には、一週間）」と読み
替へるものとす。

第六十五條の三 使用者は、妊娠中の女子又は産
後一年を経過しない女子が母子保健法（昭和四
十年法律第四十一号）の規定による保健指
導又は健康診査を受けるために必要な休暇を請
求したときは、その者を就業させてはならな
い。

第三十九條第三項の規定は、前項の規定によ
る休暇の期間について準用する。この場合にお
いて、同条第三項中「第一項の規定による有給
休暇の期間」とあるのは、「第六十五條の三第
一項の規定による休業の期間（当該休業の期間
が一日を超える場合には、一日）」と読み替へる
ものとする。

第六十六條第一項中「少くとも三十分」を「少
なくとも一時間」に改め、同条に次の一項を加え
る。

第一項の育児時間については、その時間労働
したものとする。

第六十七條第一項中「就業が著しく困難な女子
又は生理に有害な業務に従事する」を削り、同条
第二項を次のように改める。

第三十九條第三項の規定は、前項の規定によ
る生理休暇の期間について準用する。この場合
において、同条第三項中「第一項の規定による
有給休暇の期間」とあるのは、「第六十七條第一
項の規定による生理休暇の期間（当該生理休暇
の期間が二日を超える場合には、二日）」と読み
替へるものとす。

第七十二條を次のように改める。

第七十二條 削除

第七十四條中「第三十九條第四項」を「第三十
九條第三項（第六十五條の二第二項、第六十五
條の三第二項及び第六十七條第二項において準用す
る場合を含む）」に、「の外」を「のほか」に、

「但し」を「ただし」に改める。

第百十九條第一号中「第三十四條、第三十五
條、第三十六條但書」を「第三十三條第二項、第
三十四條第一項から第三項まで、第三十四條の二
第一項、第三十五條から第三十五條の三まで、第
三十六條第一項ただし書」に、「第三十九條、第
六十條第二項若しくは第三項、第六十一條乃至第
六十三條」を「第三十九條第一項若しくは第二
項、第三十九條第三項（第六十五條の二第二項、
第六十五條の三第二項及び第六十七條第二項にお
いて準用する場合を含む）、第六十條第二項、第
六十一條、第六十三條」に、「第六十六條、第七
十二條、第七十五條乃至第七十七條」を「第六十五
條（第三項を除く）、第六十七條第一項、第七十
五條から第七十七條まで」に改め、同条第二号を
削り、同条第三号中「第四十條」を「第三十四條
第四項」に、「基いて」を「基づいて」に改め、
同条を同条第二号とし、同条第四号中「基いて」
を「基づいて」に改め、同条を同条第三号とし、
同条の次に次の一号を加える。

四 第九十六條の二第二項又は第九十六條の三
第一項の規定による命令に違反した者

第百二十條第一号中「第二十三條乃至第二十
七條、第三十三條第一項但書、第五十七條乃至第
五十九條、第六十七條」を「第二十三條から第二
十七條まで、第三十三條第一項ただし書、第五十七
條から第五十九條まで」に、「第六十六條乃至第百
九條」を「第六十六條から第百九條まで」に改め
る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行
する。

2 この法律の施行の際満十三歳以上である者に
ついてこの法律による改正前の労働基準法（以
下「旧法」という。）第五十六條第二項の規定に
よりした許可は、この法律による改正後の労働

基準法（以下「新法」という。）第五十六條第二
項の規定によりした許可とみなす。

3 旧法第三十三條第二項の規定による命令によ
り与えなければならぬ休業又は休日、旧法第
三十七條の規定により支払わなければならない
割増賃金及び旧法第三十九條第一項若しくは第
二項又は第七十二條の規定により与えなければ
ならない有給休暇については、なお従前の例に
よる。

4 旧法第三十七條又は第三十九條第四項（前項
の規定により従前の例によることとされる場合
を含む。）の規定に違反した使用者に対する新法
第百十四條に規定する附加金の支払に關して
は、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に産後七十二日間を経過し
た女子に係る解雇してはならない期間について
は、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に産後六週間を経過した女
子の当該出産に係る就業をさせてはならない期
間については、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に旧法第六十五條第二
項ただし書の規定により業務に就いている女子
の当該出産に係る就業をさせてはならない期間
については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前の請求に係る生理休暇につ
いては、なお従前の例による。

9 この法律の施行前にした行為並びに附則第三
項及び前項の規定により従前の例によることと
される事項に係るこの法律の施行後にした行為
に対する罰則の適用については、なお従前の例
による。

10 政府は、女子である労働者の出産に伴う産前
産後の休業の期間中における所得保障に關する
制度の確立のため必要な法令の整備について検
討を加え、その結果に基づいて、速やかに、必
要な措置を講じなければならない。

（政府の措置）

五月十六日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、原子爆弾被害者援護法制定に關する請願
（第四二六四号）（第四二六五号）（第四二六六
号）（第四二六七号）（第四二六八号）（第四二
六九号）（第四二七〇号）（第四二七一号）（第
四二七二号）（第四二七三号）（第四二七四号）
（第四二七五号）（第四二七六号）（第四二七七
号）（第四二七八号）（第四二七九号）（第四二
八〇号）（第四二八一号）（第四二八二号）（第
四二八三号）（第四二八四号）（第四二八五号）
（第四二八六号）（第四二八七号）（第四二八八
号）（第四二八九号）（第四二九〇号）（第四二
九一号）（第四二九二号）（第四二九三号）（第
四二九四号）（第四二九五号）（第四二九六号）
（第四二九七号）（第四二九八号）（第四二九九
号）（第四三〇〇号）（第四三〇一号）（第四三
〇二号）（第四三〇三号）（第四三〇四号）（第
四三〇五号）（第四三〇六号）（第四三〇七号）
（第四三〇八号）（第四三〇九号）（第四三一〇
号）（第四三一一号）（第四三一二号）（第四三
一三号）（第四三一四号）（第四三一五号）（第
四三一六号）（第四三一七号）（第四三一八号）
（第四三一九号）（第四三二〇号）（第四三二一
号）（第四三二二号）（第四三二三号）（第四三
二四号）
一、五年年金加入等に關する請願（第四三二七
号）
一、社会福祉施設建設補助基準額等の引上げに
關する請願（第四三九九号）
一、失業対策事業の存続と充実に關する請願
（第四四〇〇号）
一、原爆被害者援護法の即時制定に關する請願
（第四四〇一号）
一、全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の
改善等に關する請願（第四四〇三号）（第四四
〇四号）（第四四〇五号）（第四四〇六号）（第
四四〇七号）（第四四〇八号）（第四四〇九号）
（第四四一〇号）（第四四一一号）（第四四一二
号）（第四四一三号）（第四四一四号）（第四四一

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四二八三号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県越谷市赤山町四ノ一三ノ一

○ 藤田隆外百六十四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四二八四号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県草加市高砂二ノ二一ノ二

四 加藤四朗外二百三十三名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四二八五号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県三郷市戸ヶ崎二、九四九

青木周作外二百三十八名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四二八六号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県所沢市美原町二ノ一三ノ

四 関根博外百八十四名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四二八七号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県釜石市上中島四ノ四ノ一

二 佐々木久仁子外百八十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四二八八号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市小山田五ノ一七 三

浦実外百五十九名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四二八九号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市黒田町四ノ一九 山

根秀治外百九十八名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四二九〇号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県釜石市甲子二ノ八ノ九

八 藤原喜美子外八十七名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四二九一号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市千徳板屋七ノ一三

五 田中キヨ子外百四十二名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四二九二号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県盛岡市上田一ノ一八ノ二

四 金沢敏明外百十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四二九三号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市小沢二ノ七ノ一 月

田定雄外百五十六名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四二九四号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県盛岡市山岸三ノ一九ノ二

五 鈴木信人外百五十二名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四二九五号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市八木沢二ノ一五 崎

山京太郎外百六十七名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四二九六号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県花巻市桜木町二ノ二一 照

井正良外八十九名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四二九七号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市穀町二ノ七 白岩久

八外百九十一名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四二九八号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県花巻市四日町一ノ八ノ二

二 高橋美紀子外百九十八名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四二九九号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市嶺ヶ崎第五地割日影

二ノ三 佐藤隆広外百三十三名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四三〇〇号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市日立浜町三ノ八 大

須賀力外二百五十五名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四三〇一号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市和見一ノ一五 黒田

真智子外二百二十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四三〇二号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市新町一ノ三七 菊池

貞子外百七十六名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四三〇三号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市日影町二ノ二七 佐

々木喜美子外二百八十三名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第二三八一号と同じである。

第四三〇四号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市新川町 川畑美美子

外二百二十八名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三〇五号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市中関本町、井上孔麻
路外二百二十八名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三〇六号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市綾織町向 菊池イチ
外二百十三名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三〇七号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市佐波一ノ一〇ノ二
七 玉野榮治外百四十三名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三〇八号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市仁井令九四ノ五
福田晴美外百五十九名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三〇九号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県下関市神田町七ノ一八中
川弦外二百十七名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三一〇号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市中ノ関新前町 延永
一成外百四十一名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三一一号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市新穀町四ノ三 田中
元外百三十七名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三一二号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市松崎町白岩三ノ六
ノ一七 菊池アヤ外百五十八名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三一二号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県花巻市四日町二ノ三ノ三
八 瀬川重夫外百四十名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三二四号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市大工町四ノ五 阿部
博光外百七十一名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市垂水区西舞子九ノ一〇ノ
二〇 紅露さち子外百七十四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三二六号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市長田区駒ヶ林三ノ八ノ一
八 浮田千恵子外百三十三名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三二七号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 兵庫県高砂市曾根町一、三〇九
京谷正幸外百二十六名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三二八号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 兵庫県明石市魚住町金ヶ崎九五
八 桶紀代子外二百三十六名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三二九号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市垂水区馬場通 中山明外百
八十七名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三三〇号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 奈良県大和郡山形町三三 溝川
末吉外二百十七名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三三一号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 兵庫県西宮市小松東町二ノ四七
北條健之外百二十名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三三二号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県入間市小谷田六三二 布施
康子外二百三十二名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三三三号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県入間市豊岡一ノ九ノ五 佐
々木義文外百五十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三三四号 昭和五十年五月六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県入間市春日町二ノ一〇ノ一
三 藤尾信二外百一十一名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四三三七号 昭和五十年五月七日受理

五年年金加入等に関する請願

請願者 東京都清瀬市中清戸四ノ八七四ノ
一三七ノ三 杉本瑞穂外八十六名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四一七六号と同じである。

第四三九九号 昭和五十年五月八日受理
社会福祉施設建設補助基準額等の引上げに関する
請願者 鹿兒島市山下町一四ノ五六鹿兒島
県議会議長 佐多宗二

理由
社会福祉施設建設費用の増大は、近年数次に
わたる建設補助単価の改定にもかかわらず、現実
にはなお相当の格差があり、また、施設運営面
においても措置費基準が低いために、運営が極めて
困難な状態である。

理由
社会福祉施設建設費用の増大は、近年数次に
わたる建設補助単価の改定にもかかわらず、現実
にはなお相当の格差があり、また、施設運営面
においても措置費基準が低いために、運営が極めて
困難な状態である。

第四四〇〇号 昭和五十年五月八日受理
失業対策事業の存続と充実に関する請願
請願者 鹿兒島市山下町一四ノ五六鹿兒島
県議会議長 佐多宗二

理由
失業対策事業制度を存続し、更に充実するとともに
に、失対賃金の格差の解消について、特段の措置
を図らねばならぬ。

理由
激化するインフレと不況の中で最も被害を受け
ている低所得層と雇用不安と失業問題に対する施
策は緊急なものである。財政の窮乏する地方公共
団体にとつて、道路整備など公共事業の推進に
は、失業対策事業に依存する度が高まると高く
なつており、本県においても土木事業をはじめ学
校整備、環境整備事業など相当の失業対策事業が
実施されている。このように、本事業は、失業者
救済とともに公共施設の建設整備に重要な役割を
果たしている。

第四四〇一号 昭和五十年五月八日受理
原爆被害者援護法の即時制定に関する請願
請願者 鹿兒島市山下町一四ノ五六鹿兒島
県議会議長 佐多宗二

理由
原子爆弾による被害者は、放射線による肉体的障
害に加えて、経済的、精神的苦しみを負わされ
ているから、国は、すべての被爆者に対し、国家
補償の精神に立つて、系統的・総合的な医療と科
学的な健康診断、そして生活保障を含めた原爆被
爆者援護法を被爆三十周年までに制定されたい。

第四四〇二号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 三重県四日市市小牧町二、四二
五 国保美佐子外七十三名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四〇三号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 三重県四日市市小牧町二、四二
五 国保美佐子外七十三名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四〇四号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 三重県亀山市天神町三、五三三
平野朱美外三十四名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四〇五号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 三重県津市柳山本町一、四七一
森谷敏久外四十六名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四〇六号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 三重県津市柳山本町一、四七一
森谷敏久外四十六名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四〇七号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 三重県津市結城町二、四八七ノ
二 小林孝三外四十八名
紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四〇八号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 三重県松阪市鎌田町二一ノ五
藤田和則外六十名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四〇九号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 三重県伊勢市有滝町二、〇七八ノ
一 有田宏外四十六名
紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四一〇号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 三重県伊勢市宮後二ノ六ノ四 出
口雅之外三十名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四一一号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 三重県津市岩田二五ノ二二 井出
法男外三十六名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四一二号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 三重県津市八幡町六八 田中三枝
子外四十三名
紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四一三号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 三重県四日市市中納屋町五ノ一
三 佐野拓雄外二十七名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四一四号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 三重県四日市市下海老町二、六四
八 萩千英子外三十二名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四一五号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 東京都小平市小川町一ノ九四一
岡野秀三外三十五名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四一六号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 東京都国分寺市東元町四ノ一八ノ
一三 清水英昭外四十九名
紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四一六号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 東京都小平市津田町一、五一〇

紹介議員 佐藤克世外六十五名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四一七号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 東京都調布市染地三ノ一ノ七八ノ

ハ八ノ三〇三 富本奈々江外五十

五名

紹介議員 神沢 淨君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四一八号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、八二

五 渡辺浩一郎外十六名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四一九号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 東京都港区西麻布四ノ一ノ五中

沢基子外二十二名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四二〇号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 千葉県松戸市栄町五ノ三三三ノ

一 小室信三外二十八名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四二二号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 東京都練馬区旭町二ノ八ノ一九

中倉良夫外二十八名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四二三号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 東京都小平市美園町三八五 坂上

安彦外三十六名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四二三号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 千葉市真砂五ノ三七ノ五 林浩外

三十三名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四二四号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 茨城県日立市石名坂町六一ノ一

〇 吉田広志外三十名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四二五号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 茨城県水戸市見川町二、五六三ノ

一四六 本多義忠外三十四名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四二六号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 茨城県日立市東大沼町二ノ八ノ

七 舟橋芳江外三十五名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四二七号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 茨城県那珂郡東海村大字村松二、

一一六ノ一 松岡弘充外四十一名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四二八号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 滋賀県草津市洪川二ノ八ノ七 横

田達雄外四十七名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四二九号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 滋賀県大津市上田上牧町七二六

真田喜美江外三十四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四三〇号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 東京都目黒区中目黒二ノ一〇ノ一

四 山崎一久外四十八名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四三一号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 茨城県那珂郡東海村村松一三八

井坂正義外三十一名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四三二号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 茨城県日立市高鈴町四ノ三ノ三

五 佐藤武雄外六十九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四三三号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市南塚口町一ノ四〇ノ

一三 田村京子外五十二名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四三四号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 茨城県笠間市稲田八七四 野沢勝

男外四十七名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四三三号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 茨城県日立市川尻町一ノ五三 大森智彦外四十四名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四三六号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 茨城県那珂郡東海村村松二、一一六ノ一 横尾安外六十八名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四三七号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 茨城県那珂郡東海村一、二二一ノ二 角田道生外四十七名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四三八号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 三重県三重郡那賀町野二、一七七 能登谷鈴二外九十三名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四三九号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 三重県丹波郡北勢町阿下喜一、二五七 小嶋正敬外六十一名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四四〇号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 埼玉県草加市永川町一、六五〇 野口三雄外七十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四四一号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 三重県四日市市平尾町二、一二一 望月登外六十二名

紹介議員 中村 被男君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四四二号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 三重県四日市市平尾町二、一二一 田中和美外五十八名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四四三号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 岐阜市領下一、五七六ノ二 中島正彦外八十名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四四四号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 名古屋市中区長戸町二ノ二二 西尾孝彦外六十一名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四四五号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 岐阜県恵那市大井町八四八ノ六 藤本浩樹外四十八名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四四六号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 名古屋市中川区前並町四八 村田総外六十七名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四四七号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 東京都文京区本駒込一ノ二七ノ九 石垣香澄外四十二名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四四八号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 東京都小平市小川町一ノ一、〇八六 中村理平外三十二名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四四九号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 東京都狛江市和泉三、四四一 蒲原秀郎外三十二名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四五〇号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 三重県桑名市神楽町一ノ二四 吉田章良外五十一名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四五一号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 名古屋市中区又穂町一ノ五三 吉田金政外三十六名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四五二号 昭和五十年五月八日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 岐阜県中津川市駒場四五ノ一 長瀬勉外三十四名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四五三号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 長野県飯田市上飯田三三八ノ一
加藤照已外三十九名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四五四号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 京都市東山区山科音羽乙出町一
二 橋崎倫臣外三十四名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四五五号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 東京都小平市学園東町四二 高野
瑠子外五十三名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四五六号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 千葉県柏市酒井根四七八ノ一六
神田利彦外五十六名
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四四七号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 三重県津市本町二八ノ三 梅林妙
子外六十一名
紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四五八号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 岐阜市早田東町三ノ五一 奥沢喜
憲外五十名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四四九号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 高知市東久万一一七 吉田惇外七
十八名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四六〇号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 京都市東山区山科小野御霊町二ノ
三 前田博外七十一名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四六一号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北一ノ六 野瀬
雅子外八十四名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四六二号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 京都市左京区田中関田町一 沢村

柴子外六十七名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四四六三号 昭和五十年五月八日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願
請願者 長野県松本市高宮八〇四ノ一 神
沢照子外七十七名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

五月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、母性保障基本法案(中沢伊登子君発議)

母性保障基本法案
母性保障基本法
目次
第一章 総則(第一条—第六条)
第二章 母性保障の思想の高揚等(第七条)
第三章 健康管理に関する施策(第八条)
第四章 妊産婦に対する施策(第九条—第十一
条)
第五章 雇用に関する施策(第十二条—第十四
条)
第六章 保育施設等に関する施策(第十五条—
第十七条)
第七章 母性保障審議会(第十八条—第二十
条)
附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、母性保障に関する原理を明
らかにするとともに、母性保障に関する施策の
基本となる事項を定め、もつてその施策の総合
的推進を図ることを目的とする。
(母性保障の理念)

第二条 すべての母性は、子が心身ともにすこやか
に生まれ、かつ、育つためのみなもととして、
尊重され、かつ、母性にふさわしい処遇を保障
されなければならない。
(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、母性保障に関し
必要な施策を講ずる責務を有する。
2 国及び地方公共団体は、母性保障に関する施
策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、
前条に規定する母性保障の理念が実現されるよ
うに配慮しなければならない。
(行政機関の整備等)

第四条 国及び地方公共団体は、母性保障に関す
る施策を講ずるにつき、相互に協力するととも
に、行政組織の整備及び行政運営の改善に努め
なければならない。
(法制上の措置等)

第五条 政府は、母性保障に関する施策を実施す
るため必要な法制上及び財政上の措置を講じな
ければならない。
(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、政府が母性保障
に関して講じた施策に関する報告を提出しなけ
ればならない。
2 政府は、毎年、母性保障審議会の意見を聴い
て、母性保障に関して講じようとする施策を明
らかにした文書を作成し、これを国会に提出し
なければならない。

第二章 母性保障の思想の高揚等
第七条 国及び地方公共団体は、学校教育、社会
教育等を通じて、妊娠、出産又は保育に関する
知識の普及を図るとともに、母性保障の思想を
高めるように努めなければならない。
第三章 健康管理に関する施策
第八条 国及び地方公共団体は、女子に対する毎
年一回以上の健康調査の実施等女子の健康管理
のために必要な施策を講じなければならない。
第四章 妊産婦に対する施策
(保健指導等)

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、母性保障に関する原理を明
らかにするとともに、母性保障に関する施策の
基本となる事項を定め、もつてその施策の総合
的推進を図ることを目的とする。
(母性保障の理念)

第二章 母性保障の思想の高揚等
第七条 国及び地方公共団体は、学校教育、社会
教育等を通じて、妊娠、出産又は保育に関する
知識の普及を図るとともに、母性保障の思想を
高めるように努めなければならない。
第三章 健康管理に関する施策
第八条 国及び地方公共団体は、女子に対する毎
年一回以上の健康調査の実施等女子の健康管理
のために必要な施策を講じなければならない。
第四章 妊産婦に対する施策
(保健指導等)

第二章 母性保障の思想の高揚等
第七条 国及び地方公共団体は、学校教育、社会
教育等を通じて、妊娠、出産又は保育に関する
知識の普及を図るとともに、母性保障の思想を
高めるように努めなければならない。
第三章 健康管理に関する施策
第八条 国及び地方公共団体は、女子に対する毎
年一回以上の健康調査の実施等女子の健康管理
のために必要な施策を講じなければならない。
第四章 妊産婦に対する施策
(保健指導等)

第二章 母性保障の思想の高揚等
第七条 国及び地方公共団体は、学校教育、社会
教育等を通じて、妊娠、出産又は保育に関する
知識の普及を図るとともに、母性保障の思想を
高めるように努めなければならない。
第三章 健康管理に関する施策
第八条 国及び地方公共団体は、女子に対する毎
年一回以上の健康調査の実施等女子の健康管理
のために必要な施策を講じなければならない。
第四章 妊産婦に対する施策
(保健指導等)

紹介議員 青木 新次君
 の請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。
 第四四六八号 昭和五十年五月九日受理
 子爆彈被害者援護法制定に関する請願
 請願者 福岡県田川郡金田町人見 津村幸生
 生外七十九名
 紹介議員 赤桐 操君
 の請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。
 第四四六九号 昭和五十年五月九日受理
 子爆彈被害者援護法制定に関する請願
 請願者 山口県防府市上右田沖田ノ口 内田義久
 外九十七名
 紹介議員 茜ヶ久保重光君
 の請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。
 第四四七〇号 昭和五十年五月九日受理
 子爆彈被害者援護法制定に関する請願
 請願者 山口県吉敷郡秋穂町中条 海農衛外百十名
 紹介議員 秋山 長造君
 の請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。
 第四四七一号 昭和五十年五月九日受理
 子爆彈被害者援護法制定に関する請願
 請願者 山口県防府市牟礼酢貝 安村シゲ子
 子外八十五名
 紹介議員 案納 勝君
 の請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。
 第四四七二号 昭和五十年五月九日受理
 子爆彈被害者援護法制定に関する請願
 請願者 山梨県中巨摩郡龍王町玉川団地二六ノ一 田中寿彦
 外八十七名
 紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四七三号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市上石田一ノ一三ノ一

九 長沢政知外二百九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四七四号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市西高橋町二二八ノ三

石原芳江外百四十一名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四七五号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市住吉一ノ二ノ八

小 池健外百二十二名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四七六号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山梨県南巨摩郡増穂町高下五八一

樋口一外百三十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四七七号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 群馬県邑楽郡大泉町下小泉一、五

二〇 関口キヌ代外百六十名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四七八号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県狭山市富士見一ノ一六ノ一

四 楠本義隆外百三十名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四七九号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 群馬県太田市下小林二七四ノ六

金子行男外九十四名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四八〇号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県狭山市東三ツ木一〇二ノ二

〇 三美枝子外九十六名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四八一号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 群馬県桐生市平井町七ノ一四

奥 井恭子外百三十七名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四八二号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 群馬県前橋市上細井町一、二六四

松本由美子外七十名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四八三号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県狭山市入間川一ノ一八ノ五

小林三郎外七十九名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四八四号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県狭山市入間川二ノ五ノ九

岸田弘外百四十七名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四八五号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県狭山市鶴ノ木二八ノ三一

増田五郎外三百五十四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四八六号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県上尾市大字上一、五二七ノ

四 佐藤明宏外二百七十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四八七号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡上里町金久保二七二

伊藤和子外三百五十九名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四八八号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 東京都渋谷区恵比寿三ノ四ノ五

相沢美子外四百三十三名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四八九号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県志木市上宗岡四ノ二六ノ七

南伸一外三百四十五名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四九〇号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市愛宕一ノ四ノ三六

長沼利夫外二百四十四名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四九一号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市磯鶏一ノ四九ノ四

沼田一雄外二百三十九名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四九二号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県釜石市松原町二ノ五ノ三五

及川幸治外二百八十七名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四九三号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市田の神一ノ二九ノ三

武田利則外四百四十七名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四九四号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市藤原三ノ四ノ三 菊

池次男外百四十八名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四九五号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市大通二ノ三ノ一二

太田弘司外百四十九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四九六号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市千徳長根三六ノ九

田山賢治外百二名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四九七号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市大字赤前一四ノ四一

小堀内衛外百十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四九八号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県花巻市南丁目一、二八〇

ノ一 泉正広外百四十六名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四四九九号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市末広町八ノ二四 山

根チエ子外百八十一名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五〇〇号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県花巻市一日市五ノ六 多田

順一外百二十七名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五〇一号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市沢田三ノ五 小成ア

イ外二百二十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五〇二号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市鉄ヶ崎上町二〇七ノ

二 沢口登外二百七十九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五〇三号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市鉄ヶ崎嶺ノ浜町二ノ

五 大倉善三郎外二百二十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五〇四号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市西町一ノ七ノ三〇

畑中重次郎外二百六十七名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五〇五号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市泉町三ノ一ノ二 阿

部喜美子外二百五十五名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五〇六号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市磯鷄四地割二四ノ

二 陳場光子外百三十五名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五〇七号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市佐波一ノ八ノ五 板

村義昭外百四十五名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五〇八号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県下閉伊郡岩泉町大字岩泉一

〇太田七 平沢節子外八十八名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五〇九号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県下閉伊郡岩泉町大字岩泉字

向町三九 佐藤信子外五十一名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五一〇号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県吉敷郡小郡町下郷二、二三

二ノ九専売アパート内 西村勉外

二百七十二名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五一一号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市中関浜方七〇四ノ

一 富永澄人外百六十一名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五一二号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市富海朝日 梅田房子

外八十四名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五一三号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県水沢市東大通一ノ五ノ三

四 照井孝外百六名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五一四号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市東館町五ノ四一 八

重樫恭子外百三十八名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五一五号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県上閉伊郡宮守村上鱈沢一三

ノ七〇 山藤明男外九十八名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五一六号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市松崎町谷地 菊池直士外二百十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五一七号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 兵庫県姫路市花田町勅旨 中安たか子外二百三十七名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五一八号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市須磨区離宮前町二ノ九ノ四 九 浦上正規外百三十六名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五一九号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市垂水区神楽台五ノ一七 黒田富子外六十二名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五二〇号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町西島 橋恰外百八十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五二二号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市垂水区東垂水町荒内 木村敏外二百三十九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五二二号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市垂水区高丸四ノ八ノ二三 大西岩雄外二百七十名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五二三号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県入間市仏子一、三四一ノ三 西沢忠治外百五十八名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五二四号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県入間市宮寺四、一〇二ノ二 五 正村文子外百五十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五二五号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県狭山市富士見二ノ二四ノ九 森内百々代外二百九十二名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五二六号 昭和五十年五月九日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県入間市下藤沢二七二 金田享子外二百十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五九三三号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山形市城西一ノ六ノ二五 早田祐通外二百二十六名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五九四号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市仁井令四〇六ノ一 横田ハマ子外七十五名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五九五号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県佐波郡徳地町八坂 伊藤早苗外五十七名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五九六号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市自力町一〇ノ一一 徳水多美子外百二十七名

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五九七号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市南松崎町五ノ一六 稲村律夫外五十六名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五九八号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市西下条町八〇八 吉岡譲外百二十七名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五九九号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市湯村三ノ一九ノ二 七 小沢奈美江外六十三名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六〇〇号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県大里郡寄居町風布三七二 堀内教江外五十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六〇一号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市東光寺町三五〇 清水国平外七十名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六〇二号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市伊勢四ノ四一ノ一 〇 田中陽子外百十四名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六〇三号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市伊勢四ノ四二ノ一

○ 酒井泉外百十四名
紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六〇四号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 埼玉県狭山市入間川二ノ九ノ一
三 高橋和男外二百三名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六〇五号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 埼玉県狭山市下奥富一、三七二
金子堅太郎外百五十五名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六〇六号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 群馬県伊勢崎市今泉一ノ二三五
高片ふじ外百五十二名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六〇七号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 埼玉県狭山市新狭山三ノ一〇ノ一
八 田口昇外百二十九名

紹介議員 神沢 淨君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六〇八号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 群馬県前橋市朝日町二六三 寺沢
裕也外百九十一名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六〇九号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 群馬県佐波郡東村国定一、八三
六 岡東美雄外百五十四名

紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六一〇号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 埼玉県狭山市下広瀬三八六ノ三
六 長谷部勇外六十九名

紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六一一号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 埼玉県三郷市谷口四六九 内藤ち
え外百二十名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六一二号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 埼玉県三郷市戸ヶ崎二、二〇六
江川章造外百三十二名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六一三号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 千葉県柏市大塚町八ノ二三ノ三〇
五 影山武司外百九十四名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六一四号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 埼玉県上福岡市新田一ノ五ノ一
六 大野清外百八十八名

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六一五号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 埼玉県志木市柏三ノ四ノ二 清水
敏子外百八十名

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六一六号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 大阪府東大阪市下小阪八四 北野
利一外五十一名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六一七号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 岩手県宮古市泉町二ノ四 谷藤昇
外百八十七名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六一八号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 岩手県釜石市中妻町一ノ二ノ一
〇 高橋清信外八十一名

紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六一九号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 岩手県釜石市中妻町二ノ一ノ七
一五 斎藤利次外七十一名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六二〇号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 岩手県宮古市向町二ノ一四 中島
昭夫外八十一名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六二一号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 岩手県宮古市南町四ノ二五 新村
恵里子外七十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六二二号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 岩手県宮古市黒森町四ノ一七
佐々木靖外九十一名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六二三号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 岩手県宮古市金浜一ノ一〇ノ二
浦野要太郎外八十三名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六二四号 昭和五十年五月十二日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 岩手県宮古市黒田町七ノ一九 亀
ヶ沢ヨシ外百十四名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六二五号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県花巻市上北万丁目七九三

清水一外百四十八名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六二六号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県花巻市豊沢町五ノ八 高橋

美津子外五十四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六二七号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県花巻市城内九ノ五 昆保次

外七十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六二八号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市千徳猫ヶ沢二八ノ

二 扇田光子外二十八名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六二九号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市和見町九ノ四一 上

村スミ子外二十一名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六三〇号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市本町二ノ八 桂哲夫

外百四十四名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六三一号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市松崎町白岩九ノ三二

ノ二二 石川勲外四十名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六三二号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市中里団地一四ノ二

菊池榮美子外百五十三名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六三三号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市津軽石堀内 堀内千

勢子外二百三十八名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六三四号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市大字大通上り熊 中

谷高陸外百八十七名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六三五号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市六百町六ノ五一 多

田昭子外二百五十四名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六三六号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市西浦一、三九二 国

弘正外百四十五名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六三七号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県大蔵矢原住宅 水上直行外

百四十七名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六三八号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市仁井令地神堂一、〇

一七ノ二 山近茂子外百十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六三九号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市緑町一ノ七ノ四七

佐々木武治外百九十五名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六四〇号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県盛岡市西青山二ノ八ノ三

五 気仙武道外百八十九名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六四一号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市松崎町五ノ五 菊池

正勝外百九十九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六四二号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市早瀬町一ノ五ノ一

一 佐藤弘外百四十二名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六四三号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市六日町六ノ二 及川

幸三外百四十四名

紹介議員 宮之原光君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六四四号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市兵庫区熊野町三ノ三四 八

島こまつ外百六十五名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六四五号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市長田区上池田五ノ二ノ四

黒崎澄夫外百七十三名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六四六号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市垂水区西舞子三ノ一ノ二

七 打越好江外百九十九名

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六四七号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市兵庫区熊野町四ノ九六 小

林正幸外二百三十一名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六四八号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市長田区東尻地九ノ一ノ二

八 北村栄子外三百三十五名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六四九号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市中野町一六ノ一〇

田中幸太郎外百六十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六五〇号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市北区有野町唐櫃二、七三七

ノ一 菊川洋子外百八十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六五一号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県川越市新宿五八六ノ一 小

久保敏子外百六十八名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六五二号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県飯能市赤沢三三四ノ一 加

藤洋子外三百二十一名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四六五三号 昭和五十年五月十二日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 東京都田無市南芝団地七五七 関

口明長外百七十二名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七二二号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 大阪市浪速区元町三ノ一八二ノ

一 岡嶋憲一外百九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七二三号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口市名田島島上 原田一郎外七

十一名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七二三号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県吉敷郡秋穂町中道 小川正

外八十八名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七二四号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市大字佐野 田村美都

江外百十九名

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七二五号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県阿武郡須佐町弥富 大谷末

穂外七十七名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七二六号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市湯村三ノ一〇ノ三

渡辺義文外九十三名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七二七号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市山宮町一、五三〇ノ

九 小池洋子外七十三名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七二八号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山形県西村山郡朝日町大字太郎八

八 長岡一郎外五十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七二九号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山梨県都留市下谷七三八 沢海良

三外百三十二名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七三〇号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市湯村三ノ二三ノ二

ノ二〇 神田富士夫外七十八名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七三一号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市長松寺町九九〇 小

林清外六十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七三二号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県狭山市入間川二ノ九ノ七

松本文夫外百四十八名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七三三号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県狭山市入間川三ノ六ノ一

高橋時江外二百六十四名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七三四号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 群馬県桐生市広沢町五ノ一、一三

五 矢板和男外二百九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七三五号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県狭山市入間川二ノ一二ノ二

二 松本輝男外九十七名

紹介議員 神沢 淳君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七三六号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 群馬県桐生市錦町二ノ一六 大沢

浅太郎外百七十名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七三七号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 群馬県前橋市朝日町三ノ二六ノ八

原知久外百六十九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七三八号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 群馬県前橋市古市町五七〇 福田

唯雄外百三十七名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七三九号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県草加市稲荷町一、三三八ノ

一八 丸山春一外六十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七四〇号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県狭山市鶴ノ木二八ノ二三

和田うめ子外百四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七四一号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県飯能市川寺一六九ノ七 浅

見秀雄外八十四名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七四二号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 東京都大田区山王二ノ一九ノ二

大栗芳一外八十八名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七四三号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県富士見市諏訪一ノ五ノ四

加藤信子外百七十三名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七四四号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県釜石市新町八ノ四 留畑恵

子外百三十五名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七四五号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市和見町六ノ二九 木

村アキ子外百七十名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七四六号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市藤原上町一ノ五千

崎政雄外百八十二名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七四七号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県金石市甲子町一ノ三六ノ

七 加納武外百六十二名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七四八号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市小山田一ノ一三ノ二

五千葉マサコ外二百四十八名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七四九号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県盛岡市月ヶ丘三ノ八ノ九

佐藤セツ子外二百三十三名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七五〇号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市館合町四ノ四 高橋

貞兆外百十八名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七五一号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市小沢二ノ二ノ四七

清川良子外二百八名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七五二号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市津軽石一ノ三 盛合

由郎外二百九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七五三号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県稗貫郡大迫町大迫二ノ一

五ノ一八 阿部栄子外百五十名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七五四号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市西町二ノ六ノ一五

深沢口豊外六十七名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七五五号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市東館町 常川芳夫外

百四十八名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七五六号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県花巻市桜木町二ノ一一ノ

二 小田島ノブ外百五十三名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七五七号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市緑ヶ丘三ノ三六 大

石和昭外百六十八名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七五八号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市千徳一八ノ六九ノ二

上田ヤス外百八十三名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七五九号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市東館町六ノ二五 桃

本ハナ外百三十八名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七六〇号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市藤原上町一ノ一〇

伊藤淑子外百六十二名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七六一号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市磯崎四ノ四八 有原

保子外二百五十五名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七六二号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市中ノ関上新前町一班

橋本英雄外百九十三名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七六三号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 千葉県長生郡長南町長南二、二七

九 中村信子外百二十二名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七六四号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市山口四ノ四ノ五一七

米沢曉子外百三十三名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七六五号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県光市室積 奈良定治外二百

三十二名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七六六号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市中関北山手 有富久

子外二百三十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七六七号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市古祖原二、四二九ノ

二 藤井恵子外二百十二名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七六八号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県紫波郡都南村永井二四ノ三

二ノ四 加藤茂外百五十三名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七六九号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市松崎町白岩三ノ一五

ノ二 太田富也外百六十四名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七七〇号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市松崎町白岩 奥友良

子外百五十六名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七七一号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市東館町一ノ二二

鳴海彰一外百三十七名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七七二号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 大阪府東住吉区長吉長原町一、三

七七 永尾ふみ子外二百九十二名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七七三号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市須磨区川上町三ノ一 福岡

邦子外二百八名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七七四号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市北区鈴蘭台東町 堀義明外

三百名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七七五号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市兵庫区浜山通一ノ一ノ一二

笹川熱外百四十二名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七七六号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市垂水区高丸五ノ六ノ二ノ四

森安京子外百七十三名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七七七号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市垂水区岩岡町内山四二ノ一

谷本きよへ外九十四名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七七八号 昭和五十年五月十三日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県狭山市入間川三ノ二六ノ五

東貞夫外百八十三名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七七九号 昭和五十年五月十三日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 埼玉県入間市黒須一ノ一〇ノ三六
田中早苗外三百十四名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七八〇号 昭和五十年五月十三日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 埼玉県川越市旭町一ノ二五ノ一七
岡部信代外二百九十九名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四七八一号 昭和五十年五月十三日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 埼玉県入間市新久五九三ノ四
小 林弘外百九十二名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八六八号 昭和五十年五月十四日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 大阪府泉佐野市西本町一四ノ一五
宇賀泰雄外百一名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八六九号 昭和五十年五月十四日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 山口県防府市大字植松 松野幸助
外七十三名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八七〇号 昭和五十年五月十四日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 山口県防府市富海新地二、二二〇
松原美代子外六十一名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八七一号 昭和五十年五月十四日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 山口県防府市栄町二ノ二ノ二三
八木美津子外百十三名

紹介議員 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八七二号 昭和五十年五月十四日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 山口県防府市大字田島一、〇四〇
小川和生外六十六名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八七三号 昭和五十年五月十四日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡甲西町荆沢 塩沢
淳子外七十一名

紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八七四号 昭和五十年五月十四日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 山梨県甲府市中央三ノ五ノ九 降
矢正子外八十二名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八七五号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡若草町加賀美三、
五四一 齊藤美己外七十名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八七六号 昭和五十年五月十四日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 山梨県北巨摩郡高根町北の割 小
林修外六十名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八七七号 昭和五十年五月十四日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 山梨県甲府市北口一ノ六ノ七 望
月きよ子外百八十四名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八七八号 昭和五十年五月十四日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 山梨県甲府市湯田二ノ一〇ノ二五
村松茂雄外九十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八七九号 昭和五十年五月十四日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 埼玉県狭山市上広瀬五五ノ四四
清水輝雄外二百十二名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八八〇号 昭和五十年五月十四日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 埼玉県飯能市大字下赤工五五八ノ
二 山川藤男外百二十八名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八八一号 昭和五十年五月十四日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 群馬県桐生市宮前町一ノ八ノ一三
神戸嘉国外四百九十七名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八八二号 昭和五十年五月十四日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 埼玉県狭山市東三ツ木一〇ノ二ノ四
三 福岡澄子外百名

紹介議員 神沢 淨君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八八三号 昭和五十年五月十四日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 群馬県桐生市広沢町四ノ一、九七
〇 吉田政子外二百二名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八八四号 昭和五十年五月十四日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 群馬県桐生市稲荷町二ノ一 高柳
光雄外九十三名

紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八八五号 昭和五十年五月十四日受理
原子爆弾被害者援護法制定に関する請願
請願者 埼玉県所沢市和ヶ原二三四ノ四
森田貞次外四十三名

紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八八六号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県与野市下落合一、一二四

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八八七号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 千葉県流山市流山五ノ五一八 浅井キヨ外五十四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八八八号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県志木市上宗岡四ノ二六ノ七 本間善吉外百十四名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八八九号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 群馬県佐波郡玉村町小泉六〇 松本精外九十七名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八九〇号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県上福岡市新田一ノ五ノ一六 佐藤明彦外九十名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八九一号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県釜石市中妻町二ノ一ノ二三 小山ヤエ外百十七名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八九二号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市保久田二ノ一三 阿部富貴子外二百八名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八九三号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市和見町五ノ九 小原知子外二百一名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八九四号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県釜石市東町一五ノ二八 中村尚子外二百八十九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八九五号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市山口三ノ三ノ四 千崎信夫外百八十三名

紹介議員 額谷 英行君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八九六号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山形県天童市大字背四〇 新関清外百六十一名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八九七号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市黒田町六ノ二九 常川ヒデ外百六十一名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八九八号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市新町四ノ三四 坂下ミヨ外二百十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四八九九号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市中里岡地三ノ一六ノ二 川守田節子外二百二十三名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九〇〇号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県花巻市幸田二〇ノ五七ノ一 多田康彦外二百三十九名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九〇一号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市黒田町六ノ一 齊藤キミ外百八十六名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九〇二号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県花巻市四日町一ノ三ノ二九

戸田公子外百八十四名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九〇三号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市磯鶏二ノ一八三 伊藤厚子外百三十六名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九〇四号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市小沢二ノ五ノ一九 志田寿外百二十八名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九〇五号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市緑ヶ丘四ノ三二 信夫ヨシノ外六十七名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九〇六号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市西町三ノ一ノ七 沼田剛外百四十四名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九〇七号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県宮古市栄町五ノ二八 太田勇吉外百二十二名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九〇八号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 千葉県柏市旭町六ノ二ノ四ノ四〇

二 大塚保外百二十一

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九〇九号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市大字田島一、〇四〇

藤岡健治外百一十一

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九一〇号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市下組町三ノ四 石田

稲穂外二百四十七

紹介議員 野々山二三君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九一一号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市六日町 菊池誠外百

八十六

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九一二号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市南松崎町一二ノ三

丹羽正一外百六十四

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九一三号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市大道市西 宮崎良男

外百七十五

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九一四号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山口県防府市協和町二ノ一ノ一

八 浜田洋一外百八十四

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九一五号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一七ノ二〇 阿

部昭外百六十八

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九一六号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市上郷町暮坪 堀切三

雄外百七十二

紹介議員 松永 忠三君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九一七号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市新町三ノ三 西川三

枝子外百四十九

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九一八号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県遠野市松崎町白岩三ノ八

〇ノ一六 菅野輝雄外九十四

紹介議員 宮之原真光君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九一九号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市長田区刈藁通五ノ六ノ二

中本明美外百四十五

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九二〇号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市灘区水道筋六ノ六ノ一五

岡山千穂子外八十八

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九二一号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町谷八木堂ケ

保四〇〇 鈴木光夫外百二十七

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九二二号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市須磨区離宮前町二ノ八ノ

七 川端照美外百五十二

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九二三号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市名神町一ノ二ノ二

九 浅井知之外百二十一

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九二四号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 神戸市長田区宮川町九ノ二〇六

筆田富子外六十五

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九二五号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 東京都国分寺市西元町三ノ二八ノ

一五 高尾寛子外六十二

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九二六号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県新座市池田三ノ六ノ二 並

木陽子外百六十八

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九二七号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県狭山市南入曾六六二 栗原

愛子外百二十五

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四九二八号 昭和五十年五月十四日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県飯能市川寺六八四 中山美

智子外二百四十九

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第五〇三九号 昭和五十年五月十五日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 静岡県榛原郡吉田町住吉二、七四

七 森田仁外二百四十名
紹介議員 山田 徹一君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第四五二八号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 愛媛県今治市北日吉町一ノ一〇ノ二九 福本正積外三十三名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五二九号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 愛媛県今治市松木二二〇 永井保富外二十三名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五三〇号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 愛媛県北宇和郡三間町宮野下甲一二一ノ二 久保田美海外二十一名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五三一号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 千葉県流山市江戸川台西一ノ一二七 三尾谷幸子外二十四名

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五三二号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都練馬区貫井四ノ三ノ一八 小島澄外二十四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五三三三号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都文京区根津二ノ三三ノ一三 塚田都和子外二十一名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五三四号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都江戸川区東小岩四ノ八ノ四 荒井芳郎外二十四名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五三五号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 千葉県松戸市松戸新田一三七ノ二六 村上和秀外二十三名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五三六号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都小平市小川西町二、二六四 実戸稔外二十三名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五三七号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢七ノ二二ノ九 古川長雄外二十四名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五三八号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都北区東十条六ノ一一ノ一五 太田和子外二十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五三九号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都杉並区下井草一ノ二五ノ一〇 三輪久美子外二十四名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五四〇号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ二五ノ一〇 平松榮美子外二十四名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五四一号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都港区海岸一ノ四ノ一七 中島秀夫外二十名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五四二号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都杉並区本天沼一ノ三ノ四 山崎美幸外二十四名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五四三号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町三ノ一 井口民子外二十四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五四四号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都中野区江古田四ノ四三ノ一 小山盛男外二十四名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五四五号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都国分寺市本多四ノ九ノ三 小島吉俊外二十三名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五四六号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都八王子市市子安町三ノ三五ノ一二 晴雲荘内 山本康男外二十二名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五四七号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都渋谷区神宮前二ノ二二〇 青山宿舎五〇二 鮫島裕司外十七名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五四八号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 埼玉県大宮市奈良町五三ノ九 加藤静江外二十三名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五四九号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市辻堂西海岸一ノ五

小池広治外十八名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五五〇号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区宮沢町一、〇七七

中山政弘外十六名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五五一号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都世田谷区池尻四ノ八 向川

邦和外二十七名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五五二号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ九ノ一

緒方清子外二十五名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五五三号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都足立区足立一ノ二九 武井

照子外二十三名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五五四号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 横浜市金沢区六浦町一七二 古田

裕繁外二十一名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五五五号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都足立区千住大川町六ノ六

原田信子外二十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五五六号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都東久留米市大門二ノ二ノ一

六ノ三〇二 岩田喜美枝外二十五名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五五七号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都杉並区上荻二ノ三〇 伊藤

陽子外二十一名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五五八号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都杉並区井草一ノ六ノ六 栗

原潔外二十六名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五五九号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 千葉県市川市二俣六七八 古川善

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 千葉県松戸市大谷口三五六 山下

りつ子外二十九名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五六〇号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都杉並区下井草一ノ二五ノ一

〇 浮須ミヨ子外二十五名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五六二号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都大田区山王一ノ三三ノ一

七 石島房子外二十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五六三号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都杉並区高井戸西二ノ一三ノ二

二九 橋本勉外二十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五六四号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都世田谷区北沢五ノ三七ノ一

七 北山光明外二十九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五六五号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都調布市上石原一、五四二

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 市原正外二十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五六六号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都国分寺市光町一ノ三九ノ三

横山加代子外二十四名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五六七号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷南二ノ二二ノ四

山崎英外二十一名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五六八号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都北区西ヶ原四ノ三九ノ五

小林千鶴外二十六名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五六九号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀四ノ三六ノ四

RH四〇一 上田茂外三十名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五七〇号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀四ノ三六ノ四

RH四〇一 上田茂外三十名

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀四ノ三六ノ四

RH四〇一 上田茂外三十名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都東久留米市大門町二ノ四ノ二ノ四〇二 屋宮為磨外十二名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五七二号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都杉並区井草一ノ六ノ六 藤本芳明外十二名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五七二号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市中蔵三、二六〇 勝外十二名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五七三号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都杉並区井草一ノ六ノ六 山橋和弘外二十三名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五七四号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都小平市小川西町二、二六四ノC二 黒沢光子外十八名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五七五号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都杉並区下井草一ノ二五ノ一

○ 高崎正磨外二十名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五七六号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 川崎市高津区宮前平一ノ三ノ五宮崎台住宅一〇ノ三〇四 榊原昭美外二十二名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五七七号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都品川区勝島一ノ六ノ一八ノ三〇七 斎藤鉄也外十九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五七八号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都武蔵野市中町二ノ七ノ一六 坂和弘外二十四名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五七九号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 千葉県柏市十倉二四ノ三九 山田勉外二十三名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五八〇号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 千葉県松戸市胡録台一五五ノC二四 高井富子外二十四名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五八一号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 千葉県柏市中央町三ノ三〇 福田房江外二十四名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五八二号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都板橋区常盤台二ノ一五ノ五 坂田美智子外二十名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五八三号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都府中市紅葉ヶ丘一ノ三七 岡村実外十九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五八四号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都文京区小石川五ノ一五ノ六 越野達郎外二十一名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五八五号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都杉並区下井草一ノ二五ノ一〇 西沢英二外二十名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五八六号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都目黒区五本木二ノ八ノ四 高橋つたえ外十六名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五八七号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都港区芝二ノ二九ノ八井原方 西村誠一外十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五八八号 昭和五十年五月九日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 東京都新宿区戸塚町一ノ一六七ノ三 徳永正子外十七名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第四五八九号 昭和五十年五月十日受理

五年年金加入等に関する請願

請願者 東京都文京区根津一ノ二五ノ九 相田信二外九名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第四一七六号と同じである。

第四五九二号 昭和五十年五月十二日受理

看護教育の改善に関する請願

請願者 山梨県甲府市富士見二ノ一三ノ二 二小池裕外四十九名

紹介議員 木島 則夫君

看護教育の諸問題を解決するため、次の事項の実現を図りたい。

一、看護教育に対する予算を大幅に増額し、看学の施設、設備の充実を図り、かつ奨学金を全額国庫助成し、義務年限、地域規制を撤廃すると

ともに返済方法を育英資金なみに改善すること。

二、看学の短大移行化には、その準備委員会に看学生も参加させ看学生の声を聞き、短大化に際し寮、校舎など十分な施設、設備を保障し各種学校への教務の削減など、しわ寄せをやめ、短大化における学生の自主的活動を認めること。

三、専任臨床指導者を最低一病とう一名を保障し、専任臨床指導者の教育機関を確立すること。

四、学生数に見合った実習病院を保障し、実習場が保障されないなどの無責任な看学の増設、看学生の増員はやめること。

五、専任教員を大幅に増員し、専任教員の教育機関を保障すること。

第四六五七号 昭和五十年五月十二日受理
児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願

請願者 石川県金沢市石引一ノ八ノ一三
河原正雄外七百七十二名

紹介議員 鈴木美枝子君

一、児童福祉法に基づき、学童保育の制度化を早急に実現すること。

二、その実現までの間、地方自治体や民間で行っている学童保育及び留守家庭児童会等の事業に、補助金を交付すること。

三、下校後の子供たちの生活実態を速やかに調査し、子供の成長・発達に必要な施設を増設し、環境の整備を図ること。

理由

一、学童保育施設の設置数は、全国でわずか千五百箇所、利用児童数は、約四万四千名にすぎず、学童保育を必要とすると思われる留守家庭児童二百二十万名に対して、圧倒的に不足している。

二、国の学童保育対策が皆無の中で、地方自治体の自主事業のわく内では限界があり、自治体担

当者や議会からも国の制度化の実現が望まれている。

三、学童保育は、大臣も国会でその必要性を認めたとように、児童福祉法の精神から、本来、国が責任を負うべき事業であることは明らかである。

第四六五八号 昭和五十年五月十二日受理
児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市根岸一、〇三六ノ七 半沢栄子外七百七十八名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第四七八九号 昭和五十年五月十三日受理
児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願

請願者 東京都練馬区高松三ノ一八ノ二 湯本きよ外七百七十三名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第四八五九号 昭和五十年五月十三日受理
児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北三ノ三六ノ二〇全国学童保育連絡協議会内 大倉明外七百七十三名

紹介議員 志村 愛子君

この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第四九三三三号 昭和五十年五月十四日受理
児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願

請願者 大阪府吹田市青山台一ノ二ノC四 一ノ一〇一 矢吹潤三外七百七十七名

紹介議員 荻脱タケ子君
この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第四九四二号 昭和五十年五月十四日受理
児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋蠣殻町四ノ一 草場照久外七百八十九名

紹介議員 山東 昭子君

この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第四九四七号 昭和五十年五月十五日受理
児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北三ノ三六ノ二〇全国学童保育連絡協議会内 宮崎昌治外七百七十三名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第四九四八号 昭和五十年五月十五日受理
児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北三ノ三六ノ二〇全国学童保育連絡協議会内 下斗米都外七百七十二名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第五〇二九号 昭和五十年五月十五日受理
児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願

請願者 東京都練馬区東大泉町六四一 高木良介外七百七十五名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第五〇三〇号 昭和五十年五月十五日受理

児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北三ノ三六ノ二〇全国学童保育連絡協議会内 上野さと子外七百七十三名

紹介議員 岩上 妙子君

この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第四七八四号 昭和五十年五月十三日受理
障害福祉年金、各種障害年金の法律改正に関する請願

請願者 東京都清瀬市松山二ノ一三ノ一二 日患気付障害年金改正をすすめる会内 上田昭外千二百二十名

紹介議員 小平 芳平君

障害福祉年金、各種障害年金の関係法律を次のとおり改正された。

一、昭和五十年法律改正を必要とするもの。

1 国民年金も、厚生年金と同じように、障害等級三級を新設すること。

2 障害年金にも、通算制度をつくり、各種の障害等級及び認定基準を統一して、すべての障害を総合的に認定するようにすること。

3 廃疾認定日は、初診日から三年目を早め、傷病手当金と障害年金を継続するようにすること。

4 厚生年金にも事後重症を認め、廃疾認定日のあと、障害が重くなった人はいつでも障害年金が受けられるようにすること。

5 各種障害年金の最低保障額は、月額四万円に引き上げること。

6 障害福祉年金の年金額は、一級四万円、二級三万円に引き上げること。

7 スライドは、物価だけでなく、賃金の変動にも合わせて行うこと。

8 スライドは、支給月ごとに行うこと。

9 財政方式は、修正積立方式を賦課方式に改めること。

二、昭和五十一年度改正の必要なもの。
被保険者、年金受給権者について。

1 国民年金に加入している、昭和三十六年四月一日以前や二十歳前に初診日のある障害者で保険料を納入している人には、障害年金を支給すること。

2 昭和三十六年四月一日以後に初診日を有する沖縄県の障害者には、国民年金の障害年金を支給するようにすること。

3 国民年金の任意加入対象者で未加入の障害者（谷間の障害者）にも、障害福祉年金を支給すること。

4 七十歳を過ぎてから、障害の廃疾認定日があった人にも、障害福祉年金を支給すること。

5 国民年金加入者が、廃疾認定以後でも滞納している保険料を追納した場合には、障害年金を支給すること。

障害等級認定基準について。

1 各疾病、障害ごとに「障害等級認定基準」がつくられていない脳性マヒ、筋ジストロフィー、難病、新しい公害病、各種慢性病などは、速やかに認定基準をつくり、障害年金を受けられるようにすること。

2 「障害等級認定基準」がつくられている腎臓、心臓、結核、精神などは、認定基準を最近の実態に合ったものに改正すること。

3 障害等級を認定する場合、一つ一つの障害が「廃疾認定基準」に該当しないものでも、総合認定して年金を容易に受けられるようにすること。

4 国民年金で行われている、後発障害の「基準障害」の程度を大幅に緩和するとともに、起因性による制限をなくし、前発障害と後発障害の併合認定を適正化すること。

5 年金に加入中の障害は、加入期間に関係なく、障害年金を受けられるようにすること。

6 障害等級認定基準に該当しなくなった場合でも、三年間の支給停止期間を無期限とし、認定基準に該当するようになったとき、支給

を開始するようにし、失権をなくすること。

第四七八八号 昭和五十年五月十三日受理
障害福祉年金、各種障害年金の法律改正に関する請願

請願者 愛知県豊橋市西羽田町二〇〇 本多美津江外千九百三十三名
紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第四七八四号と同じである。

第四八六七号 昭和五十年五月十四日受理
障害福祉年金、各種障害年金の法律改正に関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市西俣町四、五二二 窪田ヒデ外千九百二名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第四七八四号と同じである。

第四九二九号 昭和五十年五月十四日受理
障害福祉年金、各種障害年金の法律改正に関する請願

請願者 広島県佐伯郡大野町宇塩屋 藤崎政雄外四百三十三名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四七八四号と同じである。

第四九三二号 昭和五十年五月十四日受理
障害福祉年金、各種障害年金の法律改正に関する請願

請願者 宮城県仙台市土樋一ノ六ノ二五ノ四四一 庄司幸雄外七千四百名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第四七八四号と同じである。

第四九三七号 昭和五十年五月十四日受理
障害福祉年金、各種障害年金の法律改正に関する請願

請願者 東京都八王子市川口町一、三三一

ノ五 尾山博男外四百九十八名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第四七八四号と同じである。

第四九四〇号 昭和五十年五月十四日受理
障害福祉年金、各種障害年金の法律改正に関する請願（二通）

請願者 名古屋市中川区一柳荘市営住宅 田中久枝外二百十九名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第四七八四号と同じである。

第四九四三号 昭和五十年五月十四日受理
障害福祉年金、各種障害年金の法律改正に関する請願

請願者 名古屋市中村区烏森町四ノ一四 中原百合子外千二百二十一名
紹介議員 柄谷 道一君
この請願の趣旨は、第四七八四号と同じである。

第五〇二二号 昭和五十年五月十五日受理
障害福祉年金、各種障害年金の法律改正に関する請願

請願者 岡山県和気郡吉永町大字岩崎 金藤勝次外百一名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第四七八四号と同じである。

第四七八五号 昭和五十年五月十三日受理
ILO 港労働者条約（第二三七号）の批准並びに港労働者の共同雇用制度の確立に関する請願

請願者 東京都港区海岸通三ノ四ノ五全国港労働組合協議会内 吉岡徳次
紹介議員 山崎 昇君 杉山善太郎君 小平 芳平君 沓脱タケ子君

日本の経済・社会の発展並びに港の機能を維持し発展させるための不可欠の前提として、港に真の労使関係を定立し、もって港労働者に安定した

雇用を保障するため、速やかに、次の事項の実現を図りたい。

一、ILO 港労働者条約（第二三七号）を批准すること。

二、港労働者の定義を明確にし、すべての港労働者を登録させ、政府、自治体、船主、荷主、港運業者の責任において共同雇用制度を確立すること。

三、そのために、現行関係法の改正を含めて必要な法律を制定すること。

理由

一、港の機能を担う全国十数万の港労働者は、いまだに暴力的労務管理が行われる前近代

的、封建的な雇用・労働関係におかれ、その社会的地位の低さと同時に労働災害の多発、劣悪な労働条件、労働環境のもとに働かされている。その上、昨今の著しい輸送革新、港の合理化の影響を受けて、港労働者の雇用不安、生活不安は、一層深刻になっており、港に必要数の労働者が集まらないことも加わって、港の将来は大きく憂慮される状況にある。このような状態を招いた原因は、港を利用する船主、荷主、港運業者の勝手な合理化と旧態依然たる政府当局の政策と怠慢にあることは明白である。また、港労働法も単なる職安行政の一環としての日雇港労働者の就労対策にすぎず、なら港の労使関係の改善と港労働者の社会的地位の向上には役立っていない。

二、ILO は一九七三年六月の第五十八回総会において「港労働者条約（第二三七号）」及び「勧告（第一四五号）」を採択し、港労働者の雇用保障について国際的な最低限度の措置を明らかにしている。

第四七八六号 昭和五十年五月十三日受理
大腿四頭筋短縮症患者の救済に関する請願（三通）

請願者 愛媛県今治市北日吉町一ノ一〇 大沢盛雄外千百十三名

紹介議員 小平 芳平君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第四七八七号 昭和五十年五月十三日受理
大腸四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 富山市水橋上砂子坂六二八 古川
秀行外三十五名

紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第四七九〇号 昭和五十年五月十三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 福島市北沢又字稻荷前二 毛利敏
子外七百五十九名

紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九三四号 昭和五十年五月十四日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 大阪府泉南郡阪南町鳥取中二六二
松枝史郎外九百九十九名

紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九五一号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 京都市伏見区深草柴田屋敷二三
倉本真二外七十九名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九五二号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内宝町二ノ五ノ一
八 植田博外七十九名

紹介議員 青木 薪次君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九五三三号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 大阪府城東区諏訪三ノ一三ノ八
穀治保外七十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九五四号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 大阪府豊中市原田元町二ノ七ノ五
前川楠雄外七十九名

紹介議員 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九五五号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 大阪市鶴見区今津南二ノ一ノ三二
石橋一夫外七十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九五六号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 滋賀県草津市野路町六〇五 杉江
次子外六十七名

紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九五七号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 大阪府吹田市高城町二ノ五 早川
豊弘外七十三名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九五八号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都渋谷区西原三ノ一六ノ一一

角田力外七十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九五九号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都港区海岸三ノ二ノ一五ノ
一、〇〇一 勝又住子外七十名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九六〇号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都品川区西大井四ノ一ノ二
市川隆一外七十九名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九六一号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都港区海岸三ノ七ノ五 太田
保外七十二名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九六二号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都港区港南五ノ八ノ二〇 原
口一郎外七十九名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九六三三号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市大鋸一、一五一
加賀谷チヨ外七十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九六四号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都品川区北品川一ノ三〇ノ一
〇 松坂寛外七十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九六五号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都港区港南三ノ四ノ八 中山
美智子外七十一名

紹介議員 神沢 浄君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九六六号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 大阪府門真市柳町七ノ一七 前川
登志子外七十九名

紹介議員 久保 直君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九六七号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 大阪府西淀川区野里町二ノ三ノ二
〇 松下真典外五十九名

紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九六八号 昭和五十年五月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 大阪府城東区諏訪二ノ七ノ八 山
口節子外七十九名

紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 京都市中京区千本通四条上ル 田中康夫外七十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九七〇号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市東長洲三ノ二五 松岡繁広外六十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九七一号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府高槻市高槻町八ノ三 西田武夫外七十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九七二号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府門真市上島町一五ノ二三 田中和子外七十九名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九七三号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市成美町二七ノ五ア 一ト美容室内 江口小波外七十名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九七四号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 兵庫県川西市加茂一ノ七ノ一一 内田敏雄外七十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九七五号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府守口市大久保町一ノ二二 坂本鉄治外七十九名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九七六号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府八尾市新家町五ノ五七 山本記美代外七十六名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九七七号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都品川区旗の台六ノ五ノ七 栗橋正幸外七十二名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九七八号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府西淀川区千舟三ノ五ノ一一 新開成海外四十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九七九号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 兵庫県明石市北王子町三九一 北口県一外五十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九八〇号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府大淀区大淀町中五ノ三 田中良一外七十三名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九八一号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府摂津市千里丘東五ノ一九ノ二八 北川広志外五十七名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九八二号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府茨木市鮎川四ノ一九ノ五 武本登外七十四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九八三号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府城東区諏訪一ノ八ノ二二 西山優子外七十七名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九八四号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府茨木市大字安成九四五ノ一 西岡武男外七十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九八五号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府吹田市幸町四ノ一 与那嶺

勝也外七十八名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九八六号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 兵庫県西宮市浜松原町六ノ三ノ八 六 光畑諒外七十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九八七号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府西淀川区福町二ノ三四ノ一 四 村上武外七十六名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九八八号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府淀川区東三国六ノ一四ノ一 〇 中村道雄外七十三名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九八九号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府福島区平松町一〇ノ八 貴田重光外八十六名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第四九九〇号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市西台六ノ二二ノ三〇 三 森本一外九十三名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第四九九九号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪市東淀川区井高野町二二四ノ二ノ五〇四 藤田育雄外七十二名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第四九九二号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪市福島区海老江上二、一一九 浅野公美恵外七十七名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第四九九三三号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪市西淀川区千舟三ノ五ノ一一 山本繁外五十七名

紹介議員 野々山 一三君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第四九九四号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都江戸川区平井六ノ五一ノ七 和田武士外七十三名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第四九九五号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都中野区沼袋三ノ三三ノ七 江幡清外七十七名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第四九九六号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都足立区神明町五一 中村 一郎外七十一名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第四九九七号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 岐阜県多治見市坂上町五ノ四七 後藤哲雄外七十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第四九九八号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 名古屋市中村区港北町一ノ五ノ三ノ三二 加藤千博外七十九名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第四九九九号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 名古屋市中村区上米野町三ノ二五 八神正明外七十九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五〇〇〇号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 名古屋市中村区日比津町四ノ一 白岩忠雄外六十六名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五〇〇一号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 名古屋市中村区日置通八ノ一三 有岡恵外八十一名

紹介議員 宮之原光君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五〇〇二号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 愛知県小牧市大字南外山四三三ノ一 森伸好外七十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五〇〇三号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府和泉市伯太町二ノ二二ノ一 五八 伊藤重信外七十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五〇〇四号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 神戸市兵庫区羽板通四ノ一ノ一 一、八二一 船橋順子外七十八名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五〇〇五号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪市西淀川区福町二ノ二七ノ一 一 北村千代子外七十六名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五〇〇六号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪市此花区高見町三ノ四五 釣 きく外七十四名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五〇〇七号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市立花町一ノ二六ノ一 二 太田謙治外七十五名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五〇〇八号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府堺市辻三五一 土山光次外 七十二名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五〇〇九号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府堺市北清水町一ノ三ノ五 河備竹男外四十八名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五〇一〇号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 埼玉県八潮市上馬場三〇八ノ六 金城恵子外六十四名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五〇一一号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府西淀川区御幣島三ノ八ノ四 九 上原義則外七十二名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第四八五七号 昭和五十年五月十三日受理

せき値損傷者に関する請願

請願者 山口県宇部市鶴の島町四ノ六 金

本敏介外二十六名
紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第四八五八号 昭和五十年五月十三日受理

労働者災害補償保険法によるせき腫瘍傷者に関する請願

請願者 山口県宇部市鶴の島町四ノ六 金本敏介外二十六名

紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第四九三〇号 昭和五十年五月十四日受理

社会保険等診療報酬の概算払いに関する請願

請願者 大阪市福島区上福島北四ノ四長岡ビル内大阪民主医療機関連合会内 中路実

紹介議員 杏脱タケ子君

一、保険医療機関の経営危機を打開するため、社会保険診療報酬支払基金に係る社会保険等診療報酬支払について、次の事項を緊急に実施すること。
1 前月診療分請求書を提出した月の十日に、その請求額の八割相当額の概算払いを行うこと。
2 請求書の審査完了日の二十日には、精算払いを行うこと。
3 1・2の支払いを保障するため、支払基金法・契約書に基づいて、各保険者から一・五箇月分の委託金を確保すること。
4 支払業務を円滑にするために、職員を増員・労働条件の改善等、必要な措置を講ずること。

二、支払基金に対する行政責任を負っている厚生大臣は、前項について速やかに責任ある措置を講ずること。

理由 政府の低診療報酬政策・悪性インフレ及び不況の下にあって、医療機関の収入の大部分を占める社会保険診療報酬は、診療の翌月上旬に請求し、翌々月下旬以降に支払われており、支払基金法・契約で定められている「迅速」な支払いと、そのための「二・五箇月分」の支払資金の確保に関する条項も守られていない。このような支払方法によつて、保険医療機関は、人件費・医薬品費等諸経費の支払いのため、金利を支払つて運転資金を金融機関から借り入れ、その返済に四苦八苦している。

第五〇三四号 昭和五十年五月十五日受理
療術の制度化に関する請願(七十九通)

請願者 静岡県島田市本通七丁目 鈴木国太郎外七十八名

紹介議員 神田 博君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五〇三五号 昭和五十年五月十五日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 石川県珠洲郡内浦町小木 沖野要

紹介議員 追水 久常君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四九三一号 昭和五十年五月十四日受理

療術の制度化に関する請願(十一通)

請願者 和歌山県新宮市七、八一七 山本節子外十名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五〇三二号 昭和五十年五月十五日受理

療術の制度化に関する請願(二通)

請願者 石川県小松市那谷町二二ノ二 高田美恵子外一名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五〇三三三号 昭和五十年五月十五日受理

療術の制度化に関する請願(五十一通)

請願者 静岡県磐田郡福田町福田一、二〇一ノ一 鈴木勝彦外五十一名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五〇三三八号 昭和五十年五月十五日受理

療術の制度化に関する請願(十一通)

請願者 愛媛県松山市住吉町一ノ三ノ一 四 川本利一外十名

紹介議員 増原 恵吉君

第五〇三七号 昭和五十年五月十五日受理

療術の制度化に関する請願(八通)

請願者 岐阜県恵那市大井町七三二ノ三 遠山順三外七名

紹介議員 藤井 丙午君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五〇三六号 昭和五十年五月十五日受理

療術の制度化に関する請願(十一通)

請願者 富山県射水郡小杉町黒河 柴田勇外十名

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五〇二七号 昭和五十年五月十五日受理

雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 岡山市新保七〇四市住一八 藤本よし子外百二十名

紹介議員 寺田 熊雄君

インフレ、不況の同時進行という経済危機の中での雇用・失業対策のため、次の措置を緊急に確立されたい。

一、企業による一方的解雇を制限する措置をとること。
二、臨時、日雇、パート、出稼ぎなど、不安定労働者の雇用を改善する措置をとること。
三、中高年齢者の雇用確保、就職促進対策を確立すること。
四、企業と国の負担による「雇用基金」を創設し、労働者の休業中の賃金全額補償、未払労働債権の保障、雇用の保障措置を確立すること。
五、失業給付金の一律百八十日延長及び受給要件の緩和を図ること。また、短期特例給付は廃止し、給付率を八十パーセントとすること。また、パートタイマー等にも適用し、日雇給付については、受給資格要件などの制限を撤廃し、不就労日より支給すること。
六、中高年齢失業者の就労を保障するため、失業者就労事業、特定地域開発就労事業の制限条項

第四九四六号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市緑町二ノ三ノ三一ノ三〇五 利田恵子外三百八十二名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第四九四五号 昭和五十年五月十五日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 東京都杉並区和田一ノ四六ノ三

を撤廃するとともに、就労わくを大幅に増やし、高齢者就労事業を直ちに実施すること。
七、地方自治体が臨時応急的に実施する事業への国庫補助を行い、現行失業者就労事業、緊急就労事業、特定地域開発就労事業にたいする国庫補助を五分の四以上に引き上げること。

第五〇二八号 昭和五十年五月十五日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 岡山県勝田郡勝田町真加部 森元
好外百十九名
紹介議員 山田 徹一君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

五月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
一、国民年金法等の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十二年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「七千五百円」を「一万二千円」に、「一万五千円」を「二万四千円」に改める。

第五条第一項中「のうちに、次の各号のいずれかに該当するもの」を削り、各号を削り、同条第四項中「七千五百円」を「一万二千円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（保健手当の支給）

第五条の二 都道府県知事は、被爆者のうち、原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内にあつた者又はその当時その者の胎児であつた者に対し、保健手当を支給する。た

だし、その者が特別手当又は健康管理手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

2 前項に規定する者は、保健手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 保健手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、六千円とする。

4 保健手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなつた日の属する月で終わる。

第六条中「健康管理手当」の下に「及び保健手当」を加える。

第九条第一項中「除く。」の下に「以下同じ。」を、「その者」の下に「（その精神上又は身体上の障害が重度の障害として厚生省令で定めるものに該当する者を除く。）」を加える。

第十条第一項中「健康管理手当」の下に「保健手当」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第十一条第一項中「健康管理手当」の下に「保健手当」を加える。

第十四条中「又は第五条第一項」を「第五条第一項又は第五条の二第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。

2 昭和五十年九月以前の月分の特別手当及び健康管理手当の額については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定による健康管理手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の同法の規定による健康管理手当の支給要件に該当するものが、昭和五十年十月三十一日までに同法第五条第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する健康管理手当の支給は、同

条第五項の規定にかかわらず、同月から始める。

4 この法律の施行の際現に保健手当の支給要件に該当する者が、昭和五十年十月三十一日までこの法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第五条の二第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する保健手当の支給は、同条第四項の規定にかかわらず、同月から始める。

国民年金法等の一部を改正する法律案
国民年金法等の一部を改正する法律
（国民年金法の一部改正）

第一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。
第五十八条中「十三万五千六百円」を「二十一万六千円」に、「九万円」を「十四万四千円」に改める。

第六十二条中「十一万七千六百円」を「十八万七千二百円」に改める。

第七十七条第一項ただし書中「九万円」を「十四万四千円」に改める。

第七十八条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による老齢年金であつて、六十五歳以上七十歳未満の者に別表に定める程度の廃疾の状態にある間支給するもの又は七十歳以上の者に支給するものの第二十七条第一項に定める額が十四万四千円に満たないときは、同項の規定にかかわらず、十四万四千円とする。

第七十八条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第二項の老齢年金」を「六十五歳以上七十歳未満の者に別表に定める程度の廃疾の状態にある間支給する第二項の老齢年金」に改め、同項を同条第六項とする。

第七十九条の二第四項中「九万円」を「十四万四千円」に改める。

第八十七条第三項中「千四百円」を「千四百円」に改める。

（国民年金法の一部を改正する法律の一部改正）
第二条 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「九万六千円」を「十五万六千円」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第三条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第二項中「九万六千円」を「十五万六千円」に改める。

附則第二十一条第二項中「六万六千円」を「十万八千円」に改める。

附則第二十二條の二中「昭和四十八年度」を「昭和四十九年度」に、「昭和四十七年度」を「昭和四十八年度」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）
第四条 厚生年金保険法（昭和二十九法律第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

第四十六条第一項中「第五級から第七級」を「第十一級から第十四級」に、「第八級から第十級までの等級である期間又は第十一級若しくは第十二級」を又は第十五級から第十八級までに、「百分の四十、百分の六十」を「百分の五十」に改め、同条第三項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

第四十六条の三第二項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

第四十六条の七第一項中「第五級から第七級」を「第十一級から第十四級」に、「第八級から第十級までの等級である期間又は第十一級若しくは第十二級」を又は第十五級から第十八級までに、「百分の四十、百分の六十」を「百分の五十」に改める。

第四部 第七部 社会労働委員会会議録第十四号 昭和五十年五月二十七日 【参議院】

十」に改め、同条第二項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

附則第十二条第三項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

附則第二十八條の三第二項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

（船員保険法の一部改正）
第五条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第四項中「第十級」を「第十六級」に改める。

第三十八條第一項中「第三級乃至第五級」を「第九級乃至第十二級」に、「第六級乃至第八級乃至第十級」を「第九級乃至第十級」に、「又ハ第十三級乃至第十六級」に、「百分ノ四十、百分ノ六十」を「百分ノ五十」に改め、同条第三項中「第十級」を「第十六級」に改める。

第三十九條ノ二第二項中「第十級」を「第十六級」に改める。

第三十九條ノ五第一項中「第三級乃至第五級」を「第九級乃至第十二級」に、「第六級乃至第八級乃至第十級」を「第九級乃至第十級」に、「又ハ第十三級乃至第十六級」に、「百分ノ四十、百分ノ六十」を「百分ノ五十」に改め、同条第二項中「第十級」を「第十六級」に改める。

（年金福祉事業団法の一部改正）

第六條 年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一條を加える。

（資本金）

第三條の二 事業団の資本金は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第百号）附則第三條の規定により政府が出資した金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増

加するものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三條中厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号、以下「法律第九十二号」という。）附則第二十二條の二の改正規定 公布の日

二 第四條及び第五條並びに附則第四條から附則第六條までの規定 昭和五十年八月一日

三 第六條並びに附則第三條及び附則第七條から附則第十條までの規定 昭和五十年九月二十五日

四 前三号及び次号に掲げる規定以外の規定 昭和五十年十月一日

五 第一条中国民年金法第八十七條第三項の改正規定 昭和五十年四月一日

（国民年金に関する経過措置等）
第二条 昭和五十年九月以前の月分の次の各号に掲げる給付の額については、なお従前の例による。

一 国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七條第一項ただし書又は第七十八條第二項に規定する老齢年金

二 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号、以下「法律第八十六号」という。）附則第十六條第一項の規定により支給する老齢年金

三 法律第九十二号附則第二十條第一項の規定により支給する老齢年金及び法律第九十二号附則第二十一條の老齢特別給付金

2 昭和五十年十月以降の月分の法律第八十六号附則第十六條第一項又は法律第九十二号附則第二十條第一項の規定により支給する老齢年金については、法律第九十二号附則第二十二條第一項中「昭和四十七年度（この項）とあるのは、

「昭和四十九年度（昭和五十一年度以降の年度において、この項とする。）

（年金福祉事業団への出資）

第三条 政府は、第六條の規定の施行の日、予算で定める金額の範囲内において、年金福祉事業団に出資するものとする。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）
第四条 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

第十九條の三第一項中「第十級」を「第十六級」に改め、同条第二項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）
第五条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「第十二級」を「第十八級」に改める。

附則第十四條第三項中「第十級」を「第十六級」に改める。

（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第六條 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十七條第二項中「第十級」を「第十六級」に改める。

（厚生保険特別会計法の一部改正）
第七條 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第五條中「又ハ営繕費」を若ハ営繕費又ハ年金福祉事業団へノ出資金若ハ交付金に改める。

第六條中「福祉施設費又ハ営繕費」を「福祉施設費若ハ営繕費又ハ年金福祉事業団へノ出資金若ハ交付金」に改め、「厚生年金保険事業ノ福祉施設費及営繕費」の下に、「年金福祉事業団へノ

出資金及交付金」を加える。

（船員保険特別会計法の一部改正）

第八條 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三條中「移換金」の下に、「年金福祉事業団へノ出資金及び交付金」を加える。

（国民年金特別会計法の一部改正）
第九條 国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「福祉施設に要する経費」の下に「又は年金福祉事業団へノ出資金若しくは交付金」を加える。

第六條中「福祉施設に要する経費」を「福祉施設に要する経費又は年金福祉事業団へノ出資金若しくは交付金」に、「及び国民年金事業の福祉施設に要する経費」を、「国民年金事業の福祉施設に要する経費並びに年金福祉事業団へノ出資金及び交付金」に改める。

（印紙税法の一部改正）
第十條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中日本労働協会の項の次に次のように加える。

別表第三中年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）第十七條第二号及び第三号（業務の範囲）の業務に関する文書の項を削る。

年金福祉事業団	年金福祉事業団法（昭和三十三年法律第百八十号）
---------	-------------------------

五月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、雇用・失業対策確立に関する請願（第五〇五一号）（第五〇六四号）（第五〇六五号）（第五〇七九号）（第五一〇五号）（第五一〇六号）（第五一〇七号）（第五一一六号）（第五一四六号）（第五一四七号）（第五一四八号）（第五一六四号）（第五一六五号）（第五二二二号）（第五二三八号）（第五二四九号）（第五二五〇号）

(第五二五二一號)(第五二七七號)(第五二八八號)(第五二八九號)(第五二九〇號)(第五二九一號)(第五二九五五號)(第五三六六號)(第五四六〇號)(第五五〇一號)(第五五〇三號)(第五五〇四號)(第五五一〇號)(第五五三二號)(第五五三三號)(第五五三四號)
一、原子爆彈被害者援護法制定に關する請願(第五〇五二號)(第五二二七號)(第五六〇九號)

一、療術の制度化に關する請願(第五〇五三號)(第五〇六三號)(第五一〇八號)(第五一〇九號)(第五一一〇號)(第五一一一號)(第五一二二號)(第五一二三號)(第五一四九號)(第五一六三號)(第五三六九號)(第五四六六號)(第五四六七號)(第五五〇五號)(第五六〇六號)(第五六〇七號)

一、社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に關する請願(第五〇五四號)(第五〇八八號)

一、障害福祉年金、各種障害年金の法律改正に關する請願(第五〇五五號)

一、戦時災害援護法制定等に關する請願(第五〇五六號)(第五二七四號)

一、児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に關する請願(第五〇五七號)(第五〇六二號)(第五一〇四號)(第五一一三號)(第五五三二號)(第五六一九號)

一、社会保険診療報酬の引上げ等に關する請願(第五〇六六號)

一、全国一律最低賃金制確立に關する請願(第五〇七八號)(第五一〇三號)(第五一一四號)(第五一一五號)(第五一二七號)(第五一三八號)(第五一三九號)(第五一四〇號)(第五一四一號)(第五一四二號)(第五一四三號)(第五一四四號)(第五一四五號)(第五一五六號)(第五一五七號)(第五一五八號)(第五一五九號)(第五一六〇號)(第五一六一號)(第五一二九號)(第五二四七號)(第五二四八號)(第五二五八號)(第五二五九號)(第五二六〇號)

(第五二七九號)(第五二八〇號)(第五二八四號)(第五二八五號)(第五二八七號)(第五二八八號)(第五二八九號)(第五二九〇號)(第五二九一號)(第五二九五五號)(第五三六六號)(第五四六〇號)(第五五〇一號)(第五五〇三號)(第五五〇四號)(第五五一〇號)(第五五三二號)(第五五三三號)(第五五三四號)
一、原子爆彈被害者援護法制定に關する請願(第五〇五二號)(第五二二七號)(第五六〇九號)

一、療術の制度化に關する請願(第五〇五三號)(第五〇六三號)(第五一〇八號)(第五一〇九號)(第五一一〇號)(第五一一一號)(第五一二二號)(第五一二三號)(第五一四九號)(第五一六三號)(第五三六九號)(第五四六六號)(第五四六七號)(第五五〇五號)(第五六〇六號)(第五六〇七號)

一、社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に關する請願(第五〇五四號)(第五〇八八號)

一、障害福祉年金、各種障害年金の法律改正に關する請願(第五〇五五號)

一、戦時災害援護法制定等に關する請願(第五〇五六號)(第五二七四號)

一、児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に關する請願(第五〇五七號)(第五〇六二號)(第五一〇四號)(第五一一三號)(第五五三二號)(第五六一九號)

一、社会保険診療報酬の引上げ等に關する請願(第五〇六六號)

一、全国一律最低賃金制確立に關する請願(第五〇七八號)(第五一〇三號)(第五一一四號)(第五一一五號)(第五一二七號)(第五一三八號)(第五一三九號)(第五一四〇號)(第五一四一號)(第五一四二號)(第五一四三號)(第五一四四號)(第五一四五號)(第五一五六號)(第五一五七號)(第五一五八號)(第五一五九號)(第五一六〇號)(第五一六一號)(第五一二九號)(第五二四七號)(第五二四八號)(第五二五八號)(第五二五九號)(第五二六〇號)

(第五二七九號)(第五二八〇號)(第五二八四號)(第五二八五號)(第五二八七號)(第五二八八號)(第五二八九號)(第五二九〇號)(第五二九一號)(第五二九五五號)(第五三六六號)(第五四六〇號)(第五五〇一號)(第五五〇三號)(第五五〇四號)(第五五一〇號)(第五五三二號)(第五五三三號)(第五五三四號)
一、原子爆彈被害者援護法制定に關する請願(第五〇五二號)(第五二二七號)(第五六〇九號)

一、療術の制度化に關する請願(第五〇五三號)(第五〇六三號)(第五一〇八號)(第五一〇九號)(第五一一〇號)(第五一一一號)(第五一二二號)(第五一二三號)(第五一四九號)(第五一六三號)(第五三六九號)(第五四六六號)(第五四六七號)(第五五〇五號)(第五六〇六號)(第五六〇七號)

一、社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等に關する請願(第五〇五四號)(第五〇八八號)

一、障害福祉年金、各種障害年金の法律改正に關する請願(第五〇五五號)

一、戦時災害援護法制定等に關する請願(第五〇五六號)(第五二七四號)

一、児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に關する請願(第五〇五七號)(第五〇六二號)(第五一〇四號)(第五一一三號)(第五五三二號)(第五六一九號)

一、社会保険診療報酬の引上げ等に關する請願(第五〇六六號)

一、全国一律最低賃金制確立に關する請願(第五〇七八號)(第五一〇三號)(第五一一四號)(第五一一五號)(第五一二七號)(第五一三八號)(第五一三九號)(第五一四〇號)(第五一四一號)(第五一四二號)(第五一四三號)(第五一四四號)(第五一四五號)(第五一五六號)(第五一五七號)(第五一五八號)(第五一五九號)(第五一六〇號)(第五一六一號)(第五一二九號)(第五二四七號)(第五二四八號)(第五二五八號)(第五二五九號)(第五二六〇號)

(第五二二八號)(第五二二九號)(第五二三〇號)
一、障害者の生活と医療と教育の保障に關する請願(第五二三三號)

一、労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に關する請願(第五二三三號)(第五二四三號)(第五二四四號)(第五二四五號)(第五二四六號)(第五二四七號)(第五二四八號)(第五二四九號)(第五二五〇號)(第五二五一號)(第五二五二號)(第五二五三號)(第五二五四號)(第五二五五號)(第五二五六號)(第五二五七號)(第五二五八號)(第五二五九號)(第五二六〇號)(第五二六一號)(第五二六二號)(第五二六三號)(第五二六四號)(第五二六五號)(第五二六六號)(第五二六七號)(第五二六八號)(第五二六九號)(第五二七〇號)(第五二七一號)(第五二七二號)(第五二七三號)(第五二七四號)(第五二七五號)(第五二七六號)(第五二七七號)(第五二七八號)(第五二七九號)(第五二八〇號)(第五二八四號)(第五二八五號)(第五二八七號)(第五二八八號)(第五二八九號)(第五二九〇號)(第五二九五五號)(第五三六六號)(第五四六〇號)(第五五〇一號)(第五五〇三號)(第五五〇四號)(第五五一〇號)(第五五三二號)(第五五三三號)(第五五三四號)

一、全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に關する請願(第五二六二號)(第五二七一號)(第五二七二號)(第五二七三號)(第五二七四號)(第五二七五號)(第五二七六號)(第五二七七號)(第五二七八號)(第五二七九號)(第五二八〇號)(第五二八四號)(第五二八五號)(第五二八七號)(第五二八八號)(第五二八九號)(第五二九〇號)(第五二九五五號)(第五三六六號)(第五四六〇號)(第五五〇一號)(第五五〇三號)(第五五〇四號)(第五五一〇號)(第五五三二號)(第五五三三號)(第五五三四號)

一、被爆者援護法制定等に關する請願(第五二一七號)

一、大腸四頭筋短縮症患者の救済に關する請願(第五二一八號)(第五二九六號)(第五二九七號)(第五二九八號)(第五二九九號)(第五三〇〇號)(第五三〇一號)(第五三〇二號)(第五三〇三號)(第五三〇四號)(第五三〇五號)(第五三〇六號)(第五三〇七號)(第五三〇八號)(第五三〇九號)(第五三一〇號)(第五三一〇一號)(第五三一〇二號)(第五三一〇三號)(第五三一〇四號)(第五三一〇五號)(第五三一〇六號)(第五三一〇七號)(第五三一〇八號)(第五三一〇九號)(第五三一一〇號)(第五三一一一號)(第五三一一二號)(第五三一一三號)(第五三一一四號)(第五三一一五號)(第五三一一六號)(第五三一一七號)(第五三一一八號)(第五三一一九號)(第五三二〇〇號)(第五三二〇一號)(第五三二〇二號)(第五三二〇三號)(第五三二〇四號)(第五三二〇五號)(第五三二〇六號)(第五三二〇七號)(第五三二〇八號)(第五三二〇九號)(第五三二一〇號)(第五三二一一號)(第五三二一二號)(第五三二一三號)(第五三二一四號)(第五三二一五號)(第五三二一六號)(第五三二一七號)(第五三二一八號)(第五三二一九號)(第五三二二〇號)(第五三二二一號)(第五三二二二號)(第五三二二三號)(第五三二二四號)(第五三二二五號)(第五三二二六號)(第五三二二七號)(第五三二二八號)(第五三二二九號)(第五三二三〇號)

一、労働者の賃金・労働条件及び母性保護等に關する請願(第五二六二號)
一、奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う救済

策に関する請願(第五二七二号)

一、看護教育の改善に関する請願(第五二八三号)(第五三七一号)(第五五〇七号)

一、児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願(第五三三八号)(第五三七四号)(第五三八五号)

一、社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願(第五三七〇号)

一、障害福祉年金、各種障害年金の法律改正に関する請願(第五三七二号)

一、労働者の生活を保障する全国一律最低賃金制の確立等に関する請願(第五三八三号)

一、働く婦人の暮らしと母性保護の権利に関する請願(第五四四九号)

一、医師、看護婦、医療従事者の増員に関する請願(第五五三三号)

一、保育所等整備緊急措置法制定等に関する請願(第五五三六号)

第五〇五一号 昭和五十年五月十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 福岡県大牟田市大字三池町 村里
米広外二千名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五〇六四号 昭和五十年五月十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 岐阜市加納徳川町二二 梅沢房徳
外五百名

紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五〇六五号 昭和五十年五月十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 大分市大道町一ノ一〇 宮久武雄
外五百名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五〇七九号 昭和五十年五月十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 高知県土佐清水市浦尻 前田豊年
外三千五百五十九名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五一〇五号 昭和五十年五月十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 岡山県勝田郡勝田町河内四四 藤
笠ユリ子外百十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五一〇六号 昭和五十年五月十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願(二通)

請願者 北九州市若松区白山一丁目 福井
清光外八百名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五一〇七号 昭和五十年五月十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 京都府舞鶴市伊佐津一〇〇 山口
秀美外二百十九名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五一一六号 昭和五十年五月十六日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 宮城県名取市高館川上字五性寺
五 鈴木儀和外百七十四名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五一四六号 昭和五十年五月十七日受理

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五一四六号 昭和五十年五月十七日受理

雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 高知県幡多郡三原村柚ノ木 榎て
るみ外三千三百八十八名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五一四七号 昭和五十年五月十七日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 高知県幡多郡大月町周防形 浜崎
一郎外四千九十四名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五一四八号 昭和五十年五月十七日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 川崎市川崎区大島一ノ二五ノ一
四 鈴木かねじ外五十九名

紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五一六四号 昭和五十年五月十七日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 横浜市金沢区六浦町九九六 阿部
作之助外九名

紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五一六五号 昭和五十年五月十七日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 東京都江戸川区鹿骨一ノ二〇八ノ
一 首代きみ子外二千五百三名

紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五二二七号 昭和五十年五月十九日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 千葉市高洲三ノ二ノ一一ノ三〇
一 今井妙雄外四千四百五十五名

紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五二二七号 昭和五十年五月十九日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五二三八号 昭和五十年五月十七日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 川崎市川崎区旭町二ノ五ノ二 大
谷藤三郎外七十四名

紹介議員 小平 芳平君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五二四九号 昭和五十年五月十九日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 京都府綾部市物部町天野 桜井二
美代外四百七十四名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五二五〇号 昭和五十年五月十九日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 北海道空知郡栗沢町万字仲町 高
崎後行外三千四百四十名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五二五二号 昭和五十年五月十九日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 島根県大田市大田町柳井 山下正
春外二百四十九名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五二七七号 昭和五十年五月十九日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 千葉市高洲三ノ二ノ一一ノ三〇
一 今井妙雄外四千四百五十五名

紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五二七七号 昭和五十年五月十九日受理
雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 千葉市高洲三ノ二ノ一一ノ三〇
一 今井妙雄外四千四百五十五名

紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五二八八号 昭和五十年五月十九日受理

雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 山口県岩国市楠町二ノ一ノ二〇

長尾アイコ外千五百三十四名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五二八九号 昭和五十年五月十九日受理

雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 川崎市川崎区中島三ノ八ノ六 皆藤さゆ外四十九名

紹介議員 上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五二九〇号 昭和五十年五月十九日受理

雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区香月町岩崎南町 角鹿寿外千七百十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五二九一号 昭和五十年五月十九日受理

雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 福島県東白川郡棚倉町仁公義字岩下二八 鈴木金六外二千六百名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五三七五号 昭和五十年五月十九日受理

雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 大分市大道町一ノ一〇 鈴木正幸外五百名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五三八六号 昭和五十年五月十九日受理

雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 京都府綾部市並松町 堀田源吾外

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

四十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五四六〇号 昭和五十年五月二十日受理

雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡東区春の町五丁目立石マサ外九百八十三名

紹介議員 桑名 義治君

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五五〇二号 昭和五十年五月二十日受理

雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 福岡県大牟田市明治町二ノ四 田中一喜外四百九十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五五〇三号 昭和五十年五月二十日受理

雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 京都府舞鶴市清美が丘 三河勝外百二十四名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五五〇四号 昭和五十年五月二十日受理

雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 山口県岩国市門前町三ノ六ノ七 奥野ミヅ子外三十二名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五五一〇号 昭和五十年五月二十日受理

雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 島根県大田市島井 川上ヤス外四百四十七名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五五三二号 昭和五十年五月二十日受理

雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷宮町滝八ノ一 高野みよ外千四百名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五五三三号 昭和五十年五月二十日受理

雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷宮町滝一五 岡崎イケノ外八百五十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五五三四号 昭和五十年五月二十日受理

雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 福島県大沼郡高田町字高田甲四、四一九 諏訪栄七外千名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第五〇二七号と同じである。

第五五五二号 昭和五十年五月十六日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 福岡県田川郡香春町本町二二三 横尾薫外千十三名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第五五三七号 昭和五十年五月十七日受理

原子爆弾被害者援護法制定に関する請願

請願者 山形県東置賜郡川西町上小松一、五九七 石井孝一外四百六十七名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第五〇六三三号 昭和五十年五月十六日受理

療術の制度化に関する請願(五通)

請願者 兵庫県三木市本町二ノ八〇八 近田円次郎外四名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五一〇八号 昭和五十年五月十六日受理

療術の制度化に関する請願(二十四通)

請願者 山口県大島郡楠町安下庄 中原定雄外二十三名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五一〇九号 昭和五十年五月十六日受理

療術の制度化に関する請願(四通)

請願者 兵庫県姫路市米田町四三 城戸謙光外三名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五一一〇号 昭和五十年五月十六日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 長野市穂保一四五 土屋信忍

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五二二二号 昭和五十年五月十六日受理

療術の制度化に関する請願(十三通)

請願者 岩手県北上市花園町二ノ四ノ三

黒沢道郎外十二名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五二二二号 昭和五十年五月十六日受理

療術の制度化に関する請願(二通)

請願者 石川県小松市那谷町二三ノ二 高

田俊雄外一名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五二二三号 昭和五十年五月十六日受理

療術の制度化に関する請願(一通)

請願者 富山県高岡市中島町一五七 坂林

竹次郎外一名

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五二四九号 昭和五十年五月十七日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加栄町一八 篠

田悦次

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五一六三三号 昭和五十年五月十七日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 岐阜市江川町三三ノ二六小森ビル

内 沼田秀雄

紹介議員 中村 利次君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五三六九号 昭和五十年五月十九日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡七山村荒川一二九

青木正敏

紹介議員 鍋島 直昭君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五四六一号 昭和五十年五月二十日受理

療術の制度化に関する請願(四通)

請願者 広島市横川町二ノ一三ノ一八 浅

田芳明外三名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五四六七号 昭和五十年五月二十日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 兵庫県加古川市国包一八九 畑正

八外二名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五五〇五号 昭和五十年五月二十日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 石川県能美郡根上町字大成二八五

中野一成

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五六〇六号 昭和五十年五月二十日受理

療術の制度化に関する請願(三通)

請願者 大阪市東区瓦町一ノ二九 亀井康

真外二名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五六〇七号 昭和五十年五月二十日受理

療術の制度化に関する請願

請願者 兵庫県姫路市仁豊野三五四 伴茂

外二名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第五〇五四号 昭和五十年五月十六日受理

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

に関する請願(一通)

請願者 京都市右京区嵐山風呂の橋町三二

ノ二水無月荘内 佐々木麗子外二

千名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第五六〇八号 昭和五十年五月二十日受理

社会福祉拡充、社会福祉労働者の労働条件改善等

に関する請願

請願者 埼玉県浦和市根岸五九二ノ一 山

田能行外千九百九十九名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第五〇五五号 昭和五十年五月十六日受理

障害福祉年金、各種障害年金の法律改正に関する

請願

請願者 東京都東久留米市上の原一ノ二

阿久津文雄外四百九十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第四七八四号と同じである。

第五〇五六号 昭和五十年五月十六日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 徳島市住吉二ノ八ノ一七 新井百

合子外二十名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五二七四号 昭和五十年五月十九日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区宝田町六ノ六 丹

下為治郎外二十名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五〇五七号 昭和五十年五月十六日受理

児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する

請願

請願者 東京都練馬区北町五ノ一三ノ一六

山川徳次外七百七十二名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第五〇六二号 昭和五十年五月十六日受理

児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する

請願

請願者 東京都中野区中野六ノ二七ノ二

桜井忠夫外七百七十六名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第五一〇四号 昭和五十年五月十六日受理

児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する

請願

請願者 石川県金沢市東山三ノ一四ノ八

岡田隆外七百七十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第五一五三三号 昭和五十年五月十七日受理

児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する

請願

請願者 東京都中野区上高田一ノ三七ノ四

長谷川榮子外七百七十名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第五五三三三号 昭和五十年五月二十日受理

児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する

る請願

請願者 福岡市西区大字田一、一〇六ノ三

青木甚三郎外千四十一名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第五六一九号 昭和五十年五月二十日受理

児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願

請願者 京都府長岡京市開田静野一ノ八

仲村勝外四千二百二十八名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第五〇六六号 昭和五十年五月十六日受理

社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 横浜市鶴見区鶴見町八三三九八ビ

ル三階中西医院内 中西淳朗外二

百八十一名

紹介議員 山中 郁子君

一、診療報酬を早急に単価で十五円以上に引き上

げること。

二、二十八パーセント租税特別措置の改廃を行わ

ないこと。

三、技術料を正当に評価し、不当に低い点数を大

幅に引き上げること。

初診料、再診料、乳幼児加算、指導料、処方

料、調剤料、注射手技料、レントゲン料、理学

療法料、入院料等。

四、大製薬企業の医薬品販売価額を引き下げ、技

術料にふり向けること。

五、診療報酬の引上げが、被保険者・患者の負担

増にならないよう、政府は次の措置をとること。

イ、国庫負担の大幅増額。

ロ、家族給付率の引上げ。

第五〇七八号 昭和五十年五月十六日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 佐賀県伊万里市山代町橋久 中山

健次外三千三百六十四名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五一〇三三号 昭和五十年五月十六日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 北海道岩見沢市七条東三 佐々木

正夫外四百六十六名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五一一四四号 昭和五十年五月十六日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 三重県津市高州町一〇ノ六二 山

田清澄外三千九十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五一一五五号 昭和五十年五月十六日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 高知県中村市麻生 山本コウ外三

千三百五十四名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五一一三七号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 兵庫県西宮市西福町一〇ノ二 小

溝ミツエ外三千九十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五一一三八号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市中野町一九ノ三 中

橋初美外三千二百二十四名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五一一三九号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 福島県白河市八竜神三〇 高橋福

次郎外二千四百四十四名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五一一四〇号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都世田谷区下馬二ノ三八ノ一

八ノ三〇六 赤羽フシ子外三千七

百五十五名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五一一四一号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 和歌山県海草郡下津町小畑三八三

栗山真海外四百六十七名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五一一四二号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都中野区上高田五ノ三四ノ一

五 藤塚勝幸外三千九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五一一四三三号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 福島県いわき市平北白土町堀の内

一一 渡辺一美外二百六十九名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五一一四四号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 横浜市金沢区町屋町二一〇 磯崎

菊次郎外五百名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五一一四五号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 川崎市川崎区小田五ノ二八九 熊

本まさ外五十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五一一五六号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都八王子市下恩方町一、七〇

八 野沢高外三千二百四十四名

紹介議員 小笠原真子君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五一一五七号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡相知町久保 清田

ツギ外三千四百五十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五一一五八号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都西多摩郡檜原村五二七 小

林政雄外二千六百九十名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三六三三三号と同じである。

第五一一五九号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 川崎市川崎区小田四ノ六ノ一五

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五一六〇号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 佐賀市久保泉町川久保西原 友添

紹介議員 ヌク外二千四百九十九名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五一六一号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 川崎市川崎区田島町一九ノ二 中

紹介議員 野金之助外百九名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五二二六号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 川崎市川崎区旭町二ノ五ノ二 大

紹介議員 谷藤三郎外七十四名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五二四七号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 川崎市幸区塚越四ノ三五四 工藤

紹介議員 丑松外百十四名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五二四八号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 宮城県仙台市四郎丸字落合三五市

住宅内 沼田吾郎外二千四百九十

九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五二五八号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷高坂町桜井

紹介議員 渡辺義隆外三百四十名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五二五九号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 横浜市金沢区六浦町一、〇二〇

紹介議員 鈴木郁夫外五百九名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五二六〇号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市守部小松通七 坂下

紹介議員 博外二千四百九十九名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五二七九号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 山口県阿武郡旭村佐々並市 大谷

紹介議員 初江外五百三十名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五二八〇号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市守部下沢九ノ一三

紹介議員 川端よしの外二千四百二十四名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五二八四号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 川崎市幸区古市場一ノ五六 小松

紹介議員 八重子外四十九名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五二八七号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 静岡県藤枝市高岡四ノ七ノ三七

紹介議員 前田祐二外百八十九名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五二八七号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 愛知県一宮市島村字西山三 轟修

紹介議員 外二万七千三百五十二名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五二八八号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 埼玉県羽生市今泉一二一 五月女

紹介議員 敬太郎外百六十五名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五二八九号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都杉並区本天沼二ノ八ノ一七

紹介議員 酒井康子外百八十六名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五二九〇号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都板橋区桜川二ノ二ノ一六

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都千代田区北ノ丸公園五ノ三

紹介議員 関彰外百六十名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五三九一号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市宮戸六九一ノ一 斉

紹介議員 藤進外百八十六名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五三九二号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都保谷市新町五ノ七ノ八 槌

紹介議員 屋裕子外七十四名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五三九三号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都板橋区蓮根二ノ三〇ノ二、

紹介議員 原田わか外八十九名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五三九四号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都板橋区蓮根二ノ三〇ノ二、

紹介議員 八三 福竹光子外九十六名

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五三九五号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都板橋区桜川二ノ二ノ一六

片田とし子外二百五十六名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五三九六号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 千葉県柏市旭町八ノ一ノ三十一

〇五 桜田仁志外百八十名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五三九七号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都大田区久ヶ原五ノ一ノ二ノ二〇四 迎正秋外百六十八名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五三九八号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都小金井市東町四ノ七 松浦兼道外六十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五三九九号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都北区中十条二ノ二ノ二二 山下順子外百一十一名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四〇〇号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 横浜市旭区中沢町三ノ二ノ二四 伊藤浩外百四十七名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四〇一号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺北四ノ三五ノ三二 太田泰弘外百三十七名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四〇二号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市中藤三、二六〇 原山保春外百二十九名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四〇三号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都杉並区梅里二ノ三〇ノ二 鈴木正男外百三十五名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四〇四号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都立川市砂川町二、七三六 生田文彦外百四十八名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四〇五号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都町田市高ヶ坂五八ノ一八 林浦子外百二十九名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四〇六号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都府中市西府町一ノ三八ノ五

益子康外百六十三名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四〇七号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都府中市新町一ノ一九ノ五 清水喜允外百四十七名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四〇八号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 埼玉県大宮市宮町二ノ二二八 大河内芳雄外百二十七名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四〇九号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都大田区西糀谷一ノ一ノ二〇 宮城重雄外百二十七名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四一〇号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都足立区西新井本町三ノ八ノ二二 田村和人外百三十名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四一一号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 千葉県松戸市八ヶ崎七〇一 渡部ハマ外百五十二名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四一二号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺北四ノ三五ノ三二 石河功外百三十八名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四一三号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都葛飾区柴又一ノ四〇ノ四 糸井文幸外二百三十一名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四一四号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都調布市西つじ丘四ノ二三 神代団地四五ノ五〇九 大内真一外百九十六名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四一五号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都江戸川区南小岩三ノ七ノ二五 岩男真澄外百三十五名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四一六号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 埼玉県久喜市青毛一、一五〇 田口定治外百三十五名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四一七号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都世田谷区上馬二ノ二七ノ九
中村正彦外百十九名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四一八号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 千葉県八千代市勝田台三ノ一四ノ
一四 古橋博外百四十二名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四一九号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都三鷹市新川六ノ三八ノ二二
飯田保男外百四名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四二〇号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都北区志茂二ノ三六ノ二二
富山実好外百三十一名

紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四二二号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 茨城県猿島郡境町上町一、四九九
ノ二 沼尻卓外百五十四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四二三号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都新宿区西大久保三ノ七四

二戸正外百三十二名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四二三号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 千葉県柏市旭町八ノ一ノ三二 田
中良種外百四十五名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四二四号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都杉並区高円寺北四ノ三五ノ
三二 山本克己外百一名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四二五号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 埼玉県新座市大和田一、五〇七
土田武雄外百三十五名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四二六号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都東村山市本町四ノ九 上平
悦朗外百二十五名

紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四二七号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都渋谷区恵比寿三ノ七ノ一九
福井健二外百四十五名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四二八号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 千葉県我孫子市布佐八三四 渡辺
誠外九十三名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四二九号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都江戸川区西小岩三ノ三三ノ
一九 和田徳二外八十六名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四三〇号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 横浜市神奈川区七島町一二七 梅
原伸由外二百一名

紹介議員 野々山 一三君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四三一号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都文京区本郷二ノ三ノ五 神
田武寿外百七十九名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四三二号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都江戸川区本一色町六四〇
大野実外百六十九名

紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四三三号 昭和五十年五月十九日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 埼玉県北本市荒井一、三六七 宮
沢洋子外二百四十四名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四三四号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岡山県津山市林田一、九〇八ノ
二 小島勇外二百六十九名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四三五号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都板橋区清水町九二ノ七ノ一
〇四 相原保広外百二十九名

紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四三六号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都練馬区田柄一ノ三〇ノ五
森岡恭三外二百五十六名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四三七号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都台東区清川二ノ二七ノ七
土田正夫外二百二十二名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四三八号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区宮沢町九四八ノ五
松元町子外百九十三名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四三九号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都大田区西橋谷一ノノ二〇
智明寮内 小野田幹雄外百二十三
名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四四〇号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 横浜市緑区鳴志田町四一八ノ一
二 栗山真理子外二百十四名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四四一号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都新宿区南元町二ノ五 大
内幸雄外二百九名

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四四二号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市原島一、〇〇〇ノ
六 串田謙治外二百五名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四四三号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市浜見平一ノ二
ノ四〇七 山田清外二百二十五名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四四四号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都北区中十条一ノ二ノ五
〇三 鈴木須三子外二百三十一名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四四五号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 横浜市西区南郷井沢一ノ一 白
崎初未外二百十六名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四四六号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都日野市日野六、四四四 板
倉博外二百十三名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四四七号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 千葉県柏市旭町八ノ一 藤野六雄
外二百四十九名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四四八号 昭和五十年五月十九日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 千葉市小倉台五ノ二ノ一六九 藤
田猪五郎外百五十六名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四六二号 昭和五十年五月二十日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 山口県萩市米屋町二ノ八 佐藤
誠治外七百八十名

紹介議員 山田 徹一君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四六三号 昭和五十年五月二十日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 兵庫県西宮市甲子園九番町一〇
山名孝平外千名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四六四号 昭和五十年五月二十日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 東京都世田谷区深沢三ノ一ノ一
三 藤井みつ外三千六百十四名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四六五号 昭和五十年五月二十日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 福島県いわき市常磐上湯長谷町
加藤源三外百六十五名

紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四六六号 昭和五十年五月二十日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府西淀川区佃二ノ二ノ七ノ二
〇五 山田徹外三百四十八名

紹介議員 桑名 義治君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五四七八号 昭和五十年五月二十日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 川崎市川崎区浜町一ノ一四ノ一六
渡辺きく外百八十九名

紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五五〇六号 昭和五十年五月二十日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 山口県柳井市国清教員住宅 村川
忠寛外七百五十七名

紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五五三九号 昭和五十年五月二十日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷宮町蛭子七
村上信行外百九十名

紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五六一〇号 昭和五十年五月二十日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願(二通)

請願者 横浜市金沢区寺前町二六一 金子
ハナ外千四百十四名

紹介議員 矢原 秀男君
この請願の趣旨は、第三六三三号と同じである。

第五〇八二号 昭和五十年五月十六日受理
五年年金加入等に関する請願

請願者 東京都小平市学園東町五六ノ二〇
井上文江外六十五名

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第四一七六号と同じである。

第五一一七号 昭和五十年五月十六日受理
被爆者援護法制定等に関する請願

請願者 札幌市東区北八条東一八丁目 松
本哲朗外三百五十五名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第三八一九号と同じである。

第五二一八号 昭和五十年五月十六日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 北海道帯広市東七条南一〇丁目
及川正義外三十三名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五二九六号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 群馬県伊勢崎市曲輪町一七ノ一
二 星野きよ子外二十七名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五二九七号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県水戸市大工町二ノ四ノ九
川畑としる外二十九名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五二九八号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県勝田市泉町七ノ九 横山久
代外二十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五二九九号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県水戸市渡里町三、二六八
沼野井みよ外三十一名

紹介議員 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三〇〇号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県水戸市城東四ノ二ノ七ノ三

〇五 大久保進外二十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三〇一号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県日立市東町三ノ六ノ三ノ四
〇二 星野美代外三十名

紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三〇二号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県水戸市元吉田一、七六三ノ
三 寺田且生外三十名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三〇三号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 東京都調布市深大寺町三、五二二
六 松本重延外三十名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三〇四号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県日立市南高野町四ノ四
上石勇外二十九名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三〇五号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県日立市城南町四ノ一一ノ
一 中村英夫外二十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三〇六号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 東京都中央区月島四ノ三 萩原作
甫外二十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三〇七号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県日立市本宮町三ノ二〇ノ一
二 田山治男外二十九名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三〇八号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県常陸太田市岡田町五四 宮
本剛外二十九名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三〇九号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県常陸太田市下大門町三五
根本広子外二十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三一〇号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県常陸太田市町屋町一、八六
七 根本洋治外二十九名

紹介議員 神沢 浄君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三一一号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県常陸太田市岡田町二一 根
本一男外二十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三一二号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県常陸太田市稲木町一、五九
八 青木茂外二十九名

紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三一三号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県常陸太田市磯部町四六一
松本恵美子外二十九名

紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三一四号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県常陸太田市西宮町八九九
井上寛外二十九名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三一五号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県常陸太田市金井町一、八八
三 大谷利行外二十九名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三一六号 昭和五十年五月十九日受理
大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願
請願者 茨城県茨城郡美野里町羽島二、
三五二 伊藤進一外二十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三二七号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県土浦市板谷町六六九ノ一

富田健治外二十六名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三一八号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 千葉県柏市豊四季六六二ノ一

種村国雄外十二名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三一九号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県土浦市中貫板谷六六九ノ三

熊迫一秋外十二名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三二〇号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県土浦市小山崎町三九二ノ四

山崎要寿外十二名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三二二号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県土浦市菅谷町一、五三九

村上比呂志外十三名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三二三号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県古河市東三ノ五ノ二四

倉寛外十一名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三二三号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県古河市下山二ノ五四四

島治義外十一名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三二四号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県古河市鴻ノ巣一ノ八一〇

青柳寛外十一名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三二五号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県古河市台町四二 山田和男

外十一名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三二六号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 栃木県小山市犬塚五一 佐久間栄

外十一名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三二七号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県古河市原町四八五ノ二 吉

田公男外十一名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三二八号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県古河市旭ヶ丘六九三 吉田

秀男外十名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三二九号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県古河市中田新田一三一 小

森谷美代外二十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三三〇号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県古河市緑町二七ノ九 猪瀬

勝広外三十二名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三三一号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県古河市北町四ノ一ノ三〇四

依田八重子外二十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三三二号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県結城郡八千代町貝谷三四〇

ノ一〇 鈴木完造外二十九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三三三号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県古河市下山三ノ七五三 飯

塚久江外二十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三三四号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県結城郡八千代町若一、〇〇

〇 仲山高弘外二十九名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三三五号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県久慈郡水府村町田五二二

小林佳夫外二十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三三六号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県水戸市泉町三ノ二ノ一 村

田耕一外二十九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三三七号 昭和五十年五月十九日受理

大股四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県久慈郡大子町大字矢田一、

〇六三 大高精一外三十三名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

請願者 千葉県銚子市松本町三ノ八五四

紹介議員 大川勇一外二十九名

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三三九号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県水戸市渡里町二、五五九

青木正美外三十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三四〇号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県茨城郡常澄村大字大串六

二六ノ二 人見秀徳外三十一名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三四一〇号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県茨城郡常澄村塩崎八六

八 桑原八重子外二十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三四二〇号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県茨城郡常澄村大字大串一

三四ノ一 遠藤由美子外二十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三四三〇号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県茨城郡常澄村栗崎一、九

九九ノ一 高野宏外二十九名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三四四〇号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県茨城郡常澄村大字秋成三

七〇ノ二 七川幸順外三十名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三四五〇号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県水戸市松が丘一ノ三ノ二

四 岡崎勝美外二十五名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三四六〇号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡波崎町八、二五一

野口武男外二十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三四七〇号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡波崎町九、五〇七

石田福松外二十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三四八〇号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡波崎町九、五五七

茂木圭一外二十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三四九〇号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡波崎町八、七二六ノ

一八区 加瀬清子外二十九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三五〇〇号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県土浦市中村町九区九班 齊

藤欣也外二十八名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三五一〇号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県土浦市下高津町一、二四八

ノ一 寺田春江外二十九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三五二〇号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県土浦市若松町四、〇〇一

和田喜代志外二十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三五三〇号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県土浦市大字中一、一三〇

川村典子外十二名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三五四〇号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県土浦市今泉町一、四九六

久家光子外十二名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三五五〇号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県下館市女方二四七つくし寮

内 鳴原美喜子外十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五三五六〇号 昭和五十年五月十九日受理

大脚四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 茨城県下館市女方二六八ノ六〇

砂見次男外十二名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五一六二〇号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 和歌山県海南市井田二二 宮田和

代外百四十五名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一七〇号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 東京都世田谷区成城八ノ二四ノ一

中村民春外十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一七一〇号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南五ノ一二ノ

一一 吉沢久美子外十四名

紹介議員 青木 薪次君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一七二号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都渋谷区西原二ノ一三ノ五
農林年金西原寮内北山治外十九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一七三号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都世田谷区成城八ノ二四ノ一
山田光文外十五名
紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一七四号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都大田区南千束三ノ一ノ二
菊地幸外十名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一七五号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都大田区北馬込二ノ三三ノ一
六 菅野勝外十七名
紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一七六号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都世田谷区成城八ノ二四ノ一
佐々木孝外十四名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一七七号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 千葉市幸町二ノ八ノ九ノ五〇三
大田啓一外六名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一七八号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 神奈川県平塚市徳延三九二 石田
博外九名
紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一七九号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 神奈川県小田原市南板橋二ノ二四
九 吉川正博外十九名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一八〇号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 神奈川県平塚市徳延三九二 宮原
実外十六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一八一号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 横浜市港北区高田町一ノ二三六
菊地八重子外十五名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一八二号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都中野区東中野一ノ三六ノ一
二 峰岸久美子外十五名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一八三号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都町田市本町田一、八七六道
路公園住宅二二三 村田誠外十名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一八四号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都町田市本町田一、八七六
富田克比古外六名
紹介議員 神沢 淳君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一八五号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都町田市本町田一、八七六
山田清一外十六名
紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一八六号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都府中市清水ヶ丘一ノ五ノ九
岩本薫外十一名
紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一八七号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都町田市本町田一、八七六
市山正一外十名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一八八号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都中央区晴海一ノ七ノ一三ノ
一〇五 村松任一外十四名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一八九号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都町田市本町田一、八七六
三嶋信雄外十名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一九〇号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

四 鈴木俊男外十一名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一九一号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 横浜市緑区美しが丘二ノ一〇ノ一
井出良喜外十八名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一九二号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都世田谷区野毛二ノ一八ノ一
二道路公団玉川寮内 印南敏夫外
五名
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一九三号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 川崎市多摩区王禅寺二、五六九ノ
二 服部秀男外十三名
紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一九四号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 横浜市緑区美しが丘二ノ一〇ノ一
大屋和幸外九名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一九五号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都府中市清水ヶ丘一ノ五ノ九
安藤正規外九名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一九六号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 川崎市多摩区王禅寺二、六二五ノ
二六 中垣正教外六名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一九七号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 静岡県富士市錦町一ノ一〇ノ八
根岸克典外一名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一九八号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 静岡県富士市広見本町二ノ三富岳
寮内 緒方正外九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五一九九号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 川崎市多摩区王禅寺二、五六九ノ
二 文野結紀外七名
紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二〇〇号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 川崎市多摩区王禅寺二、五六九ノ
二 和田利一外九名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二〇一号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 川崎市中原区宮内五五七ノ五 大
野誠治外九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二〇二号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 千葉市多摩田町七五二ノ一〇 沢
田裕二外九名
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二〇三号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都世田谷区豪徳寺一ノ五六ノ
五 児玉源義外四名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二〇四号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台三ノ三二ノ三

二 西岡幸雄外九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二〇五号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 横浜市港南区港南中央通四ノ五
松下勇太郎外四名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二〇六号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台三ノ三二ノ三
二 山口松市外四名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二〇七号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 千葉県松戸市常盤平三ノ二六ノ一
黒沢孝一外八名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二〇八号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等
に関する請願

請願者 東京都日野市多摩平三ノ一五ノ九
尾関計久外九名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二〇九号 昭和五十年五月十七日受理
全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 東京都世田谷区野毛二ノ一八ノ一

二 小栗充生外五名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二〇号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 福岡県柳川市中町三 中村茂子外

四名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二一号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 東京都町田市本町田一、八七六

北村豊外一名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二二号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 千葉県市川市八幡三ノ二七ノ二〇

渡辺剛雄外六名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二三号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 茨城県土浦市真鍋二、七四八 安

田秀樹外九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二四号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 茨城県土浦市真鍋二、七四八 川

野一生外三名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二五号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 福岡県柳川市筑紫町六一三ノ八

利根エイ子外五名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二六号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 横浜市港南区港南六ノ一六ノ五

松元和美外九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二七号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 福岡県筑紫野市大字二日市六〇二

一ノ瀬敏明外五名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二八号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 福岡県筑紫野市大字二日市六〇二

山口慶三外七名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二九号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 福岡市西区島飼四ノ三ノ一四四

時吉寛外五名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二三〇号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 福岡県筑紫野市大字二日市六〇二

湯田忠信外五名

紹介議員 宮之原良光君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二三一号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡太宰府町大字南二七

七ノ一 田村章義外七名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二三号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡太宰府町大字南二六

六ノ一 今川和男外六名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二三号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡太宰府町大字南二七

七ノ一 広瀬洋一外九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二四号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 福岡市西区片江字難波六五六ノ一

六 手柴静夫外九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二五号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 福岡県筑紫野市大字二日市六〇二

有村恒夫外九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二六号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 福岡市中央区六本松三ノ一六ノ七

古野英明外六名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二七号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 静岡県浜松市中沢町四三ノ二 原

省三外十一名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二八号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等

に関する請願

請願者 東京都府中市清水ヶ丘一ノ五ノ九

紹介議員 橋本弘之五五名

山崎 昇君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二二九号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町一ノ二四ノ四

米谷和子外八名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二三〇号 昭和五十年五月十七日受理

全国一律最低賃金制の法制化、年金制度の改善等に関する請願

請願者 東京都世田谷区梅ヶ丘一ノ三五ノ

五 三輪幸子外五名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三五〇九号と同じである。

第五二三三三号 昭和五十年五月十七日受理

障害者の生活と医療と教育の保障に関する請願

請願者 大阪府東大阪市南鴻池町一ノ八ノ

一 河田千恵子外二百二十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

障害者の生活と医療と教育の保障のため、次の事項の実現を図りたい。

一、生活保護基準、福祉年金額、特別児童扶養手当金、障害者福祉手当金を大幅に引き上げ、障害福祉年金の諸制限をなくすること。

二、障害者（児）が安全に歩行し、車イスでも生活できるように、公共の建物、道路、交通機関、スポーツ・文化施設などを改善し、障害者も利用できる街づくりを促進すること。

三、公営住宅を大量に建設し、障害者の生活困窮

をなくすること。なお、障害者の住宅を使いやすいように改造する費用を支給すること。

四、すべての交通機関の運賃割引を拡充し、無料化をすすめ、また、その手続きを簡素化すること。

五、在宅障害者施設を抜本的に改善し、介護手当の支給、介護人の派遣を図ること。

六、障害者（児）の医療費を無料にし、特に「難病」の治療研究を促進し、更生医療、育成医療の諸制限をなくするとともに、障害者（児）の補装具、補助具の研究開発を急ぐこと。

七、五十四年度からの障害児の義務教育開始を待つことなく、養護学校の未設置県を早急になくし、必要な障害児学級を増設し、就学猶予、免除をなくし、教育費の父母負担を軽減するとともに、すべての障害児に教育を受ける権利を保障すること。

八、障害者に、希望に応じた職場を保障し、賃金、労働条件などの差別をなくし、雇用率を当面二パーセントに引き上げ、国及び地方公共団体は率先して障害者を雇用すること。また当面、授産所、生活労働施策などを多くつくり、障害者の働く場を保障すること。

九、医療、生活、労働など社会保障施設を数多くつくり、希望する障害者（児）が利用できるようにすること。また、学校、施設などの教員、職員、賃金、労働条件を改善し、定員は大幅に増やすこと。

十、労働災害、職業病による障害者の完全な医療、生活補償を大幅に改善し、また、職場復帰訓練のための諸施設を抜本的に拡充、改善すること。

十一、在宅の重度障害者や患者並びに小病院内入院患者が選挙の投票ができるように在宅投票制度を復活し、また、点字の選挙公報や手話通訳を制度化すること。

第五二三三五号 昭和五十年五月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山梨市上神内川一六一ノ一 上山友春外八十三名

紹介議員 小笠原貞子君

インフレ政策をやめ、労働者国民の生活を改善するために、次の事項の実現を図りたい。

一、全国一律最低賃金制を速やかに確立すること。

二、厚生年金、共済年金、国民年金など各種年金制度を、最低保障の引上げ、賃金スライド制導入を中心として改善すること。

第五二四四号 昭和五十年五月十九日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山梨市上神内川一六一ノ一 上山友春外八十三名

紹介議員 小笠原貞子君

インフレ政策をやめ、労働者国民の生活を改善するために、次の事項の実現を図りたい。

一、全国一律最低賃金制を速やかに確立すること。

二、厚生年金、共済年金、国民年金など各種年金制度を、最低保障の引上げ、賃金スライド制導入を中心として改善すること。

第五二四三三三号 昭和五十年五月十七日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 広島県福山市大黒町二ノ二二 清水水彦次郎外千十名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五二三三五号と同じである。

第五二四四四号 昭和五十年五月十九日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡竜王町篠原一、三

四九 飯室健英外百五名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第五二三三五号と同じである。

第五二四四五号 昭和五十年五月十九日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山口県下関市綾羅木町 網田晴美

外百二十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第五二三三五号と同じである。

第五二四六号 昭和五十年五月十九日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 福井県丹生郡朝日町清水 戸田定男外百五十五名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五二三三五号と同じである。

第五二四七号 昭和五十年五月十九日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 奈良県大和高田市北片塩町 戸田治三郎外六十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五二三三五号と同じである。

第五二四八号 昭和五十年五月十九日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 秋田市南通みその町六ノ五 高橋幸子外百十五名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第五二三三五号と同じである。

第五二四九号 昭和五十年五月十九日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 福島県喜多方市押切川向五、三六八ノ二九 佐藤トモエ外九十二名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五二三三五号と同じである。

第五二五〇号 昭和五十年五月十九日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 山口県徳山市西松原三ノ八、一二五 長谷川隆外四十七名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五二八五号 昭和五十年五月十九日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 福島市御山町六ノ一七 小沢雅秋
外八十八名
紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五二八六号 昭和五十年五月十九日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 山口県小野田市大字有帆二、一六
〇 笠井信人外百九名
紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五二八七号 昭和五十年五月十九日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 名古屋市中熱田区熱田西町大起三五
ノ一 小林孫右衛門外八十八名
紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五二七七号 昭和五十年五月十九日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 栃木県大田原市元町一ノ一ノ七
阿見寛外六十一名
紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五二七八号 昭和五十年五月十九日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 長崎市末石町四四四 小西ウメ子

外三百七十九名

紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五三八四号 昭和五十年五月十九日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 山口市泉町三ノ二六 徳原正夫外
九十六名
紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五四六八号 昭和五十年五月二十日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 熊本県牛深市久玉町一、三二三
岩本春幸外七十四名
紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五四六九号 昭和五十年五月二十日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 山口県萩市椿東二、四九六 津村
民生外五十二名
紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五四七〇号 昭和五十年五月二十日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 愛知県刈谷市半城土町大組一五ノ
一 大矢清太郎外百九十五名
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五四七一号 昭和五十年五月二十日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 長崎市末石町四四四 小西ウメ子

立等に関する請願

請願者 秋田市橋山大元町七ノ一四 佐藤
政夫外百四十五名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五四七二号 昭和五十年五月二十日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 奈良県大和郡山南郡山町四六三
ノ二六 山本政幸外六十四名
紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五四七一号 昭和五十年五月二十日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 千葉県茂原市緑町五八ノ二 古安
幸子外六十七名
紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五四七二号 昭和五十年五月二十日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 千葉県茂原市早野田四五〇 岡沢
かつ外六十六名
紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五四七三号 昭和五十年五月二十日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 千葉県茂原市茂原二八四 今井さ
き外五十二名
紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五四四号 昭和五十年五月二十日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 千葉県我孫子市我孫子二〇三 加
藤ツネ子外四十五名
紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五四五号 昭和五十年五月二十日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 千葉県松戸市大字松戸七二六 石
井久外五十八名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五四六号 昭和五十年五月二十日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 東京都板橋区板橋四ノ三七ノ八
吉原百合子外七十四名
紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五四七号 昭和五十年五月二十日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 千葉県市原市迎田一二九 佐久間
春次郎外七十三名
紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五四八号 昭和五十年五月二十日受理
労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願
請願者 千葉県君津市大岩一七 青木敏子
外七十一名
紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五四九号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 千葉県茂原市茂原一六九 松本英男 外六十一名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五五〇号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 千葉県佐原市大倉二、〇三八 久保木竹子 外七十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五五一号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 千葉市亀井町一ノ三 布施敦子 外八十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五五二号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 千葉県成田市南平台一、一四二ノ一〇 高橋昇 外七十二名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五五三号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 千葉県茂原市東町一、五七四 鶴

沢竹子 外六十一名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五五四号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 富山県高岡市向野三ノ五三 長沢英子 外七十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五五五号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 横浜市港北区下田町八一四青葉荘 内 箕浦憲彦 外七十五名

紹介議員 神沢 洋君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五五六号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市赤松町一ノ三 七 松本肇 一 外六十六名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五五七号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 横浜市港北区下田町八一四青葉荘 内 山下由己男 外七十三名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五五八号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

立等に関する請願

請願者 横浜市港北区下田町八一四青葉荘 内 品川俊一 外六十四名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五五九号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都国分寺市泉町一ノ八ノ三 早川尚夫 外六十八名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五六〇号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 埼玉県所沢市山口九七八ノ一一 山田登志子 外七十五名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五六一号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都田無市向台町三ノ二ノ三 一 山田雅弘 外七十八名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五六二号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都昭島市宮沢町三〇九ノ五 小原明夫 外六十四名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五六三号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都田無市向台町五ノ三ノ二 二 森マサ外八十三名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五六四号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都三鷹市深大寺四、〇四九 勝山元外七十九名

紹介議員 志古 裕君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五六五号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 千葉県松戸市小金原六ノ九ノ二〇 五〇四 舟久保登外四十六名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五六六号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都中野区若宮町三ノ二ノ三ノ一 〇 高久清外七十九名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五六七号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 東京都国分寺市西町四ノ一ノ三七 一〇六 島田寿男 外七十一名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五八七号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 香川県高松市西宝町一ノ一六ノ

三 藤井綾子外三十一名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五八八号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 香川県綾歌郡綾南町畑田九五八ノ

三 加藤俊作外二十六名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五八九号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 香川県高松市松縄町二〇〇 横沢

延幸外四十八名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五九〇号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 香川県高松市御所町三四一ノ一

唐渡美也子外五十名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五九一号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 香川県高松市花の宮町二ノ二ノ二

五 小泉裕持外六十七名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五九二号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 香川県高松市木太町一、七八五ノ

二 細川純外六十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五九三号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 香川県高松市屋島西町一、四〇三

久保久美子外七十四名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五九四号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 香川県香川郡香川町浅野三四八ノ

一〇五 小林武外七十三名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五九五号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 香川県観音寺市本太町一、〇二三

西山千代子外七十七名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五九六号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

立等に関する請願

請願者 香川県木田郡三木町氷上一、〇一

〇 立岩文敷外七十四名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五九七号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市藤沢一、〇九五

志村幸雄外七十五名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五九八号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 福岡県山田市下山田 手島利之外

六十三名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五五九九号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 福岡県直方市大字頓野一、二九八

国谷巖外七十六名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五六〇〇号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 福岡県直方市溝堀二ノ二ノ二 井

清水弘外七十五名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五六〇一号 昭和五十年五月二十日受理

労働者の生活改善のため全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 福岡県直方市大字頓野一、五四一

稲生栄吾外六十六名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第五二三五号と同じである。

第五二二九号 昭和五十年五月十七日受理

労働婦人の賃金・母性保護に関する請願

請願者 横浜市戸塚区矢部町三二一 三輪

賀代子外九名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第五二六一号 昭和五十年五月十九日受理

婦人労働者の賃金・労働条件及び母性保護等に関する請願

請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷一ノ三〇ノ七

ノ七〇七東京都職員労働組合婦人

部内 谷川三枝

紹介議員 杏脱タケ子君

婦人労働者の働く権利と健康を守るため、労働基

準法の最低基準の引上げ、その他の関係法の民主

的な制度化を図り、次の事項の実現を強く要求す

る。

一、産前産後休暇を最低各八週間有給とするこ

と。

二、次の四原則を含めて育児休暇の制度化を図る

こと。

1 本人の自由意思による選択制

2 有給保障

3 原職復帰

4 代替要員の確保

三、妊娠障害休暇を制度化し、有給とすること。

四、育児期間は二年間有給とすること。

五、妊娠中の夜勤を禁止すること。

六、昇任昇格、退職などについて、男女差別の禁

止を明記すること。
七、全国一律最低賃金制を確立すること。

理由

昨今の不況の中で、企業合理化は、婦人労働者を直撃し、首切り、一時帰休制、パートの解雇など、その労働権は無視され、資本の安全弁としての機能だけを持たされているのが現状である。婦人労働者の健康はむしろ悪化して、職業病は増加し、母性破壊は深刻な状態になっている。

第五二七一号 昭和五十年五月十九日受理

奄美大島旧医師介輔の身分喪失に伴う救済策に関する請願(一通)

請願者 鹿児島県大島郡与論町一、六二

紹介議員 宮之原貞光君

奄美大島の旧医師介輔に対して沖縄県医師会同様の救済措置又は補償がなされるよう配慮された。

理由

昭和二十八年奄美大島が日本に復帰し、これまでの琉球政府統治下の医師介輔制度を廃止した際、その業務従事者に対しては二箇年の猶予期間をおくだけで、なんの補償もなかつたが、沖縄県の医師介輔は祖国復帰後もその実績が認められ全員が終身その身分を保障されることになっており、共に琉球行政主席の医師介輔免許証を取得し、学歴、経験、年齢の各種事情になんら差異がないにもかかわらず、一方では職を奪われ生活に困窮していることは不均衡である。

奄美大島においては、旧医師介輔が配置されていた町村のほとんどが無医地区であるため介輔が診療業務を停止したことにより関係住民は急患発生時に応急処置すら受けることができず非常に不便を訴えており、離島等交通が天候に左右されるべき地の悩みも深刻で、各町村共医師の確保に手をやいている現況である。また、旧医師介輔はその長い者で二十三年短い者でも十年間なんらの事故

もなく信頼を得てきた業績があり、医師介輔制度の復活を訴えている地域住民も少なくない。

第五二八三号 昭和五十年五月十九日受理

看護教育の改善に関する請願

請願者 千葉市大宮台一ノ四ノ九 鈴木よし子外四名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四五九二号と同じである。

第五三七一号 昭和五十年五月十九日受理

看護教育の改善に関する請願

請願者 横浜市南区三春台六七 白井志保 美外四名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第四五九二号と同じである。

第五五〇七号 昭和五十年五月二十日受理

看護教育の改善に関する請願

請願者 東京都中野区中央二ノ一ノ七全 日本看護学生自治会連合内 佐藤昭子外四名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第四五九二号と同じである。

第五三六八号 昭和五十年五月十九日受理

児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願

請願者 大阪府堺市丈六五九ノ六 奥田佐代子外三十三名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第五三七四号 昭和五十年五月十九日受理

児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願

請願者 京都府城陽市大字寺田小字深谷七ノ一二一 平松芳子外四十二名

この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第五三八五号 昭和五十年五月十九日受理

児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願

請願者 大阪府貝塚市橋本三八〇ノ二 稲垣幹彦外九百九十九名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第四六五七号と同じである。

第五三七〇号 昭和五十年五月十九日受理

社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市宮戸一、〇〇三 石塚良雄

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第五〇六六号と同じである。

第五三七二号 昭和五十年五月十九日受理

障害福祉年金、各種障害年金の法律改正に関する請願

請願者 神奈川県大和市上和田二、四二二 上和田団地一ノ五ノ五〇三 下川与実子外四十名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第四七八四号と同じである。

第五三八三三号 昭和五十年五月十九日受理

労働者の生活を保障する全国一律最低賃金制の確立等に関する請願

請願者 岡山市新築橋一ノ七ノ七 三浦春三外二百九十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

インフレと不況から働く国民の命と暮らしを守るため、次の事項の実現を図られたい。

一、すべての労働者に健康で文化的な最低限度の生活を保障する全国一律最低賃金制を確立すること。

二、各種年金・生活保護基準の引上げ、老人・障害者福祉の充実をはじめ、社会保障を大幅に改善すること。

三、失業・雇用対策を確立するとともに、下請け・中小企業者の経営と生活を保障すること。

第五四四九号 昭和五十年五月二十日受理

働く婦人の暮らしと母性保護の権利に関する請願

請願者 東京都千代田区神田神保町一ノ三 六れい明ビル内新日本婦人の会東京本部内 永田静子

紹介議員 沓脱タケ子君

働く婦人の暮らしと母性保護の権利を守るため、次の事項の実現を図られたい。

一、働く婦人に対し、賃金、雇用、昇進、解雇など一切の差別を禁止し、婦人の有害・危険作業への就業制限を厳しく行うこと。

二、全国一律最低賃金制を確立すること。

三、パート・家内労働者・内職従業者に労働関係法規を適用すること。

四、働く婦人に生理休暇、産前産後各八週間の出産休暇、育児時間などを有給で実施し、本人の希望・原職復帰・有給を条件にした一定期間の育児休暇制を保障すること。

五、妊娠中の女子労働者に妊娠障害休暇及び母子保健法に基づく健康診断などのための通院時間を有給で保障すること。

六、出産には、正常・異常の区別なく健康保険、国保を適用すること。妊婦、乳幼児に対する定期的な健康診断、保健指導の体制を整え、乳幼児の医療の無料化を図ること。

七、ゼロ歳児を含む保育所、幼稚園、学童保育所の増設と充実を行うこと。

八、高齢者の生活と仕事の保障、夫婦で最低八万円の年金、各種の老人専門医療施設を充実させ、老人世帯と老人を持つ家族のための公共住宅を増設すること。

九、単身婦人の住宅を確保すること。

十、けんしょう炎、けいわん症候群など職業病の予防を図り、また、労災・公務災害適用を行うこと。

第五五三三号 昭和五十年五月二十日受理

医師、看護婦、医療従事者の増員に関する請願

請願者 熊本県菊池郡西台志町 江口一雄 外十四名

紹介議員 星野 力君

全国の患者が、安心して病気を治すことができるよう、次の事項の実現を図られたい。

一、国立病院、療養所の医師、看護婦をはじめとする医療従事者を減らす第三次定員削減をしないこと。

二、看護婦の養成所を国と自治体の責任で増設するための予算措置をとること。

三、すべての病院、療養所でリハビリテーションのための理学、作業、機能療法士、衛生検技士、ケースワーカーなどを増やす予算措置をとること。

理由

わたしたち全国の患者は、医師・看護婦をはじめとする医療従事者不足、その上薬の副作用の不安、相次ぐ物価値上げ、大気汚染、食品公害などにより、療養生活が一層不安なものになっていく。とりわけ、医療機関の運営の中心的な役割をもつ医師、看護婦が不足しているのは、医療機関としての使命が全うできない。このことは、患者にとつては不安を募らせることになり、医療従事者には、きつい労働を強いることになる。

第五五三六号 昭和五十年五月二十日受理

保育所等整備緊急措置法制定等に関する請願

請願者 富山県砺波市荒高屋一、二九五 小幡和日出外六百十四名

紹介議員 星野 力君

婦人の働く権利と子供の権利を守り、福祉を増進するため、次の事項による実態に即した国庫補助

の法定義務の履行、保育内容の改善、保育所等整備緊急措置法案の成立を図られたい。

一、昭和五十一年度末までに保育を希望する乳児又は幼児を保育するに足りる保育所を全国に適正配置することとし、緊急に二百万人分の保育所を整備すること。

二、三箇年計画に基づく保育所整備に要する費用は現行の二分の一を三分の二に引き上げ、その負担額は実勢単価によつて算出するものとし、地方自治体の超過負担とならないようにすること。

三、三箇年計画に基づく保育所整備のための土地取得について、地方債等適切な配慮を行うこと。

四、保育所の措置費を社会経済情勢の変化に対応して引き上げること。また、保母の配置をゼロ歳児二対一、一歳児三対一、二歳児四対一、三歳児十対一、四歳児二十対一に改善するとともに予備保母、保健婦、栄養士、医師、調理員、用務員をおくこと。

五、通勤時間に応じて保育時間を延長する場合、これに必要な保母を確保すること。

六、すべての保育所は産休あけからの保育を実施できる条件を整備すること。

七、保育所設置認可を二十人以上とすること。

八、保育所整備と相まつて必要な保母等を確保するため、養成・奨学金制度を拡充すること。

九、保育料の保護者負担を軽減すること。

十、保育所の公私格差を是正すること。

十一、保育所整備と関連して養護施設等児童福祉施設の整備を行うこと。

十二、日本住宅公団等が一定規模以上の集団住宅を建設する場合、保育所に要する土地の整備を必要とすること。